

別冊

静岡市駿河生涯学習センター

静岡市小鹿市民交流センター

施設及び設備の維持管理業務等仕様書

静岡県駿河生涯学習センター・静岡市小島市民交流センター

施設及び設備の維持管理業務等仕様書

目 次

(1)	特殊建築物点検業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・
(2)	建築設備定期点検業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・
(3)	防火設備点検業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・
(4)	空調設備保守点検業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・
(5)	自動ドア保守点検業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・
(6)	昇降機保守点検業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・
(7)	電話交換設備保守点検業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・
(8)	自家用電気工作物保守点検業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・
(9)	非常用発電機保守点検業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・
(10)	マイクロコージェネレーションシステム保守点検業務仕様書・・・・
(11)	消防設備等保守点検業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・
(12)	ホール舞台機構保守点検業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・
(13)	給湯ボイラー保守点検業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・
(14)	トレーニング機器保守点検業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・
(15)	自動券売機保守管理業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・
(16)	循環ろ過機保守点検業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・
(17)	清掃業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・
(18)	建築物環境衛生管理業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・
(19)	樹木等管理業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・
(20)	貯湯槽清掃業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・
(21)	循環式浴槽設備化学洗浄業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・
(22)	浴室内排水管スケール除去及び管内高圧洗浄業務仕様書・・・・・・
(23)	浴槽水水質検査業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・
(24)	警備業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・
(25)	ピアノ調律仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・
(26)	業務用複写機賃借業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・
(27)	利用者用複写機賃借業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・
(28)	防塵マット賃借業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・

- (29) 通信カラオケ加入業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・
- (30) 貸切団体利用者送迎バス借上業務仕様書・・・・・・・・
- (31) 盗難保険加入業務仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・
- (32) ヘルストロン・スカイウェル保守点検業務仕様書・・・・・・
- (33) フロン排出抑制法に係る点検業務仕様書・・・・・・・・
- (34) 産業廃棄物収集運搬及び処分業務仕様書・・・・・・・・

(1) 特殊建築物 点検業務仕様書

1 業務場所

静岡県健康文化交流館 静岡市駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号

2 対象施設の概要

名 称 健康文化交流館「来・て・こ」

構 造 鉄骨造 3 階建

用 途 生涯学習センター、市民交流センター

敷地面積 5,454.80㎡ 建築面積 1,948.61㎡ 延床面積 4,623.12㎡

(内生涯学習センター分1,515.89㎡、市民交流セ分3,086.8㎡ (1F分1,715.86㎡、2F分1,370.94㎡)

建築年月日 平成 16 年 3 月 27 日

3 業務内容

建築基準法第 12 条第 2 項の規定に基づき、点検対象建築物の敷地及び構造について、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検（以下、「定期点検」という。）する。

定期点検の内容は、平成 20 年 3 月 10 日国土交通省告示第 282 号 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（以下「国土交通省告示第 282 号」という。）（最終改正令和 5 年 3 月 20 日国土交通省告示第 207 号）のとおりとする。

なお、国土交通省告示第 282 号の点検項目のうち「2 建築物の外部（11）外装仕上げ材等タイル、石貼り等、モルタル等の劣化及び損傷の状況」については、開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認することとする。

また、仕様書に記載されていない事項は、「特定建築物定期調査業務基準 2016 年改訂版」（財団法人日本建築防災協会発行、国土交通省住宅局建築指導課監修）及び「剥落による災害防止のためのタイル外壁、モルタル塗り外壁診断指針」（建設省住宅局建築技術審査委員会 平成 2 年策定）を参考に点検を行うこと。

4 疑義

本業務の仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、随時指定管理者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）双方が協議して決定し、甲の承認を受け、業務を遂行するものとする。

5 提出書類

乙は、業務の実施に当たり業務着手届、工程表（様式建－1）、担当技術者届、業務計画書等を提出し、甲の承認を受けるものとする。

6 関係法令の遵守

乙は、業務の施行に当たっては、関連する法令を遵守しなければならない。

7 点検資格

定期点検業務の点検作業は、次に掲げる作業対象の区分に応じ、次に定める。

・建築物

一級若しくは二級建築士の資格を有する者、特定建築物調査員の資格を有する者。

ただし、目視点検やデータの入力等業務一部を他の専門業者に協力を求める場合は、資格を有する者の監督のもと実施すること。

8 定期点検結果報告書の提出

受注者は、点検作業を完了後速やかに、次表のとおり報告書類を提出すること。

No.	提出書類	摘 要
1	定期点検報告書 (様式 建－2)	・ 第一面から第四面 ・ 電子納品対象 (PDF 形式)
2	点検結果表 (様式 建－3)	・ 電子納品対象 (PDF 形式)
3	点検結果図 (A3版) (様式 建－4)	・ 配置図、各階平面図及び立面図を用いて、指摘のあった箇所 (特記すべき事項を含む) や撮影した写真の位置等を明記すること ・ 電子納品対象 (PDF 形式)
4	関係写真 (様式 建－5)	・ 点検の結果「要是正」とされた点検項目 (既存不適格の場合を除く) について作成すること ・ 「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば必要に応じて作成すること ・ 「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略可とする ・ 写真は当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付すること ・ 電子納品対象 (PDF 形式)
5	その他	・ 点検者、作業者等の資格の写し ・ 非常照明の照度測定等を実施した場合は、その結果表 ・ 発注者や施設管理者と協議を行った場合は、協議内容を記録した議事録 (様式任意) ・ 電子納品対象 (PDF 形式)

(2) 受注者は、上記の報告書類を書面にて1部提出するほか、電子納品の対象項目については、

表に示すファイル形式の電子データにて、電子記憶媒体（CD、DVD等）に保存して
1枚提出すること。

9 報告及び助言

乙は、上記の定期点検報告書に基づき、甲に報告し、改善方策等の助言を行わなければならない。

10 その他

（１）点検時期は、2027年度（令和9年度実施）とする。

（２）告示第282号の調査項目の内、4建築物の内部、防火設備（28）昭和48年建設省告示第2563号第1第1号ロに規定する基準についての点検は本業務に含めない。

業 務 工 程 表

- | | | | | |
|---|---------|-----------------------|--------|---|
| 1 | 委託業務の名称 | 〇〇年度 | 第〇〇〇〇号 | |
| | | 静岡市“施設名”特定建築物定期点検業務委託 | | |
| 2 | 施行箇所 | 静岡市〇〇区〇〇 | | |
| 3 | 履行期間 | 着手 | 年 | 月 |
| | | | 年 | 月 |
| 4 | 工程表 | | | |

定期点検報告書
(第一面)

建築基準法第12条第2項の規定による定期点検の結果を報告します。この報告書に記載の事項は、
事実と相違ありません。

静岡市長 宛て

年 月 日

住所

受注者 名称

氏名

【1.所有者】			
【イ. 氏名のフリガナ】			
【ロ. 氏名】			
【ハ. 郵便番号】			
【ニ. 住所】			
【ホ. 電話番号】			
【2.管理者】			
【イ. 氏名のフリガナ】			
【ロ. 氏名】			
【ハ. 郵便番号】			
【ニ. 住所】			
【ホ. 電話番号】			
【3.点検者】			
(代表となる点検者)			
【イ. 資格等】	() 建築士	() 登録第	号
	特定建築物調査員	第	
【ロ. 氏名のフリガナ】			
【ハ. 氏名】			
【ニ. 勤務先】	() 建築士事務所	() 知事登録第	号
【ホ. 郵便番号】			
【へ. 所在地】			
【ト. 電話番号】			
(その他の点検者)			
【イ. 資格等】	() 建築士	() 登録第	号
	特定建築物調査員	第	
【ロ. 氏名のフリガナ】			
【ハ. 氏名】			
【ニ. 勤務先】	() 建築士事務所	() 知事登録第	号
【ホ. 郵便番号】			
【へ. 所在地】			
【ト. 電話番号】			
【4.点検対象建築物】			
【イ. 所在地】			
【ロ. 名称のフリガナ】			
【ハ. 名称】			
【ニ. 用途】			
【5.点検による指摘の概要】			
【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格)		☐ 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】			
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有 (年 月に改善予定)		☐ 無
【ニ. その他特記事項】			

(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 敷地の位置】

【イ. 防火地域等】 ☐ 防火地域 ☐ 準防火地域
☐ その他（ ） ☐ 指定なし

【口，用途地域】

【2. 建築物及びその敷地の概要】

【イ. 構造】 ☐鉄筋コンクリート造 ☐鉄骨鉄筋コンクリート造
☐鉄骨造 ☐その他（ ）

【口. 階数】 $\square$ 鉄骨造 階 $\square$ の階 (地上 地下 階)

【八、敷地面積】 m^2

【二、建築面積】 m^2

【ホ. 延べ面積】

m²

【3.階別用途別床面積】

[illegible]

【4. 性能検証法等の適用】

☐耐火性能検証法
☐区画避難安全検証法（ 階）
☐全館避難安全検証法

☐防火区画検証法
☐階避難安全検証法（ 階）
☐その他（ ）

【5.増築、改築、用途変更等の経過】

年	月	日	概要	()
年	月	日	概要	()
年	月	日	概要	()
年	月	日	概要	()

【6. 関連図書の整備状況】

【イ. 確認に要した図書】 ☐有 (☐各階平面図あり) ☐無

【口、確認済証】 ☐ 有 ☐ 無
交付番号 年 月 日 第 号
交付者 ☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ()

【ハ. 完了検査に要した図書】
【ニ. 検査済証】 ☐有 ☐無

交付者 番号 年 月 日 第 号
☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ()

【ホ. 維持保全に関する準則又は計画】 ☐有 ☐無
【ヘ. 前回の点検に関する書類の写し】 ☐有 ☐無 ☐対象外

【7. 備考】

点検等の概要

【1. 点検及び検査の状況】

【イ. 今回の点検】		年	月	日	実施		
【ロ. 前回の点検】	☐ 実施	(	年	月	日	報告)	☐ 未実施
【ハ. 建築設備の点検】	☐ 実施	(	年	月	日	報告)	☐ 未実施
【ニ. 昇降機等の点検】	☐ 実施	(	年	月	日	報告)	☐ 未実施
【ホ. 防火設備の点検】	☐ 実施	(	年	月	日	報告)	☐ 未実施

☐対象外 ☐対象外 ☐対象外

【2.点検の状況】
 (敷地及び地盤)
 【イ.指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格) ☐ 指摘なし
 【ロ.指摘の概要】
 【ハ.改善予定の有無】 ☐ 有 (年 月に改善予定) ☐ 無

(建築物の外部)

【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格)	☐ 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】		
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有 (年 月に改善予定)	☐ 無

(屋上及び屋根)

【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格)	☐ 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】		
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有 (年 月に改善予定)	☐ 無

(建築物の内部)

【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格)	☐ 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】		
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有 (年 月に改善予定)	☐ 無

(避難施設等)

【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格)	☐ 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】		
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有 (年 月に改善予定)	☐ 無

(その他)

【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格)	☐ 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】		
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有 (年 月に改善予定)	☐ 無

【3. 石綿を添加した建築材料の状況】 (該当する室)

【イ. 該当建築材料の有無】 ☐ 有 (飛散防止措置無) ()
☐ 有 (飛散防止措置有) ()
☐ 無

【ロ. 措置予定の有無】 ☐ 有 (年 月に改善予定) ☐ 無

【4. 耐震診断及び耐震改修の状況】

【イ. 耐震診断の実施の有無】	☐ 有	☐ 無	(年 月に実施予定)	☐ 対象外
【ロ. 耐震改修の実施の有無】	☐ 有	☐ 無	(年 月に実施予定)	☐ 対象外

【5. 建築物等に係る不具合等の状況】

【イ. 不具合等】 ☐有 ☐無

【ロ. 不具合等の記録】 ☐有 ☐無

【ハ. 改善の状況】 ☐実施済 ☐改善予定（ 年 月に改善予定） ☐予定なし

【6. 備考】

(第四面)

建築物等に係る不具合等の状況

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 受注者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 点検者が2人以上のときは、代表となる点検者を点検者氏名欄に記入してください。
- ③ 1欄及び2欄は、所有者は委託者名、管理者は、その施設の長及び指定管理者名を記入し、管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ④ 3欄は、代表となる点検者及び当該建築物の点検を行ったすべての点検者について記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ⑤ 3欄の「イ」は、点検者の有する資格等について記入してください。点検者が特定建築物調査員である場合は、特定建築物調査員資格者証の交付番号を「特定建築物調査員」の番号欄に記入してください。
- ⑥ 3欄の「ニ」は、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所のときは、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑦ 3欄の「ホ」から「ト」までは、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、点検者が法人に勤務していない場合は、点検者の住所について記入してください。
- ⑧ 第三面の2欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、5欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合は、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて5欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑨ 5欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑩ 5欄の「ハ」は、第三面の2欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の2欄の「ハ」に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑪ 5欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項、または点検の対象範囲外の部位に異常が確認できた場合は、建築物の管理者に報告しその内容を記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 敷地が複数の地域にまたがるときは、1欄の「イ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第22条第1項の規定により地域指定がされている場合、災害危険区域に指定されている場合その他建築基準法又はそれに基づく命令により地域等の指定がされている場合は、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せてその内容を記入して下さい。
- ③ 1欄の「ロ」は、該当する用途地域名を全て記入してください。
- ④ 2欄の「イ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造からなる場合には、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
- ⑤ 3欄の「イ」は、建築基準法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する部分について、最上階から順に記入し、当該用途に供する部分の床面積を記入してください。ただし、点検の必要がある用途について記入して下さい。該当する用途が複数あるときは、それらを全て記入してください。
- ⑥ 3欄の「ロ」は、「イ」の用途ごとに床面積の合計を記入してください。
- ⑦ 4欄は、建築基準法施行令第108条の3第2項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、同令第108条の3第5項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」のチェックボックスに、同令第128条の6第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証されたときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証されたときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証されたときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は、階避難安全性能を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ⑧ 5欄は、前回点検時以降の建築（新築を除く。）、模様替え、修繕又は用途の変更（以下「増築、改築、用途変更等」という。）について、古いものから順に記入し、確認（建築基準法第6条第1項に規定する確認。以下同じ。）を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は増築、改築、用途変更等が完了した年月日を、併せて記入し、それぞれ増築、改築、用途変更等の概要を記入してください。
- ⑨ 6欄の「イ」は、最近の確認について、当該確認に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、そのうち各階平面図のみがあるときは併せて「各階平面図あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑩ 6欄の「ロ」は、最近の確認に係る確認済証について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、確認済証の交付年月日を記入し、交付者に関するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合は、併せてその名称を記入してください。
- ⑪ 6欄の「ハ」は、直近の完了検査について、当該完了検査に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑫ 6欄の「ニ」は、（注意）⑩に準じて記入してください。
- ⑬ 6欄の「ホ」は、建築基準法第8条第2項に規定する維持保全に関する準則又は計画について記入してください。
- ⑭ 6欄の「ヘ」は、前回の定期点検の結果を記録した書類の保存の有無について記入してください。
- ⑮ 建築基準法第86条の8の規定の適用を受けている場合において、7欄にその旨を記載してください。
- ⑯ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、7欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、当該建築物の敷地、構造及び建築設備の状況（別途建築設備の検査を行っている場合は建築設備の設置の状況に係るものに限る。）に関する点検の結果について作成してください。
- ② 1欄の「イ」は、点検が終了した年月日を記入してください。
- ③ 1欄の「ロ」から「ホ」までは、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

- ④ 1 欄の「ハ」及び「ホ」は、直前の報告について、それぞれ記入してください。
 - ⑤ 2 欄の「イ」は、点検結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - ⑥ 2 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入して下さい。
 - ⑦ 2 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた当該指摘を受けた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - ⑧ 3 欄は、建築基準法第28条の2の規定の適用を受ける石綿を添加した建築材料について記入してください。「イ」の「有（飛散防止措置無）」又は「有（飛散防止措置有）」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、当該建築材料が確認された室を記入してください。当該建築材料について飛散防止措置を行う予定があるときは、「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて措置予定年月を記入してください。措置を行う予定がないときは、「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - ⑨ 4 欄は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項又は第2項に規定する耐震診断又は耐震改修の実施の有無について記入してください。耐震診断又は耐震改修の実施の予定があるときは、実施予定年月を記入し、具体的な耐震改修の内容を定めている場合は別紙に記入し添えてください。
 - ⑩ 前回点検時以降に把握した屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の部分の脱落、防火設備等の異常動作等（以下、「不具合等」という。）について第四面の「不具合等の概要」欄に記入したときは、5 欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合等について記録が有るときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第四面に記入された不具合等のうち当該不具合等を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面に記入された不具合等のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面の「改善（予定）年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - ⑪ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、6 欄又は別紙に記入して添えてください。
5. 第四面関係
- ① 第四面は、前回点検時以降に把握した建築物等に係る不具合等のうち第三面の2 欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回点検時以降の不具合等を把握していない場合は、第四面を省略することができます。
 - ② 「不具合等を把握した年月」欄は、当該不具合等を把握した年月を記入してください。
 - ③ 「不具合等の概要」欄は、当該不具合等の概要を記入してください。
 - ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合等が生じた原因として考えられるものを記入してください。
 - ⑤ 「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「－」マークを記入してください。
 - ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

点検結果表

当該調査に関与した調査者		氏 名	調査者番号
	代表となる調査者		
	その他の調査者		

番号	調 査 項 目		調査結果			担当調査者番号
			指摘なし	要是正	既 存 不適格	
1	敷地及び地盤					
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況				
(2)	敷地	敷地内の排水の状況				
(3)	敷地内の通路	敷地内の通路の確保の状況				
(4)		有効幅員の確保の状況				
(5)		敷地内の通路の支障物の状況				
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況				
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況				
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況				
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況				
2	建築物の外部					
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況				
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況				
(3)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況				
(4)		土台の劣化及び損傷の状況				
(5)	外 壁	躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況			
(6)			木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(7)			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(8)			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(9)			鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(11)	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況				
(12)			乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況			
(13)			金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況			
(14)			コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況			
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況				
(16)			はめ殺し窓のガラスの固定の状況			
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況				
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況				
3	屋上及び屋根					
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況				
(2)	屋上回り（屋上面を除く。）	パラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況				
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況				
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況				
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況				
(6)	屋根	屋根の防火対策の状況				
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況				
(8)	機器及び工作物（冷却塔設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況				
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況				
4	建築物の内部					
(1)	防 火 区 画	令第112条第11項から第13項までに規定する区画の状況				
(2)		令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項から第10項までの各項に規定する区画の状況				
(3)		令第112条第18項に規定する区画の状況				
(4)		防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況			
(5)		令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況				
(6)	壁の室内に	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			

(8)	に面する部分		補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(11)		耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁等に限る。）	準耐火性能等の確保の状況				
(12)			部材の劣化及び損傷の状況				
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況				
(14)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況				
(15)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況				
(16)		令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況				

番号	調 査 項 目			調査結果			担当 調査者 番号
				指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(20)		耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	準耐火性能等の確保の状況				
(21)			部材の劣化及び損傷の状況				
(22)	給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況						
(23)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況				
(24)			室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況				
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況				
(26)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸		区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況				
(27)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況				
(28)			防火扉又は戸の開放方向				
(29)			戸（令第112条第19項第二号に規定する戸に限る。(30)(31)において同じ。）の本体と枠の劣化及び損傷の状況				
(30)			戸の閉鎖又は作動の状況				
(31)			戸の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況				
(32)			常時閉鎖又は作動した状態にある戸の固定の状況				
(33)		照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況				
(34)		警報設備	警報設備の設置の状況				
(35)			警報設備の劣化及び損傷の状況				
(36)	ス プ リ ン ク ラ ー 設 備	令和6年国土交通省告示第284号第1第一号又は第二号ニに規定するスプリンクラー設備	スプリンクラー設備の設置の状況				
(37)			スプリンクラー設備の劣化及び損傷の状況				
(38)		居室の採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況				
(39)			採光の妨げとなる物品の放置の状況				
(40)			換気のための開口部の面積の確保の状況				
(41)			換気設備の設置の状況				
(42)		石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況				
(43)			吹付け石綿等の劣化の状況				
(44)			除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況				
(45)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況				
5	避難施設等						
(1)	令第120条第2項に規定する通路		令第120条第2項に規定する通路の確保の状況				
(2)	廊下		幅員の確保の状況				
(3)			物品の放置の状況				
(4)	出入口		出入口の確保の状況				
(5)			物品の放置の状況				
(6)	屋上広場		屋上広場の確保の状況				
(7)	避難上有効なバルコニー		避難上有効なバルコニーの確保の状況				
(8)			手すり等の劣化及び損傷の状況				
(9)			物品の放置の状況				
(10)			避難器具の操作性の確保の状況				
(11)	階 段	階段	直通階段の設置の状況				
(12)			幅員の確保の状況				
(13)			手すりの設置の状況				
(14)			物品の放置の状況				
(15)			階段各部の劣化及び損傷の状況				
(16)		屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の状況				
(17)		屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況				
(18)			開放性の確保の状況				
(19)		特別避難階段	バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況				
(20)			付室等の排煙設備の設置の状況				
(21)			付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況				

(22)			物品の放置の状況				
(23)	備 排 等 煙 設	防煙壁	防煙区画の設置の状況				
(24)			防煙壁の劣化及び損傷の状況				

番号	調 査 項 目			調査結果			担当 調査者 番号
				指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
(25)	備 排 等 煙 設	排煙設備	排煙設備の設置の状況				
(26)			排煙口の維持保全の状況				
(27)	そ の 他 の 設 備 等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況				
(28)			非常用の進入口等の維持保全の状況				
(29)		非常用エレベーター	乗降ロビー等の構造及び面積の確保の状況				
(30)			乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況				
(31)			乗降ロビーの附室の外気に向かって開くことができる窓の状況				
(32)			物品の放置の状況				
(33)	非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況					
6	その他						
(1)	等 特 殊 な 構 造	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況				
(2)			膜張力及びケーブル張力の状況				
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）				
(4)			上部構造の可動の状況				
(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況				
(6)	煙 突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況				
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況				
(8)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況				
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況				
7	上記以外の調査項目						

その他確認事項

法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無

☐有 （ 階） ☐無

特記事項

番号	調査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

- (注意)
- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
 - ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - ③ 「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の2様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は記入不要です。
 - ④ 該当しない調査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当調査者番号」欄に「－」を記入してください。
 - ⑤ 「調査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
 - ⑥ 「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる調査項目について（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
 - ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
 - ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
 - ⑨ 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入不要です。
 - ⑩ 7「上記以外の調査項目」欄は、第2の規定により特定行政庁が調査項目等を付加している場合に、当該調査項目等を追加し、⑤から⑧に準じて調査結果等を記入してください。

- ⑪ 「その他確認事項」は、法第12条第3項の規定による検査を要する常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。）及び随時閉鎖又は作動ができる防火設備（防火ダンパーを除く。）の設置の有無を確認し、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください。
- ⑫ 「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑬ 配置図及び各階平面図を別添 1 の様式に従い添付し、指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- ⑭ 要是正とされた調査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添 2 の様式に従い添付してください。

別記第二号 (A4)

点検結果表
(第四第二号に掲げる建築物)

当該点検に 関与した点 検者		氏 名	点検者番号			
	代表となる点検者					
	その他の点検者					

番号	調 査 項 目	点検結果			担当 点検者 番号
		指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格	

1	建築物の内部				
(1)	堅穴区画	堅穴区画の状況			
(2)		堅穴区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況		
(3)			令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況		
(4)	準耐火構造の壁（堅穴区画を構成する壁に限る。）	準耐火性能の確保の状況			
(5)		部材の劣化及び損傷の状況			
(6)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況			
(7)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況			
(8)	準耐火構造の床（堅穴区画を構成する床に限る。）	準耐火性能の確保の状況			
(9)		部材の劣化及び損傷の状況			
(10)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況			
(11)	防火設備（堅穴区画を構成する防火設備に限る。）	区画に対応した防火設備の設置の状況			
(12)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況		

2	避難施設				
(1)	令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況			
(2)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況			
(3)		手すり等の劣化及び損傷の状況			
(4)		物品の放置の状況			
(5)		避難器具の操作性の確保の状況			
(6)	直通階段	直通階段の設置の状況			
(7)		幅員の確保の状況			
(8)		手すりの設置の状況			
(9)		物品の放置の状況			
(10)		階段各部の劣化及び損傷の状況			

3	上記以外の点検項目				

その他確認事項

法第12条第4項の規定による検査を要する防火設備の有無
□有（ 階） □無

特記事項				
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

- (注意)
- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
 - ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の2様式第一面3欄に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は記入不要です。
 - ④ 該当しない点検項目がある場合は、その「調査結果」欄及び「担当点検者番号」欄に「－」を記入してください。
 - ⑤ 「点検結果」欄は、別表第2（い）欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
 - ⑥ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第2（い）欄に掲げる点検項目について（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
 - ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
 - ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
 - ⑨ 「担当点検者番号」欄は、「点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、記入不要です。
 - ⑩ 3「上記以外の点検項目」欄は、第2の規定により特定行政庁が点検項目等を付加している場合に、当該調査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて点検結果等を記入してください。
 - ⑪ 「その他確認事項」は、法第12条第4項の規定による検査を要する常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る）及び随時閉鎖又は作動できる防火設備（防火ダンパーを除く）の設置の有無を確認し、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください。
 - ⑫ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
 - ⑬ 配置図及び各階平面図を別添1の2の様式に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
 - ⑭ 要是正とされた点検項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付してください。

(2)	敷地
(3) から (5)	敷地内の通路
(6) から (7)	塀等
(8) から (9)	擁壁
2	建築物の外部
(1) から (2)	基礎
(3) から (4)	土台（木造に限
(5) から (18)	外壁
3	屋上及び屋根
(1)	屋上面の状況
(2) から (5)	屋上周りの状況
(6) から (7)	屋根（屋上面を
(8) から (9)	機器及び工作物
4	建築物の内部
(1) から (5)	防火区画
(6) から (16)	壁の室内に面す
(17) から (22)	床
(23) から (25)	天井
(26) から (32)	防火設備又は戸
(33)	照明器具、懸垂
(34) から (35)	警報設備
(36) から (37)	スプリンクラー
(38) から (41)	居室の採光及び
(42) から (45)	石綿等を添加し
5	避難施設等
(1)	令第120条第2項
(2) から (3)	廊下
(4) から (5)	出入口
(6)	屋上広場
(7) から (10)	避難上有効なバ
(11) から (22)	階段
(23) から (26)	排煙設備等
(27) から (33)	その他の設備等
6	その他
(1) から (4)	特殊な構造等
(5)	避雷設備
(6) から (9)	煙突
7	上記以外の点検

1	建築物の内部
(1) から (3)	堅穴区画
(4) から (7)	準耐火構造の壁
(8) から (10)	準耐火構造の床
(11) から (12)	防火設備
2	避難施設
(1)	令第120条第2項
(2) から (5)	避難上有効なバ
(6) から (10)	直通階段
3	上記以外の点検

関係写真

部位	番号	点検項目	点検結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

部位	番号	点検項目	点検結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

- (注意)
- ① この書類は、点検の結果「要是正」とされた点検項目（既存不適格の場合を除く）について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
 - ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - ③ 「部位」欄の「番号」、「点検項目」は、それぞれ様式 建－4 の番号、点検項目に対応したものを記入してください。
 - ④ 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

(2) 建築設備 定期点検業務仕様書

1 業務場所

静岡市健康文化交流館「来・て・こ」 静岡市駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号

2 対象施設の概要

名 称 静岡市健康文化交流館「来・て・こ」

構 造 鉄骨造 3 階建

用 途 生涯学習センター、市民交流センター

敷地面積 5,454.80㎡ 建築面積 1,948.61㎡ 延床面積 4,623.12㎡

(内 生涯学習セ 分1,515.89㎡、市民交流セ分3,086.8㎡ (1F分1,715.86㎡、2F分1,370.94㎡)

建築年月日 平成 16 年 3 月 27 日

3 業務内容

建築基準法第 12 条第 4 項に基づき、点検対象建築物の建築設備について、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検する。

定期点検の内容は、平成 20 年 3 月 10 日国土交通省告示第 285 号建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（以下「国土交通省告示第 285 号」という。）（最終改正令和 5 年 3 月 20 日国土交通省告示第 207 号）のとおりとする。

また、仕様書に記載されていない事項は、「建築設備定期検査業務基準書 2016 年版」（財団法人日本建築設備・昇降機センター発行、国土交通省住宅局建築指導課監修）を参考に点検を行うこと。

なお、点検結果の報告に当たっては、要是正及び判定についても十分に説明を行うこと。

4 疑義

本業務の仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、随時指定管理者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）双方が協議して決定し、甲の承認を受け、業務を遂行するものとする。

5 提出書類

乙は、業務の実施に当たり業務着手届、工程表(様式 設－1)、担当技術者届、業務計画書等を提出し、甲の承認を受けるものとする。

6 関係法令の遵守

乙は、業務の施行に当たっては、関連する法令を遵守しなければならない。

7 点検資格

定期点検業務の点検作業は一級若しくは二級建築士の資格を有する者、建築設備検査員が行なうものとする。

ただし、目視点検やデータ入力等業務の一部を他の専門業者に協力を求める場合は、資格を有する者の監督のもと実施すること。

8 定期点検結果報告書の提出

(1) 受注者は、点検作業を完了後速やかに、次表のとおり報告書類を提出すること。

No.	提出書類	摘 要
1	定期点検報告書 (様式 設-2)	<ul style="list-style-type: none">・第一面から第三面・電子納品対象 (PDF 形式)
2	点検結果表 (様式 設-3)	<ul style="list-style-type: none">・電子納品対象 (PDF 形式)
3	点検結果図 (A3版) (様式 設-4)	<ul style="list-style-type: none">・配置図、各階平面図及び立面図を作成し、指摘のあった箇所 (特記すべき事項を含む) や撮影した写真の位置等を明記すること・電子納品対象 (PDF 形式)
4	関係写真 (様式 設-5)	<ul style="list-style-type: none">・点検の結果「要是正」とされた点検項目 (既存不適格の場合を除く) について作成すること・「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば必要に応じて作成すること・「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略可とする・写真は当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付すること・電子納品対象 (PDF 形式)
5	その他	<ul style="list-style-type: none">・点検者の資格の写し・非常照明の照度測定や換気風量測定等を実施した場合は、その結果表 (様式 設-6、7、8、9)・発注者や施設管理者と協議を行った場合は、協議内容を記録した議事録 (様式任意)・電子納品対象 (PDF 形式)

(2) 受注者は、上記の報告書類を書面にて1部提出するほか、電子納品の対象項目については、表に示すファイル形式の電子データにて、電子記憶媒体 (CD、DVD等) に保存して1枚提出すること。

9 報告及び助言

乙は、上記の報告書等に基づき、甲に定期点検の報告を行うものとする。この場合において、特に不具合等の状況を発見したときは、乙は、甲に改善方策等の助言を行い、様式により報告を行わなければならない。

業 務 工 程 表

- | | | | |
|---|---------|----------------------|----------------|
| 1 | 委託業務の名称 | 〇〇年度 | 第〇〇〇〇号 |
| | | 静岡市“施設名”建築設備定期点検業務委託 | |
| 2 | 施 行 箇 所 | 静岡市〇〇区〇〇 | |
| 3 | 履 行 期 間 | 着手 | 年 月 日
年 月 日 |
| 4 | 工 程 表 | | |

定期点検報告書
建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）

（第一面）

建築基準法第12条第4項の規定により、定期点検の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

静岡市長 宛て

	年	月	日
受注者	住所	名称	氏名

【1. 所有者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
 - 【ロ. 氏名】
 - 【ハ. 郵便番号】
 - 【ニ. 住所】
 - 【ホ. 電話番号】
-

【2. 管理者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
 - 【ロ. 氏名】
 - 【ハ. 郵便番号】
 - 【ニ. 住所】
 - 【ホ. 電話番号】
-

【3. 点検対象建築物】

- 【イ. 所在地】
 - 【ロ. 名称のフリガナ】
 - 【ハ. 名称】
 - 【ニ. 用途】
-

【4. 点検による指摘の概要】

- 【イ. 指摘の内容】 ☐要是正の指摘あり（☐既存不適格） ☐指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 ☐有（ 年 月に改善予定） ☐無
- 【ニ. その他特記事項】

建築設備の状況等

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 階 地下 階
 【ロ. 建築面積】 m^2
 【ハ. 延べ面積】 m^2
 【ニ. 点検対象建築設備】 ☐換気設備 ☐排煙設備 ☐非常用の照明装置
☐給水設備及び排水設備

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 年 月 日 第 号
 【ロ. 確認済証交付者】 ☐建築主事 ☐指定確認検査機関 (年 月 日 第 号)
 【ハ. 検査済証交付年月日】 年 月 日 第 号
 【ニ. 検査済証交付者】 ☐建築主事 ☐指定確認検査機関 (年 月 日 第 号)

【3. 点検日等】

【イ. 今回の点検】 年 月 日実施
 【ロ. 前回の点検】 ☐実施 (年 月 日報告) ☐未実施
 【ハ. 前回の点検に関する書類の写し】 ☐有 ☐無

【4. 換気設備の点検者】

(代表となる点検者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
 建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【5. 換気設備の概要】

【イ. 無窓居室】 ☐自然換気設備 (系統 室) ☐機械換気設備 (系統 室)
☐中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)
☐その他 (系統 室) ☐無
 【ロ. 火気使用室】 ☐自然換気設備 (系統 室) ☐機械換気設備 (系統 室)
☐その他 (系統 室) ☐無
 【ハ. 居室等】 ☐自然換気設備 (系統 室) ☐機械換気設備 (系統 室)
☐中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)
☐その他 (系統 室) ☐無
 【ニ. 防火ダンパーの有無】 ☐有 ☐無

【6. 換気設備の点検の状況】

【イ. 指摘の内容】 ☐要是正の指摘あり (☐既存不適格) ☐指摘なし
 【ロ. 指摘の概要】
 【ハ. 改善予定の有無】 ☐有 (年 月に改善予定) ☐無

【7. 換気設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 ☐有 ☐無
 【ロ. 不具合記録】 ☐有 ☐無
 【ハ. 改善の状況】 ☐実施済 ☐改善予定 (年 月に改善予定) ☐予定なし

【8. 排煙設備の点検者】

(代表となる点検者)

【イ. 資格等】() 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格等】() 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【9. 排煙設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

☐ 区画避難安全検証法 (階) ☐ 階避難安全検証法 (階)
☐ 全館避難安全検証法 ☐ その他 ()

【ロ. 特別避難階段の階段室又は付室】

☐ 吸引式 (区画) ☐ 給気式 (区画) ☐ 加圧式 (区画) ☐ 無

【ハ. 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー】

☐ 吸引式 (区画) ☐ 給気式 (区画) ☐ 加圧式 (区画) ☐ 無

【ニ. 非常用エレベーターの乗降ロビーの用に付する付室】

☐ 吸引式 (区画) ☐ 給気式 (区画) ☐ 加圧式 (区画) ☐ 無【ホ. 居室等】 ☐ 吸引式 (区画) ☐ 給気式 (区画) ☐ 無【ヘ. 予備電源】 ☐ 蓄電池 ☐ 自家用発電装置 ☐ 直結エンジン ☐ 無

【10. 排煙設備の点検の状況】

【イ. 指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格) ☐ 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 ☐ 有 (年 月に改善予定) ☐ 無

【11. 排煙設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 ☐ 有 ☐ 無【ロ. 不具合記録】 ☐ 有 ☐ 無【ハ. 改善の状況】 ☐ 実施済 ☐ 改善予定 (年 月に改善予定) ☐ 予定なし

【12. 非常用の照明装置の点検者】

(代表となる点検者)

【イ. 資格等】() 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格等】() 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【20. 備考】

建築設備に係る不具合の状況

【1. 換気設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【2. 排煙設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【3. 非常用の照明装置】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【4. 給水設備及び排水設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

様式 設-2

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 受注者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 1 欄及び2 欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ③ 第二面の6 欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、4 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6 欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて4 欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 4 欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑤ 4 欄の「ハ」は、第二面の6 欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の6 欄、10欄、14 欄又は18欄の「ハ」に記入されている改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑥ 4 欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、建築設備等の概要及び当該建築設備等の構造方法に係る検査結果について作成してください。
- ② 1 欄の「ニ」は、点検対象の建築設備について、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ 2 欄の「イ」及び「ロ」は、点検対象の建築設備等に関する直前の確認（建築基準法第87条の4 及び同法第88条第2 項の規定により準用して適用される同法第6 条第1 項に規定する確認を含む。以下この様式において同じ。）について、「ハ」及び「ニ」は、点検対象の建築設備等に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
- ④ 2 欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ⑤ 3 欄の「イ」は、点検が終了した年月日を記入し、「ロ」は、点検対象の建築設備等に関する直前の報告について記入して下さい。
- ⑥ 3 欄の「ロ」は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑦ 3 欄の「ハ」は、前回の定期点検の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑧ 4 欄から19欄までは、点検の対象となっていない建築設備等の欄には記入する必要はありません。
- ⑨ 4 欄、8 欄、12欄及び16欄は、代表となる点検者並びに点検に係る建築設備に係るすべての点検について記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が1 人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ⑩ 4 欄、8 欄、12欄及び16欄の「イ」は、点検者の有する資格について記入してください。点検者が建築設備検査員である場合は、建築設備検査員資格者証の交付番号を「建築設備検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑪ 4 欄、8 欄、12欄及び16欄の「ニ」は、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑫ 4 欄、8 欄、12欄及び16欄の「ホ」から「ト」までは点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、点検者が法人に勤務していない場合は点検者の住所について記入してください。
- ⑬ 5 欄の「イ」は、換気のための有効な部分の面積が居室の床面積の20分の1 未満となる居室（建築基準法第28条第3 項に規定する特殊建築物の居室を除く。）について、「ロ」は、同項に規定する室（同項に規定する特殊建築物の居室を除く。）について記入し、それぞれ該当する室がない場合においては「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ハ」は同項に規定する特殊建築物の居室について記入してください。
- ⑭ 17欄の「イ」、「ロ」及び「ホ」は、それぞれ該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「その他」の場合は併せて具体的な内容を記入してください。

様式 設-2

- ⑮ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」は、点検結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑯ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。
- ⑰ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘を受けた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑱ 前回点検時以降に把握した火災時の排煙設備不作動等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下、「不具合」という。）について第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄の「不具合の概要」欄に記入したときは、7欄、11欄、15欄又は19欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは7欄、11欄、15欄又は19欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7欄、11欄、15欄又は19欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑲ 9欄の「イ」は、建築基準法施行令第128条の6第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証された建築物のときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証された建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証された建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ⑳ 9欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、それぞれ該当する室がないときに「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ホ」は、「ロ」、「ハ」及び「ニ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入してください。
- ㉑ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、20欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① 第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄は、前回点検時以降に把握した建築設備に係る不具合のうち第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回点検時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。
- ② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ⑤ 「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「－」を記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

点検結果表
(換気設備)

当該検査に関与した検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検 査 項 目 等		検査結果				担当 検査者 番号
			指摘 なし	要是正		既 存 不適格	
1	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）						
(1)	機械換気設備	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観	給気機の外気取入口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水の進入等の防止措置の状況				
(2)			給気機の外気取入口及び排気機の排気口の取付けの状況				
(3)			各居室の給気口及び排気口の設置位置				
(4)			各居室の給気口及び排気口の取付けの状況				
(5)			風道の取付けの状況				
(6)			風道の材質				
(7)			給気機又は排気機の設置の状況				
(8)			換気扇による換気の状況				
(9)			各居室の給気口及び排気口における物品の放置の状況				
(10)			中央管理方式の空気調和設備	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	各居室の換気量		
(11)	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況						
(12)	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の設置の状況					
(13)		空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況					
(14)		空気調和設備の運転の状況					
(15)		空気ろ過器の点検口					
(16)		冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離					
(17)		空気調和設備の性能		各居室の温度			
(18)	各居室の相対湿度						
(19)	各居室の浮遊粉じん量						
(20)	各居室の一酸化炭素含有率						
(21)	各居室の二酸化炭素含有率						
(22)	各居室の気流						
2	換気設備を設けるべき調理室等						
(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質					
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況					
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ					
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置					
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況					
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況					
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離					
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況					
(9)		各居室の給気口及び排気口における物品の放置の状況					
(10)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）					
(11)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況					
(12)		換気扇による換気の状況					
(13)		給気機又は排気機の設置の状況					
(14)		機械換気設備の換気量					
3	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等						
(1)	防火ダンパー等（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの設置の状況					
(2)		防火ダンパーの取付けの状況					
(3)		防火ダンパーの作動の状況					
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況					
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無					
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ					
(7)		壁及び床の防火区画貫通措置部の措置の状況					
(8)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置					
(9)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況					
4	上記以外の検査項目等						
特記事項							
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等				改善（予定）年月

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面 4 欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。
- ④ 検査対象建築物に換気設備がない場合は、この様式は記入不要です。
- ⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「－」を記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄は、別表第一（ろ）欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第一（ろ）欄に掲げる検査事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑪ 1 (9)「各居室の換気量」については、法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表（様式 設一6）を添付してください。
- ⑫ 2 (13)「機械換気設備の換気量」については、換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表（様式 設一7）を添付してください。
- ⑬ 4 「上記以外の検査項目」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑥から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。また、第2第3項の規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑥から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。
- ⑭ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑮ 要是正とされた検査項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

* 別表第1とは、平成20年3月10日国土交通省告示第285号をいう。

点検結果表
(排煙設備)

当該検査に関与した検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検 査 項 目 等			検査結果			担当 検査者 番号
				指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
1	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等						
(1)	排煙機	排煙機の外観	排煙機の設置の状況				
(2)			排煙風道との接続の状況				
(3)			排煙出口の設置の状況				
(4)			排煙出口の周囲の状況				
(5)			屋外に設置された煙排出口への雨水等の防止措置の状況				
(6)		排煙機の性能	排煙口の開放との連動起動の状況				
(7)			作動の状況				
(8)			電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況				
(9)			排煙機の排煙風量				
(10)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(11)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の 外観	排煙口の位置				
(12)			排煙口の周囲の状況				
(13)			排煙口の取付けの状況				
(14)			手動開放装置の周囲の状況				
(15)			手動開放装置の操作方法の表示の状況				
(16)		機械排煙設備の排煙口の 性能	手動開放装置による開放の状況				
(17)			排煙口の開放の状況				
(18)			排煙口の排煙風量				
(19)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(20)			煙感知器による作動の状況				
(21)	排煙風道	機械排煙設備の排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況				
(22)			排煙風道の取付けの状況				
(23)			排煙風道の材質				
(24)			防煙壁の貫通措置の状況				
(25)			排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況				
(26)		防火ダンパー（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの取付けの状況				
(27)			防火ダンパーの作動の状況				
(28)			防火ダンパーの劣化及び損傷の状況				
(29)			防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無				
(30)			防火ダンパーの温度ヒューズ				
(31)			壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況				
(32)		特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	排煙口及び給気口の大きさ及び位置				
(33)			排煙口及び給気口の周囲の状況				
(34)			排煙口及び給気口の取付けの状況				
(35)			手動開放装置の周囲の状況				
(36)			手動開放装置の操作方法の表示の状況				
(37)		特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	排煙口の排煙風量				
(38)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(39)			煙感知器による作動の状況				
(40)		特殊な構造の排煙設備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況				
(41)			給気風道の材質				
(42)			給気風道の取付けの状況				
(43)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の設置の外観	防煙壁の貫通措置の状況				
(44)			給気送風機の設置の状況				
(45)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	給気風道との接続の状況				
(46)			排煙口の開放と連動起動の状況				
(47)			作動の状況				
(48)			電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況				
(49)			給気送風機の給気風量				
(50)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(51)			吸込口の設置位置				
(52)			吸込口の周囲の状況				
(53)			屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況				

：3年以内に1回検査を行う項目

番号	検 査 項 目 等		検査結果			担当 検査者 番号
			指摘 なし	要是正		
				既	存 不適格	
2	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー					
(1)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況				
(2)		給気口の周囲の状況				
(3)	加圧防排煙設備	排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況			
(4)		排煙風道の取付けの状況				
(5)		排煙風道の材質				
(6)		給気口の外観	給気口の周囲の状況			
(7)			給気口の取付けの状況			
(8)			給気口の手動開放装置の周囲の状況			
(9)			給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況			
(10)		給気口の性能	給気口の手動開放装置による開放の状況			
(11)			給気口の開放の状況			
(12)		給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況			
(13)			給気風道の取付けの状況			
(14)			給気風道の材質			
(15)		給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況			
(16)			給気風道との接継の状況			
(17)		給気送風機の性能	給気口の開放と連動起動の状況			
(18)			給気送風機の作動の状況			
(19)			電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況			
(20)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況			
(21)		給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置			
(22)			吸込口の周囲の状況			
(23)			屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況			
(24)	遮煙開口部の性能	遮煙開口部の排出風速				
(25)	空気逃し口の外観	空気逃し口の大きさ及び位置				
(26)		空気逃し口の周囲の状況				
(27)		空気逃し口の取付けの状況				
(28)	空気逃し口の性能	空気逃し口の作動の状況				
(29)	圧力調整装置の外観	圧力調整装置の大きさ及び位置				
(30)		圧力調整装置の周囲の状況				
(31)		圧力調整装置の取付けの状況				
(32)	圧力調整装置の性能	圧力調整装置の作動の状況				
3	令第126条の2第1項に規定する居室等					
(1)	可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況				
(2)		手動降下装置による連動の状況				
(3)		煙感知器による連動の状況				
(4)		可動防煙壁の材質				
(5)		可動防煙壁の防煙区画				
(6)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				

番号	検 査 項 目 等		検査結果			担当 検査者 番号
			指摘 なし	要是正		
				既 存	不 適格	
4	予備電源					
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況			
(2)			発電機の発電容量			
(3)			発電機及び原動機の状況			
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況			
(5)			始動用の空気槽の圧力			
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況			
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況			
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況			
(9)			自家用発電装置の取付けの状況			
(10)			自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）			
(11)			接地線の接続の状況			
(12)			絶縁抵抗			
(13)		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況			
(14)			始動の状況			
(15)			運転の状況			
(16)			排気の状況			
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況			
(18)	直結エンジン	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況			
(19)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況			
(20)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況			
(21)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況			
(22)			給気部及び排気管の取付けの状況			
(23)			Vベルト			
(24)			接地線の接続の状況			
(25)			絶縁抵抗			
(26)			直結エンジンの性能	始動及び停止並びに運転の状況		
5	上記以外の検査項目等					
特記事項						
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等		改善（予定）年月	

(注意)

① この書類は、建築物ごとに作成してください。

② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面8欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。

④ 検査対象建築物に排煙設備がない場合は、この様式は省略して構いません。

⑤ 該当しない検査項目がある場合は、その「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「－」を記入してください。

⑥ 「検査結果」欄は、別表第二（ろ）欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。

⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第二（ろ）欄に掲げる検査事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。

⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。

⑪ 1(9)「排煙機の排煙風量」及び1(18)「排煙口の排煙風量」については、排煙風量測定記録表（様式 設－8－1）を添付してください。

⑫ 1(37)「排煙口の排煙風量」及び1(49)「給気送風機の給気風量」については、排煙風量測定記録表（様式 設－8－2）を添付してください。

⑬ 2(24)「遮煙開口部の排出風速」については、排煙風量測定記録表（様式 設－8－3）を添付してください。

⑭ 5「上記以外の検査項目」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑥から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。また、第2第3項の規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑥から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。

⑮ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。

⑯ 要是正とされた検査項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

* 別表第2とは、平成20年3月10日国土交通省告示第285号をいう。

点検結果表
(非常用の照明装置)

当該検査に関与した検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検 査 項 目 等		検査結果			担当 検査者 番号
			指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
1	照明器具					
(1)	非常用の照	使用電球、ランプ等				
(2)	明器具	照明器具の取付けの状況				
2	電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家発電装置					
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能				
(2)	照度	照度の状況				
(3)		照明の妨げとなる物品の放置の状況				
(4)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況				
(5)	配線	配電管等の防火区画貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
3	電源別置形の蓄電池及び自家発電装置					
(1)	配線	照明器具の取付けの状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
(2)		電気回路の接続の状況				
(3)		接続部（幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況				
(4)		予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況				
(6)		蓄電池設備と自家発電装置併用の場合の切替えの状況				
4	電池内蔵形の蓄電池					
(1)	配線及び充	充電ランプの点灯の状況				
(2)	電ランプ	誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況				
5	電源別置形の蓄電池					
(1)	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況			
(2)			蓄電池室の換気の状況			
(3)			蓄電池の設置の状況			
(4)	蓄電池の性能		電圧			
(5)			電解液比重			
(6)			電解液の温度			
(7)	充電器		充電器室の防火区画等の貫通措置の状況			
(8)			キュービクルの取付けの状況			
6	自家発電装置					
(1)	自家発電装置	自家発電装置等の状況	自家発電機室の防火区画等の貫通措置の状況			
(2)			発電機の発電容量			
(3)			発電機及び原動機の状況			
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況			
(5)			始動用の空気槽の圧力			
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況			
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況			
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況			
(9)			自家発電装置の取付けの状況			
(10)			自家発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）			
(11)			接地線の接続の状況			
(12)			絶縁抵抗			
(13)	自家発電装置等の性能		電源の切替えの状況			
(14)			始動の状況			
(15)			運転の状況			
(16)			排気の状況			
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況			
7	上記以外の検査項目等					

特記事項				
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面12欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。
- ④ 検査対象建築物に非常用の照明装置がない場合は、この様式は記入不要です。
- ⑤ 該当しない検査項目がある場合は、その「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「－」を記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄は、別表第三（ろ）欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第三（ろ）欄に掲げる検査事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑪ 2(2)「照度」については、非常用の照明装置の照度測定表（様式 設－9）を添付してください。
- ⑫ 7「上記以外の検査項目」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑥から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。また、第2第3項の規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑥から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。
- ⑬ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にであっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑭ 要是正とされた検査項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

* 別表第3とは、平成20年3月10日国土交通省告示第285号をいう。

点検結果表
(給水設備及び排水設備)

当該点検に関与した 点検者		氏 名	点検者番号
	代表となる点検者		
	その他の点検者		

番号	点 検 項 目 等		点検結果			担当 点検者 番号	
			指摘 なし	要是正	既 存 不適格		
1	飲料用の配管設備及び排水設備						
(1)	飲料用配管及び排水配管	配管の取付けの状況					
(2)	(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	配管の腐食及び漏水の状況					
(3)		配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況					
(4)		継手類の取付けの状況					
(5)		保温措置の状況					
(6)		防火区画等の貫通措置の状況					
(7)		配管の支持金物					
(8)		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況					
(9)		止水弁の設置の状況					
(10)		ウォーターハンマーの防止措置の状況					
(11)		給湯管及び膨張管の設置の状況					
2	飲料水の配管設備						
(1)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク(以下「給水タンク等」という。)	給水タンク等の設置の状況					
(2)	給水ポンプ	給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況					
(3)		給水タンク等の腐食及び漏水の状況					
(4)		給水用圧力タンクの安全装置の状況					
(5)		給水ポンプの運転の状況					
(6)		給水タンク及ポンプ等の取付けの状況					
(7)		給水タンク等の内部の状況					
(8)	給湯設備(循環ポンプを含む。)	給湯設備(ガス湯沸器を除く。)					
(9)		給湯設備の取付けの状況					
(10)		給湯設備の腐食及び漏水の状況					
3	排水設備						
(1)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ					
(2)		排水槽の通気の状況					
(3)		排水漏れの状況					
(4)		排水ポンプの設置状況					
(5)		排水ポンプの運転状況					
(6)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況					
(7)	排水再利用配管設備(中水道を含む。)	雑用水の用途					
(8)		雑用水給水栓の表示の状況					
(9)		配管の標識等					
(10)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況					
(11)		消毒装置					
(12)	その他	衛生器具					
(13)		排水トラップ					
(14)		阻集器					
(15)		排水管					
(16)		公共下水道等への接続の状況					
(17)		雨水排水立て管の接続の状況					
(18)		排水の状況					
(19)		掃除口の取付けの状況					
(20)		雨水系統との接続の状況					
(21)		間接排水の状況					
(22)		通気管					
(23)		通気管の状況					
4	上記以外の点検項目等						
特記事項							
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等			改善(予定)年月	

--	--	--	--	--

3年以内ごとに行う項目

- (注意)
- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
 - ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、「様式設-2」定期点検報告書（建築設備（昇降機及び遊戯施設を除く。））第二面4欄に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は記入不要です。
 - ④ 点検対象建築物に給水設備及び排水設備がない場合は、この様式は記入不要です。
 - ⑤ 該当しない点検項目等がある場合は、当該項目の「点検結果」欄及び「担当点検者番号」欄に「-」を記入してください。
 - ⑥ 「点検結果」欄は、別表第4（ろ）欄に掲げる各事項ごとに記入してください。
 - ⑦ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第4（ろ）欄に掲げる事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
 - ⑧ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
 - ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
 - ⑩ 「担当点検者番号」欄は、「該当点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入不要です。
 - ⑪ 4「上記以外の点検項目等」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が点検項目等を付加している場合に、当該点検項目等を追加し、⑥から⑩までに準じて点検結果等を記入してください。また、第2第3項に規定する認定点検項目等が定められている場合に、当該認定点検項目等を追加し、⑥から⑩までに準じて点検結果等を記入してください。
 - ⑫ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
 - ⑬ 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を様式 設-5に従い添付してください。
- * 別表第4とは、平成20年3月10日国土交通省告示第285号をいう。

関係写真

点検結果	
☐ 要是正 ☐ その他	
写真貼付	特記事項

点検結果	
☐ 要是正 ☐ その他	
写真貼付	特記事項

- (注意)
- ① この書類は、点検の結果「要是正」とされた点検項目（既存不適格の場合を除く）について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
 - ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - ③ 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合と特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - ④ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表

[illegible]

注1) 室ごとに単独の換気扇がある場合など、換気設備が特定されている場合は、その名称を記入する。

注2) 「換気状況の評価」欄には、外気取り入れ口における風量測定を行うことが最も確実であり、換気量測定を行った場合は、その測定結果を記入する。これに代わる方法として各室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する等を行った場合には、その結果を記入する。

様式 設-7

換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表

[illegible]

注) 「測定風速」欄には、原則的として測定した箇所¹⁾の平均風速を記入する。

排煙風量測定記録表 注1)

測定年月日		測定機器 メーカー名		型式番号等			
1	排煙機系統(機器番号等)		排煙機銘板表示		排煙機の規定風量		
			最大防煙区画面積		$m^2 \times 1 \text{ or } 2 =$ m3/min		
2	排 煙 口					判 定	
	階	室 名	排煙口面積 (㎡)	測定風速 (m/s) 注2)	測定風量 (㎡/min)		規定風量 (㎡/min)
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
3	排 煙 機					判 定	
	排煙機 (番号等)	煙排出口面積 (㎡)	測定風速 (m/s)	測定風量 (㎡/min)	規定風量 (㎡/min)		
							指摘なし・要是正
4	直結エンジン (内燃エンジン) の有無		予備電源又は直結エンジン 切り替え				
	有 ・ 無		指摘なし・要是正				
5	排煙口配置・系統図 (排煙機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)						

注1) 本記録表は、排煙機系統ごとに記入する。
注2) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。
注3) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

排煙風量測定記録表（A 4） 給気式（特殊な構造の排煙設備）

測定年月日		測定機器 メーカー名		型式番号等	
1	給気送風機系統(機器番号等)			給気送風機銘板表示	給気送風機の性能（風量）
					m ³ /min
2	排 煙 口				
	階	室 名	排煙口面積（㎡）	測定風速（m/s）*注2)	測定風量（m ³ /min） 規定風量（m ³ /min）
					指摘なし・要是正
3	給 気 送 風 機				判 定
	吸込口面積（㎡）		測定風速（m/s）*注2)	測定風量（m ³ /min） 規定風量（m ³ /min）	
					指摘なし・要是正
4	直結エンジン（内燃エンジン）の有無		予備電源又は直結エンジン切り替え		
	有 ・ 無		指摘なし・要是正		
5	排煙系統図（給気送風機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること）				

注1) 本記録表は、排煙機系統ごとに記入する。

注2) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。
自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

排煙風量測定記録表（A 4） 加圧式（加圧防排煙設備）

測定年月日		測定機器 メーカー名		型式番号等	
1	給気送風機系統（機器番号等）		給気送風機銘板表示	給気送風機の性能（風量）	
				m ³ /min	

	遮煙開口部・空気逃し口							判 定
	階	室 名	空気逃し口の方式*注1)	測定排出風速*注2 (m/s)	規定排出風速*注3 (m/s)	算定式*注3)	遮煙開口部の高さ(m)	
2			1. 自然方式 ☐					指摘なし・要是正
			2. 機械方式 ☐					
			3. 併用方式 ☐					
			1. 自然方式 ☐					指摘なし・要是正
			2. 機械方式 ☐					
			3. 併用方式 ☐					
			1. 自然方式 ☐					指摘なし・要是正
			2. 機械方式 ☐					
			3. 併用方式 ☐					
			1. 自然方式 ☐					指摘なし・要是正
			2. 機械方式 ☐					
			3. 併用方式 ☐					

3	直結エンジン （内燃エンジン）の有無	予備電源又は直結エンジン 切り替え
	有 ・ 無	指摘なし・要是正

4	排煙系統図 （給気送風機と空気逃し口の対応関係がわかる図を記入すること）

- 注1) 「空気逃し口の方式」欄には、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れる。
- 注2) 「測定排出風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。
- 注3) 隣接室を区画する当該区画の仕様及び隣接室の仕様に応じて、規定排出風速Vの算定式を以下の①から③のいずれかを選択し、「算定式」欄に記入する。また、当該算定式により排出風速を算出し、「規定排出風速」欄に記入する。この場合において、Vは排出風速、Hは遮煙開口部の高さを表す。
- ① $V=2.7\sqrt{H}$ ② $V=3.3\sqrt{H}$ ③ $V=3.8\sqrt{H}$
- 注4) 自主点検等による風速測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

注 3) 「照度」欄には、自動検査機能を有していない場合は、照度の値（lx）を記入し、自動検査機能を有するものにあつては、「－」を記入する。

防火設備定期点検業務委託仕様書

1 業務名 静岡市健康文化交流館「来・て・こ」防火設備定期点検業務

2 業務場所 静岡市駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号

3 対象施設の概要

名 称 静岡市健康文化交流館「来・て・こ」

構 造 鉄骨造 3 階建

用 途 生涯学習センター、市民交流センター

敷地面積 5,454.80㎡ 建築面積 1,948.61㎡ 延床面積 4,623.12㎡

(内 生涯学習セ 分1,515.89㎡、市民交流セ分3,086.8㎡ (1F分1,715.86㎡、2F分1,370.94㎡)

建築年月日 平成 16 年 3 月 27 日

点検項目 別紙「点検対象施設一覧表」のとおり

4 業務内容

本業務は、建築基準法第 12 条第 4 項の規定に基づき、点検対象建築物の防火設備について、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検（以下「定期点検」という。）することを目的とする。

定期点検の内容は、平成 28 年 5 月 2 日国土交通省告示第 723 号防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（以下「国土交通省告示第 723 号」という。）（最終改正令和 5 年 3 月 20 日国土交通省告示第 207 号）のとおりとする。

5 共通事項

(1) 定期点検の作業は、次のいずれかの資格を有する者が実施すること。

(ア) 一級建築士若しくは二級建築士

(イ) 防火設備検査員

(2) 静岡市（以下「発注者」という。）から点検に必要な設計図書等の貸与を受けた場合には、業務を完了した日から 3 日以内に返却すること。

(3) 業務の実施にあたっては、関連する法令を遵守すること。

(4) 点検のために建物等や第三者の所有する土地、建物等に立ち入ろうとする場合には、あらかじめ当該建築物の管理者、所有者の同意を得ること。

(5) 点検の実施にあたっては、作業員や第三者の安全に十分注意すること。

(6) 業務の実施にあたっては、施設の業務に支障のないよう十分注意すること。また敷地内の通行制限や音が発生する作業をする際は、事前に発注者と十分に協議すること。

- (7) 業務の契約書及び仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、随時発注者と受注者双方が協議して決定し、発注者の承認を受け、業務を実施すること。
あわせて協議内容を記載した議事録（様式任意）を作成し、点検報告書に添付すること。
- (8) 点検結果の報告時に、特に不具合等の状況を発見したときは、改善方策等の助言を行い様式 防－１（第三面）により報告すること。
- (9) 点検の対象範囲外の部位に異常が確認できた場合は、発注者に報告すること。

6 事前調査

点検対象建築物の図面を確認し、発注者と点検可能日や時間帯等を調整すること。

7 報告書類の提出および助言

- (1) 受注者は、点検作業を完了後速やかに、次表のとおり報告書類を提出すること。

No.	提出書類	摘 要
1	定期点検報告書 (様式 防－１)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一面から第三面 ・ 電子納品対象 (PDF 形式)
2	点検結果表 (様式 防－２) (様式 防－３) (様式 防－４) (様式 防－５)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子納品対象 (PDF 形式)
3	点検結果図 (A 3 版) (様式 防－６)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置図、各階平面図及び立面図を作成し、指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む）や撮影した写真の位置等を明記すること ・ 電子納品対象 (PDF 形式)
4	関係写真 (様式 防－７)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検の結果「要是正」とされた点検項目（既存不適格の場合を除く）について作成すること ・ 「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば必要に応じて作成すること ・ 「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略可とする ・ 写真は当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付すること ・ 電子納品対象 (PDF 形式)
5	検査結果内訳表 (様式 防－８) (様式 防－９)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子納品対象 (PDF 形式)

6	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・点検者の資格の写し ・発注者や施設管理者と協議を行った場合は、協議内容を記録した議事録（様式任意） ・電子納品対象（PDF 形式）
---	-----	--

- （２） 受注者は、上記の報告書類を書面にて１部提出するほか、電子納品の対象項目については、表に示すファイル形式の電子データにて、電子記憶媒体（ＣＤ、ＤＶＤ等）に保存して１枚提出すること。

8 その他

常閉防火扉の点検時期は 2027 年度（令和 9 年度実施）とし、３年ごとに点検を実施する。

定期点検報告書
防火設備

(第一面)

建築基準法第12条第4項の規定により、定期点検の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

静岡市長 宛て

年 月 日

住所

受注者 名称

氏名

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【3. 点検対象建築物】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【ニ. 用途】

【4. 点検による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】 ☐要是正の指摘あり（☐既存不適格） ☐指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 ☐有（ 年 月に改善予定） ☐無

【ニ. その他特記事項】

防火設備の状況等

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 階 地下 階
 【ロ. 建築面積】 m²
 【ハ. 延べ面積】 m²

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 年 月 日 第 号
 【ロ. 確認済証交付者】 ☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ()
 【ハ. 検査済証交付年月日】 年 月 日 第 号
 【ニ. 検査済証交付者】 ☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ()

【3. 点検日等】

【イ. 今回の点検】 年 月 日 実施
 【ロ. 前回の点検】 ☐ 実施 (年 月 日 報告) ☐ 未実施
 【ハ. 前回の点検に関する書類の写し】 ☐ 有 ☐ 無

【4. 防火設備の点検者】

(代表となる点検者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 防火設備検査員

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 防火設備検査員

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【5. 防火設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

☐ 区画避難安全検証法 (階) ☐ 階避難安全検証法 (階)☐ 全館避難安全検証法 ☐ その他 ()【ロ. 防火設備】 ☐ 防火扉 (枚) ☐ 防火シャッター (枚)☐ 耐火クロススクリーン (枚) ☐ ドレンチャー (枚)☐ その他 (台)

【6. 防火設備の点検の状況】

【イ. 指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格) ☐ 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 ☐ 有 (年 月に改善予定) ☐ 無

【7. 防火設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 ☐ 有 ☐ 無【ロ. 不具合記録】 ☐ 有 ☐ 無【ハ. 改善の状況】 ☐ 実施済 ☐ 改善予定 (年 月に改善予定) ☐ 予定なし

【8. 備考】

防火設備に係る不具合の状況

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 受注者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 点検者が2人以上のときは、代表となる点検者を点検者氏名欄に記入してください。
- ③ 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ④ 第二面の6欄の「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、4欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6欄の「イ」において、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて4欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、防火設備の概要及び当該防火設備の構造方法に係る点検結果について作成してください。
- ② 2欄の「イ」及び「ロ」は、点検対象の防火設備を有する建築物に関する直前の確認について、「ハ」及び「ニ」は、点検対象の防火設備を有する建築物に関する直前の完了点検について、それぞれ記入してください。
- ③ 2欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ④ 3欄の「イ」は、点検が終了した年月日を記入し、「ロ」は、点検対象の防火設備に関する直前の報告について記入して下さい。
- ⑤ 3欄の「ロ」は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 3欄の「ハ」は、前回の定期点検の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑦ 4欄は、代表となる点検者並びに点検に係る防火設備に係る全ての点検者について記入してください。当該防火設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ⑧ 4欄の「イ」は、点検者の有する資格について記入してください。点検者が防火設備検査員である場合は、「防火設備検査員資格者証」の交付番号を「防火設備検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑨ 4欄の「ニ」は、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所のときは、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑩ 4欄の「ホ」から「ト」までは、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、点検者が法人に勤務していない場合は点検者の住所について記入してください。
- ⑪ 5欄の「イ」は、建築基準法施行令第128条の6第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証された建築物のときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証された建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証された建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を検証した階を併せて記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」

様式 防-1

のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

- ⑫ 5 欄の「ロ」は、点検対象の防火設備について、チェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーンについては、個々の扉又はカーテン部ごとにその枚数を計上し、その合計を記入してください。ドレンチャーについては、散水ヘッドの合計の個数を記入してください。「その他」の場合は具体的な内容と台数を記入してください。
- ⑬ 6 欄の「イ」は、点検結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑭ 6 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。指摘の概要を記入する場合にあっては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。
- ⑮ 6 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘を受けた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑯ 前回点検時以降に把握した火災時の防火設備不作動等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下「不具合」という。）について第三面の「不具合の概要」欄に記入したときは、7 欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは7 欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7 欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7 欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7 欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7 欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑰ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、8 欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① 第三面は、前回点検時以降に把握した防火設備に係る不具合のうち第二面の6 欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回点検時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。
- ② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。不具合の概要を記入する場合にあっては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ⑤ 「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「－」を記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

点検結果表
(防火扉)

当該検査に関与した検査者		氏 名	検査者番号		
	代表となる検査者				
	その他の検査者				

番号	検 査 項 目	検査事項	検査結果			担当検査者番号	
			指摘なし	要是正	既 存 不適格		
(1)	防火扉	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況					
(2)		扉の取付けの状況					
(3)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況					
(4)		常閉防火扉	固定の状況				
(5)		人の通行の用に供する部分に設ける防火扉※	作動の状況				
(6)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置				
(7)		感知器及び熱感知器	感知の状況				
(8)		温度ヒューズ装置	設置の状況				
(9)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況				
(10)			結線接続の状況				
(11)			接地の状況				
(12)			予備電源への切り替えの状況				
(13)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(14)			容量の状況				
(15)		自動閉鎖装置	設置の状況				
(16)			再ロック防止機構の作動の状況				
(17)		総合的な作動の状況	防火扉（常閉防火扉を除く。）の閉鎖の状況				
(18)		防火区画の形成の状況					
上記以外の検査項目							
特記事項							
番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善（予定）年月			

：3年以内ごとに行う項目

- (注意)
- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
 - ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。
 - ④ 該当しない検査項目がある場合は、その「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「－」を記入してください。
 - ⑤ 「検査結果」欄は、別表第1（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
 - ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第1（い）欄に掲げる検査項目について同表（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
 - ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
 - ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
 - ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。
 - ⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。
 - ⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
 - ⑫ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第二号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
 - ⑬ 要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。
 - ⑭ ※欄は、常閉防火扉にあつては、各階の主要なものについてのみ記入してください。
- ※ 別表第1とは、平成28年5月2日国土交通省告示第723号の別表第1をいう。

点検結果表
(防火シャッター)

当該検査に関与した検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検 査 項 目	検査事項	検査結果			担当検査者番号	
			指摘なし	要是正	既存不適格		
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況				
(2)		駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況※				
(3)			スプロケットの設置の状況※				
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※				
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況				
(6)		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況				
(7)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況				
(8)			劣化及び損傷の状況				
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況				
(10)		危害防止装置（人の通行の用に供する部分に設ける防火シャッターに係るものに限る。）	危害防止用連動中継器の配線の状況				
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況				
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況				
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況				
(14)	作動の状況						
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置				
(16)		感知の状況					
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況				
(18)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況				
(19)			結線接続の状況				
(20)			接地の状況				
(21)		連動機構用予備電源	予備電源への切り替えの状況				
(22)			劣化及び損傷の状況				
(23)			容量の状況				
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況				
(25)		手動閉鎖装置	設置の状況				
(26)		総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況				
(27)	防火区画の形成の状況						

上記以外の検査項目						

特記事項				
番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善（予定）年月

(注意)

① この書類は、建築物ごとに作成してください。

② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。

④ 該当しない検査項目がある場合は、その「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「－」を記入してください。

⑤ 「検査結果」欄は、別表第2（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。

⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第2（い）欄に掲げる検査項目について同表（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。

⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。

⑩ ※欄は、日常的に開閉するものについてのみ記入してください。

⑪ 「上記以外の検査項目」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。また、第2第3項の規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。

⑫ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にであっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。

⑬ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。

⑭ 要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

※ 別表第2とは、平成28年5月2日国土交通省告示第723号の別表第2をいう。

点検結果表
(耐火クロスクリーン)

当該検査に関与した検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検 査 項 目		検査事項	検査結果			担当 検査者 番号
				指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
(1)	耐火クロスクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況				
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況				
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況				
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況				
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況				
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況				
(7)		危害防止装置（人の通行の用に供する部分に設ける防火シャッターに係るものに限る。）	危害防止用連動中継器の配線の状況				
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況				
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況				
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況				
(11)			作動の状況				
(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置				
(13)			感知の状況				
(14)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況				
(15)			結線接続の状況				
(16)			接地の状況				
(17)			予備電源への切り替えの状況				
(18)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(19)			容量の状況				
(20)		自動閉鎖装置	設置の状況				
(21)		手動閉鎖装置	設置の状況				
(22)	総合的な作動の状況		耐火クロスクリーンの閉鎖の状況				
(23)			防火区画の形成の状況				

上記以外の検査項目

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善（予定）年月

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、その「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「－」を記入してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表第3（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第3（い）欄に掲げる検査項目について同表（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。また、第2第3項の規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。
- ⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑫ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、耐火クロスクリーンの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第二号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑬ 要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。
- ※ 別表第3とは、平成28年5月2日国土交通省告示第723号の別表第3をいう。

点検結果表
(ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備)

当該検査に 関与した 検査者			氏 名	検査者番号		
	代表となる検査者					
	その他の検査者					

番号	検 査 項 目	検査事項	検査結果			担当 検査者 番号
			指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
(1)	ドレンチャー 等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況			
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況			
(3)		開閉弁	開閉弁の状況			
(4)		排水設備	排水の状況			
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況			
(6)			給水装置の状況			
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況			
(8)			結線接続の状況			
(9)			接地の状況			
(10)			ポンプ及び電動機の状況			
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況			
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況			
(14)			圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況			
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(16)			感知の状況			
(17)		制御盤	スイッチ類及び表示灯の状況			
(18)			結線接続の状況			
(19)			接地の状況			
(20)			予備電源への切り替えの状況			
(21)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(22)			容量の状況			
(23)		自動作動装置	設置の状況			
(24)		手動作動装置	設置の状況			
(25)	総合的な作動の状況		ドレンチャー等の作動の状況			
(26)			防火区画の形成の状況			
上記以外の検査項目						
特記事項						
番号	検査項目	指摘の具体的内容等		改善の具体的内容等	改善（予定）年月	
(注意)						
① この書類は、建築物ごとに作成してください。						
② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。						
③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。						
④ 該当しない検査項目がある場合は、その「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「－」を記入してください。						
⑤ 「検査結果」欄は、別表第4（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。						
⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第4（い）欄に掲げる検査項目について同表（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。						
⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。						
⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。						
⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。						
⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。また、第2第3項の規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。						
⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にであっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。						
⑫ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第二号又は別記第三号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。						
⑬ 要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。						
※ 別表第4とは、平成28年5月2日国土交通省告示第723号の別表第4をいう。						

関係写真

部位	番号	点検項目	点検結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

部位	番号	点検項目	点検結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

(注意)

- ① この書類は、点検の結果で「要是正」とされた項目のうち、「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「点検項目」は、それぞれ別記様式の番号、点検項目に対応したものを記入してください。
- ④ 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

防火扉 検査結果内訳表

名 称		検査日			
所在地		検査者		検査者番号	
立会者		担当者		責任者	

			符号											
			W											
			H											
番号	検査項目		検査事項		判定	特記事項	判定	特記事項	判定	特記事項	判定	特記事項	判定	特記事項
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況											
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況											
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況											
(4)		危害防止装置	作動の状況											
(5)		煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置											
(6)			感知の状況											
(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況											
(8)	連動機構	連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況											
(9)			結線接続の状況											
(10)			接地の状況											
(11)			予備電源への切り替えの状況											
(12)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況											
(13)			容量の状況											
(14)		自動閉鎖装置	設置の状況											
(15)			再ロック防止機構の作動の状況											
(16)	総合的な作動の状況		防火扉の閉鎖の状況											
(17)			防火区画の形成の状況											
【判定欄の記号】 ・○ 良 ・× 不良 ・△ 交換推奨 ・― 該当なし														

防火シャッター 検査結果内訳表

名 称					検査日								
所在地					検査者					検査者番号			
立会者					担当者					責任者			

			符号		符号		符号		符号		符号	
			設置時期		設置時期		設置時期		設置時期		設置時期	
			開閉機種種		開閉機種種		開閉機種種		開閉機種種		開閉機種種	
			製造番号		製造番号		製造番号		製造番号		製造番号	
			W		W		W		W		W	
			H		H		H		H		H	
			納まり		納まり		納まり		納まり		納まり	
			ケース		ケース		ケース		ケース		ケース	
			使用頻度	回／日	使用頻度	－ 回／日	使用頻度	－ 回／日	使用頻度	－ 回／日	使用頻度	－ 回／日
			使用回数		使用回数	－	使用回数	－	使用回数	－	使用回数	－

番号	検査項目	検査事項	判定	特記事項	判定	特記事項	判定	特記事項	判定	特記事項	判定	特記事項
(1)	設置場所の 周囲状況	閉鎖の障害となる物品の 放置の状況										
(2)	駆動装置	軸受け部のブラケット、 巻取りシャフト及び 開閉機の取付けの状況※										
(3)		スプロケットの設置の状況※										
(4)		軸受け部のブラケット、 ベアリング及びスプロ ケット又はロープ車の 劣化及び損傷の状況※										
(5)		ローラチェーン又は ワイヤロープの劣化 及び損傷の状況										
(6)		スラット及び座板の 劣化等の状況										
(7)	カーテン部	吊り元の劣化及び損傷 並びに固定の状況										
(8)	ケース	劣化及び損傷の状況										
(9)	まぐさ及び ガイドレール	劣化及び損傷の状況										
(10)	危害防止装置	危害防止用連動中継器の 配線の状況										
(11)		危害防止装置用予備電源 の劣化及び損傷の状況										
(12)		危害防止装置用予備電源 の容量の状況										
(13)		座板感知部の劣化及び 損傷並びに作動の状況										
(14)		作動の状況										
(15)	煙感知器、熱煙 複合式感知器 及び熱感知器	設置位置										
(16)		感知の状況										
(17)	温度ヒューズ装置	設置の状況										
(18)	連動制御器	スイッチ類及び表示灯の 状況										
(19)		結線接続の状況										
(20)		接地の状況										
(21)		予備電源への切り替え の状況										
(22)	連動機構用 予備電源	劣化及び損傷の状況										
(23)		容量の状況										
(24)	自動閉鎖装置	設置の状況										
(25)	手動閉鎖装置	設置の状況										
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖 の状況										
(27)		防火区画の形成の状況										

【判定欄の記号】
・○ 良 ・× 不良 ・△交換推奨 ・－該当なし

(4) 空調設備 保守点検業務仕様書

1 所在地

静岡市駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号 健康文化交流館「来・て・こ」

2 保守対象物件

機種及び台数 別表のとおり

3 保守作業の内容

- (1) 別紙 1 保守作業実施要領、機器点検調整項目表により年 2 回（概ね 6 月と 11 月）実施する。
- (2) 保守点検対象物件の不時の故障等により甲の要請を受けたときは、直ちに技術員を派遣して、臨時の保守作業を実施する。

4 一般事項

- (1) 本業務は、仕様書等に基づき実施し、疑義を生じた場合は委託者と協議し、その指示に従うものとする。
- (2) 作業日の決定については、委託者と協議して行うものとする。
- (3) 保守点検記録、作業日誌、点検及時の写真を提出しこれを本委託業務の保守結果報告とする。
- (4) 保守作業を行うにあたり必要な機材、消耗品のうち、工具、計器類、エンジン用消耗品類（エンジンオイル、オイルフィルター、点火プラグ、エンジン冷却水）等は、乙の負担とし、冷媒、空調フィルター、送風機用ファンベルト、ランプ、ヒューズ等は、甲が負担する。

5 現場管理

各関係法規に従い、常に危険防止に努め、整理整頓を怠らないこと。

別紙1 保守作業実施要領

1 ガスヒートポンプエアコン屋外機

点検項目		点検方法	基準
絶縁	圧縮機	500Vメガーにて測定 (U, V, Wの各端子を測定し最低値を記入)	1 MΩ 以上
	ファンモーター	500Vメガーにて測定	1 MΩ 以上
	電源回路	500Vメガーにて測定	1 MΩ 以上
電気	電源配線接続	電源端子のビス締付を確認	緩み無きこと
	端子・コネクター類	目視、差込確認	抜け、緩み無きこと
冷媒	機内冷媒系統	機内冷媒配管の溶接箇所、及びフレアー部をリークテスターにて確認	濡れ無きこと
運転データ	電源電圧	各相間をテスターにて測定 (運転中)	定格電圧の±10%以内 電圧降下無きこと
	圧縮機運転電流	クランプメーターにて測定	定格電流の 115%以下
	高圧圧力	圧力ゲージ、サービスチェッカーにて測定 (運転開始後 20 分以降に測定)	
	低圧圧力		
	吐出管温度	表面温度計、サービスチェッカーにて測定	
	吸入温度	表面温度計、サービスチェッカーにて測定 (インジェクションの影響を受けないところで測定)	
その他	異音・振動	ケーシング、ファン付近を聴感にて確認	異常の無きこと
	外観・熱交換器	汚れ、破損等がないか目視にて確認	異常の無きこと

2 ガスヒートポンプエアコン屋内機 (電気式2台含む)

点検項目		点検方法	基準値
運転中	吸込温度	温度計にて	冷房 16℃～28℃ 暖房 16℃～28℃
	吹出温度	温度計にて	冷房 16℃～28℃ 暖房 38℃～48℃
	運転音	聴感	異常音無きこと
その他	エアフィルター	目視にて確認	汚れ無きこと
	水漏れ確認	冷房で 20 分以上運転させて確認	水漏れ無きこと
	スイング作動	作動確認	正常動作すること
	異常履歴	リモコンにて確認	履歴クリアすること

3 全熱交換機 (天井隠蔽型)

運転状態チェック

送風機軸受の点検

送風機電動機の絶縁測定

加湿エレメントの確認

リモコンの動作確認

異音・振動の確認

- 4 シロッコファン、ストレートシロッコファン及び遠心送風機
運転状態チェック

- 5 自動制御装置

ヒューミディスタットによる機械室ファン発停制御の点検

品名	単位	数量	単価	金額	備考
001-1	1	1	1000000	1000000	
001-2	1	1	1000000	1000000	
001-3	1	1	1000000	1000000	
001-4	1	1	1000000	1000000	
001-5	1	1	1000000	1000000	
001-6	1	1	1000000	1000000	
001-7	1	1	1000000	1000000	
001-8	1	1	1000000	1000000	
001-9	1	1	1000000	1000000	
001-10	1	1	1000000	1000000	
001-11	1	1	1000000	1000000	
001-12	1	1	1000000	1000000	
001-13	1	1	1000000	1000000	
001-14	1	1	1000000	1000000	
001-15	1	1	1000000	1000000	
001-16	1	1	1000000	1000000	
001-17	1	1	1000000	1000000	
001-18	1	1	1000000	1000000	
001-19	1	1	1000000	1000000	
001-20	1	1	1000000	1000000	
001-21	1	1	1000000	1000000	
001-22	1	1	1000000	1000000	
001-23	1	1	1000000	1000000	
001-24	1	1	1000000	1000000	
001-25	1	1	1000000	1000000	
001-26	1	1	1000000	1000000	
001-27	1	1	1000000	1000000	
001-28	1	1	1000000	1000000	
001-29	1	1	1000000	1000000	
001-30	1	1	1000000	1000000	
001-31	1	1	1000000	1000000	
001-32	1	1	1000000	1000000	
001-33	1	1	1000000	1000000	
001-34	1	1	1000000	1000000	
001-35	1	1	1000000	1000000	
001-36	1	1	1000000	1000000	
001-37	1	1	1000000	1000000	
001-38	1	1	1000000	1000000	
001-39	1	1	1000000	1000000	
001-40	1	1	1000000	1000000	
001-41	1	1	1000000	1000000	
001-42	1	1	1000000	1000000	
001-43	1	1	1000000	1000000	
001-44	1	1	1000000	1000000	
001-45	1	1	1000000	1000000	
001-46	1	1	1000000	1000000	
001-47	1	1	1000000	1000000	
001-48	1	1	1000000	1000000	
001-49	1	1	1000000	1000000	
001-50	1	1	1000000	1000000	
001-51	1	1	1000000	1000000	
001-52	1	1	1000000	1000000	
001-53	1	1	1000000	1000000	
001-54	1	1	1000000	1000000	
001-55	1	1	1000000	1000000	
001-56	1	1	1000000	1000000	
001-57	1	1	1000000	1000000	
001-58	1	1	1000000	1000000	
001-59	1	1	1000000	1000000	
001-60	1	1	1000000	1000000	
001-61	1	1	1000000	1000000	
001-62	1	1	1000000	1000000	
001-63	1	1	1000000	1000000	
001-64	1	1	1000000	1000000	
001-65	1	1	1000000	1000000	
001-66	1	1	1000000	1000000	
001-67	1	1	1000000	1000000	
001-68	1	1	1000000	1000000	
001-69	1	1	1000000	1000000	
001-70	1	1	1000000	1000000	
001-71	1	1	1000000	1000000	
001-72	1	1	1000000	1000000	
001-73	1	1	1000000	1000000	
001-74	1	1	1000000	1000000	
001-75	1	1	1000000	1000000	
001-76	1	1	1000000	1000000	
001-77	1	1	1000000	1000000	
001-78	1	1	1000000	1000000	
001-79	1	1	1000000	1000000	
001-80	1	1	1000000	1000000	
001-81	1	1	1000000	1000000	
001-82	1	1	1000000	1000000	
001-83	1	1	1000000	1000000	
001-84	1	1	1000000	1000000	
001-85	1	1	1000000	1000000	
001-86	1	1	1000000	1000000	
001-87	1	1	1000000	1000000	
001-88	1	1	1000000	1000000	
001-89	1	1	1000000	1000000	
001-90	1	1	1000000	1000000	
001-91	1	1	1000000	1000000	
001-92	1	1	1000000	1000000	
001-93	1	1	1000000	1000000	
001-94	1	1	1000000	1000000	
001-95	1	1	1000000	1000000	
001-96	1	1	1000000	1000000	
001-97	1	1	1000000	1000000	
001-98	1	1	1000000	1000000	
001-99	1	1	1000000	1000000	
001-100	1	1	1000000	1000000	

●	●	●	●
---	---	---	---

[illegible]

[illegible][illegible]

[illegible]

期	号	種別	品名	単位	数量	買入単価	買入金額	買入税額	買入税引	買入税引後	買入税引後金額	買入税引後税額	買入税引後金額
10	1	野菜	キャベツ	kg	100	100	10000	1000	1000	9000	9000	900	9900
10	2	野菜	白菜	kg	100	100	10000	1000	1000	9000	9000	900	9900
10	3	野菜	大根	kg	100	100	10000	1000	1000	9000	9000	900	9900
10	4	野菜	人参	kg	100	100	10000	1000	1000	9000	9000	900	9900
10	5	野菜	ジャガイモ	kg	100	100	10000	1000	1000	9000	9000	900	9900
10	6	野菜	タマネギ	kg	100	100	10000	1000	1000	9000	9000	900	9900
10	7	野菜	ピーマン	kg	100	100	10000	1000	1000	9000	9000	900	9900
10	8	野菜	ナス	kg	100	100	10000	1000	1000	9000	9000	900	9900
10	9	野菜	トマト	kg	100	100	10000	1000	1000	9000	9000	900	9900
10	10	野菜	キュウリ	kg	100	100	10000	1000	1000	9000	9000	900	9900
10	11	野菜	ズッキーナ	kg	100	100	10000	1000	1000	9000	9000	900	9900
10	12	野菜	パプリカ	kg	100	100	10000	1000	1000	9000	9000	900	9900
10	13	野菜	ピーマン	kg	100	100	10000	1000	1000	9000	9000	900	9900
10	14	野菜	ナス	kg	100	100	10000	1000	1000	9000	9000	900	9900
10	15	野菜	トマト	kg	100	100	10000	1000	1000	9000	9000	900	9900
10	16	野菜	キュウリ	kg	100	100	10000	1000	1000	9000	9000	900	9900
10	17	野菜	ズッキーナ	kg	100	100	10000	1000	1000	9000	9000	900	9900
10	18	野菜	パプリカ	kg	100	100	10000	1000	1000	9000	9000	900	9900
10	19	野菜	ピーマン	kg	100	100	10000	1000	1000	9000	9000	900	9900
10	20	野菜	ナス	kg	100	100	10000	1000	1000	9000	9000	900	9900
10	21	野菜	トマト	kg	100	100	10000	1000	1000	9000	9000	900	9900
10	22	野菜	キュウリ	kg	100	100	10000	1000	1000	9000	9000	900	9900
10	23	野菜	ズッキーナ	kg	100	100	10000	1000	1000	9000	9000	900	9900
10	24	野菜	パプリカ	kg	100	100	10000	1000	1000	9000	9000	900	9900
10	25	野菜	ピーマン	kg	100	100	10000	1000	1000	9000	9000	900	9900
10	26	野菜	ナス	kg	100	100	10000	1000	1000	9000	9000	900	9900
10	27	野菜	トマト	kg	100	100	10000	1000	1000	9000	9000	900	9900
10	28	野菜	キュウリ	kg	100	100	10000	1000	1000	9000	9000	900	9900
10	29	野菜	ズッキーナ	kg	100	100	10000	1000	1000	9000	9000	900	9900
10	30	野菜	パプリカ	kg	100	100	10000	1000	1000	9000	9000	900	9900

(5) 自動ドア 保守点検業務仕様書

1 点検対象

- (1) 対象物件の所在地 静岡市駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号
- (2) 対象物件の建物名称 静岡市健康文化交流館「来・て・こ」
- (3) 機種形式及び台数 ナブコシステム社製 DS-60 型 4 台

2 点検回数

- (1) 年間 2 回の定期点検を実施する。実施の時期については委託者、受託者協議の上決定するものとする。
- (2) 不時の故障に際しては、委託者の要請により随時点検を実施する。

3 定期点検の実施箇所

- (1) 自動ドアエンジン本体
- (2) ドアエンジン制御部
- (3) ドアエンジン操作スイッチ及び制御スイッチ（2 次側配線を含む）
- (4) ドアエンジン以外のサッシュ扉、鍵、エンジン取付補強、1 次側電源等の関係外工事を除く。

4 保守点検整備内容

- (1) ドアエンジンの装置各部の点検、清掃、整備調整
- (2) ドアエンジンの開閉速度、クッションの異常、作動変化の調整
- (3) ドアエンジンの電気回路（2 次側）の異常有無調査及び調整
- (4) ドアエンジン連結装置の消耗、異常の有無調査及び調整
- (5) 扉本体の作動抵抗の有無調査及び関連機構の異常の有無点検、
- (6) 作動回数の測定

5 受託者の負担する消耗品

- (1) エンジン本体外部に露出のパッキン類
- (2) ヒューズ、作動オイル、潤滑油
- (3) 扉の作動抵抗を排除する標準ライナー類
- (4) 点検調整に要するウェス、ビニールテープ等一般消耗品

6 委託者の負担する交換部品

- (1) ドアエンジン本体の老化による交換
- (2) 吊車、ハンガーレール、扉振止めの消耗交換
- (3) 連結機構関係の消耗交換
- (4) ドアエンジン制御部の老化による交換
- (5) スwitchの老化による交換
- (6) 委託者の都合による移設工事
- (7) 正常な使用外に起因するものと認められるとき

(6) 昇降機保守点検業務仕様書

1 点検対象

- (1) 対象物件の所在地 静岡市駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号
- (2) 対象物件の建物名称 健康文化交流館「来・て・こ」
- (3) 機種形式及び基数 ロープ式 (AC, P-0015-45m/分、3 停止) 1 基

2 業務内容

- (1) 定期保守業務は、定期的に技術員又は技師（以下「専門技術者」という。）を派遣し、保守対象物件の点検及び整備（清掃、給油、調整など）を行うとともに、乙が必要と判定した場合は、直ちに機器を構成する部品の修理又は取替えを行うものとする。
- (2) 定期検査業務は、建築基準法第 12 条第 4 項に基づき、年 1 回、昇降機検査資格者により、損傷、腐食その他の劣化状況の点検を踏まえた検査を行うものとする。

3 業務基準

(1) 定期保守項目及び内容

- ① 定期保守業務における点検項目及び内容は、建築保全業務共通仕様書 平成 30 年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修）に掲げる項目並びに保守対象物件の製造者が作成する点検及び整備項目によるものとする。また平成 29 年 4 月 1 日より昇降機における定期点検項目（国土交通省告示第 283 号の一部改正）について該当があった場合は、これを実施するものとする。
- ② 乙は、製造者が作成する基準を基に、定期に交換すべき部品等の修繕計画を、法令に定める竣工検査後 20 年間の修理予測を基に作成し、適切に実施するものとする。

(2) 定期点検項目及び内容

定期点検業務における点検項目並びに点検方法及び判断基準は、建築基準法第 12 条 4 項に基づき実施するものとする。

4 点検項目

(1) 月次点検（機械点検：毎月 1 回、人的点検：3 ヶ月に 1 回）

遠隔点検及び技術員によるエレベータ機器全般の点検を行い、必要に応じ清掃、給油及び簡単な調整を行う。点検項目については別紙のとおり。

(2) 年次点検（年 1 回）

監督技術者によるエレベータ機器の細部調査を行い報告する。

(3) 遠隔監視（常時）

- ① エレベータの異常状態の発生・復帰を常時監視する。監視項目については下記のとおり。

異常監視：閉じ込め、起動不能、電源異常、エレベータ制御装置異常、
制御装置異常監視、遠隔監視装置異常

管制運転監視：地震時管制運転、火災時管制運転、停電時自動着床運転

- ② 遠隔監視装置及び遠隔監視に必要な電話加入権は乙の所有とし、必要な電話料金も乙の負担とする。

(4) 定期整備

定期点検の結果により、機器の性能維持に必要と判断される場合にはただちに修理または部品の取替を行うものとする。整備の範囲については別紙のとおり。

(5) その他

- ① サービス情報センターは24時間体制とし、エレベータの運転状態確認、監視及び性能診断を行うものとする。
- ② エレベータ異常、状態変化を受信した際にはサービス情報センターより技術員に対し出動指示を行うものとする。
- ③ 技術員は異常発生に備え24時間待機するものとする。
- ④ 不時の故障に際しては、甲の要請により臨時点検を実施するものとする。

5 業務報告

- (1) 定期点検及び検査の報告に当たっては、点検、検査のつど報告書を提出し、指摘事項や判定内容等の点検結果について、甲に対し説明を行うものとする。

なお、点検後の報告書の書式は、受託者の定めたものを標準とし、検査後の報告書については、昇降機遊戯施設定期検査業務基準書（国土交通省住宅局建築指導課 監修）の書式を準用する。

- (2) 整備並びに修理又は取替えの終了後は、直ちに報告書を提出するとともに作業内容について、甲に対し説明を行うものとする。
- (3) 異常の兆候の発生、処置内容及び総合状態についても直ちに甲に報告するものとする。

(別紙) 点検項目

部位・装置		点検内容
運 転 状 態	戸 開 閉 状 態	<ul style="list-style-type: none"> ・ドア開閉時の振動、異音、開閉動作の円滑さ ・ドア開閉時の減速状態、開閉時間、戸開閉時間 ・戸閉め安全装置の反転動作、反転時のスリップ、シューの状態
	か ご 走 行 状 態	<ul style="list-style-type: none"> ・スタートショック ・振動、騒音（摺動音、衝突音、かご室共振音） ・ストップショック、着床誤差
	レ ペ オ ン ヨ シ	<ul style="list-style-type: none"> ・かご呼び・ホール呼び応答 ・各階停止運転機能
か ご 上	か ご 上	<ul style="list-style-type: none"> ・無負荷上昇・無負荷下降かご速度
		<ul style="list-style-type: none"> ・非常止め装着状態 ・整頓、清掃 ・各SW機能 ・着床SWの通り芯、動作位置、清掃、コネクタ装着状態 ・ガイドシューギブの磨耗、動き、押し圧、グリスアップ、 取り付けボルト緩み ・磨耗ダンパーの磨耗、要すれば清掃、スプリング寸法、ボルトナットの緩み ・セフティー取り付け状態、要すれば清掃 ・巻上ロープヒッチ部のダブルナット、割ピン、スプリング （変形、折損、寸法の不揃い）ソケット錆、制振装置取り付け ・調速機ロープヒッチ部のヒンジピン、割りピン、ソケット錆 ・ロードセル・リニアホーマー・ウェイト・操作子の取り付け状態、 スプリング寸法 ・ファンの保護網清掃、防振ゴム ・配線被覆の損傷・劣化、コネクタ装着状態、端子台の汚れと劣化 ・照明グローブ内清掃 ・発錆の恐れのある箇所に給油 ・メインレールオイル給油機の油量確認

位・装置		点検内容
か い す り	か ご 戸	<ul style="list-style-type: none"> ・ドアロープ・チェーン・ベルトの磨耗、破断、通り芯、ベルト捻じれ、テンション、錆 ・ハンガーローラーの磨耗、エキセンローラーの隙間、各ローラー損傷、 ・レールの清掃、偏磨耗、腐食 ・ドアSW動作位置寸法、押し代、接点汚れ、荒れ、磨耗 ・カミソリの取り付け状態、変形、磨耗、カミソリとシルの隙間、作動・固定カム ・カムSWの接点荒れ、ビス緩み、動作位置寸法 ・ドアモーターのブラシ、コンミュテーター気吹き清掃、荒れ、磨耗 ・ドアリンクの各部支点、ベアリング、ボルトナット緩み ・近接SWの汚れ、破損 ・ドア位置検出版のガタ、取り付け状態、近接SWとのクリアランス、近接SWとの隙間 ・かごシル溝の変形、シルスポンジ取り付け状態 ・ドアセフティーシューの取り付け状態、配線保護スプリング、SW取り付け、動作位置寸法、下端ゴム取り付け状態 ・減速機のバックラッシュ、ギヤー磨耗 ・ドアシューの磨耗、変形、ビス緩み ・ドアコントロールユニットのエラー確認 ・配線被覆の損傷・劣化、コネクタ装着状態 ・減速機ギヤーにグリス塗布
	か ご 下	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃、発錆状況（適時錆止め処理） ・荷重検知SW取り付け、SW機能 ・テールコード、コンペチェーンのヒッチ部 ・ガイドシューギブの磨耗、動き、押し圧（スプリング寸法）、グリスアップ、 ・取り付けボルトの緩み ・セフティーリンクのボルトナット緩み、要すれば支点部給油 ・セフティー各部状態、要すれば清掃 ・ロードセル・リニアホーマー・ウェイト・操作子の取り付け状態 ・配線被覆の損傷・劣化、コネクタ装着状態
昇 降 路	巻 上 機	<ul style="list-style-type: none"> ・異常音、清掃 ・シープ溝の磨耗、ヒビ割れ、欠損 ・配線被覆、端子被覆、端子の緩み ・軸受けのグリスアップ

部位・装置		点検内容
昇 降 路	調 速 機	<ul style="list-style-type: none"> ・リミットSW・ロープつかみ動作速度 ・リミットSW機能、各部清掃、回転時異音 ・各部の発錆状態、ピン、リンク摺動部に給油 ・シーブ溝の磨耗、ヒビ割れ、欠損 ・軸受けグリスアップ ・配線被覆、端子廻りの汚れ、コネクタ装着状態
	レ ブ キ	<ul style="list-style-type: none"> ・動作状態、異常音 ・ライニングの隙間 ・吸引・保持電圧 ・スリップ距離、ロープスリップ ・スプリング長
	昇 降 路 用 品	<ul style="list-style-type: none"> ・各SW機能 ・上部・下部リミットSW内部点検（接点荒れ、へタリ）、コネクタ装着状態 ・レールの取り付け状態（グリップの緩み）、傷、汚れ、錆 ・テールコードの損傷、捻れ、走行軌跡、養生品 ・巻上ロープの錆、テンション（スプリングばらつき） ・取り付け状態、直径、磨耗、発錆、キンク ・調速機ロープの直径、磨耗、キンク、グリップの緩み、ガイドの取り付け状態 ・セレクトーターテープの亀裂、ガイドの取り付け状態、錆、爪の欠損、給油状態 ・コンペチェーンの捻れ発錆、芯ロープ破断、ネットの状態、油の塗布状態 ・配線固定状態、配線被覆の損傷・劣化、コネクタ装着状態・汚れ ・周壁の状態、粗ゴミ清掃
	つ り 合 い お も り	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドシューギブの磨耗、変形、取り付けボルトナット緩み ・ロープヒッチのダブルナット、割ピン、スプリング（変形、破損、寸法の不揃い）ソケット錆、制振装置取り付け ・コンペンヒッチのチェーンフック取り付け状態 ・テープヒッチのボルトナット緩み、テンション ・ウェイト押さえの状態、ウェイト積載状態 ・カウンターレールオイル給油機の湯量確認
	シ ピ ト	<ul style="list-style-type: none"> ・巻上げロープのピットクリアランス ・オイル緩衝機器作動状態、油量 ・ピット清掃、レールオイルの廃油、レール終端部清掃 ・調速機テンショナーの取り付け状態、異常音、磨耗

部位・装置		点検内容
出入口	制御盤	<ul style="list-style-type: none"> ・電源回路、電動機主回路、制御回路、ドア回路、信号回路、照明回路の絶縁抵抗 ・ブレーキ開放レバーの機能 ・エラー表示、ファン異音 ・制御盤扉の施錠、SW機能、制御盤・昇降路最上部照明の点灯状態 ・電源、操作、A V R、荷重電圧 ・リレー・コンタクター動作状態、接点荒れ、磨耗 ・階床データのデータセット ・ヒューズ取り付け状態、劣化 ・抵抗・コンデンサー・ダイオードの変色、劣化、ハンダ付け部劣化 ・配線被覆の損傷、固定状態、コネクタ装着状態、端子の緩みと抜け、端子台の汚れと劣化 ・基盤・ユニットの取り付け、装着状態
	乗り場戸	<ul style="list-style-type: none"> ・ドアパネルのチリ、重なり代、吊り状態 ・ドアロープの磨耗、破断、錆、ヒッチ部増し締め ・ハンガーローラーの磨耗、エキセンローラーの隙間、各ローラーの損傷 ・レールの清掃 ・クローザーロープの磨耗、破断リンクの状態、スプリングフック部の給油、 ・ロープ・ウェイト連結部の締め付け ・インターロック機能 ・ロック装置のロック状態、関係寸法 ・ドアSW接点の磨耗、汚れ、荒れ、ワイプ量 ・係合ローラーの磨耗、損傷、回転、寸法 ・ドアアシューの磨耗、変形、ビス締め付け ・配線固定状態、配線被覆の損傷・劣化、コネクタ装着状態・汚れ ・各連結部、発錆の恐れのある箇所給油
	乗り場	<ul style="list-style-type: none"> ・かご位置表示灯・押しボタンの点灯、破損、変形、汚れ、セリ、押し代 ・パーキングSWの接点状態 ・配線端子の状態、コネクタ装着状態 ・基盤・ユニットの外観汚れ、装着状態

部位・装置		点検内容
か ご 室	か ご 室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 操作盤の取り付け、破損、変形、各SW機能、SWボックス施錠 ・ 非常SW機能 ・ かが位置表示灯・押しボタンの点灯、破損変形、汚れ、セリ、押し代 ・ 停電灯の点灯 ・ 連絡装置の外部との通信テスト（警報ベル含む） ・ 照明点灯状態、グローブ内清掃 ・ 基盤・ユニットの外観汚れ、装着状態 ・ 配線被覆の損傷・劣化、コネクタ装着状態 ・ かがパネル汚れ、破損、変形、表示物汚れ、紛失

(別紙) 整備項目

整 備 項 目	
エレベータ本体	<ul style="list-style-type: none">・ オーバーホール・ 乗心地調整
モーター	<ul style="list-style-type: none">・ 軸受取替
巻上機	<ul style="list-style-type: none">・ 軸受取替・ ギヤオイル取替・ メインシープ取替
ブレーキ	<ul style="list-style-type: none">・ シューライニング取替・ ブレーキスプリング取替・ オーバーホール
調速機	<ul style="list-style-type: none">・ シープ取替・ 軸受取替
制御盤	<ul style="list-style-type: none">・ リレー本体取替・ コンタクター本体取替・ 半導体プリント基板取替・ コンデンサー取替
かご関係	<ul style="list-style-type: none">・ 着床スイッチ取替・ ガイドシュー（ローラー）取替・ 非常用バッテリー取替
昇降路	<ul style="list-style-type: none">・ C/Wガイドシュー（ローラー）取替・ メインロープ取替・ ガバナーロープ取替・ テールコード取替
ドア関係	<ul style="list-style-type: none">・ ドアシュー取替・ ハンガーローラー取替・ キセンローラー取替・ 連動ロープ取替・ インターロックスイッチ取替・ ドアカムスイッチ取替・ ドア駆動フレックスベルト取替・ ドア係合ローラー取替

定期点検報告書

(昇降機)
(第一面)

建築基準法第12条第4項の規定により、定期点検の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と
相違ありません。

静岡県長様

年 月 日

受注者氏名

点検者氏名

【1. 所有者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【2. 管理者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【3. 点検対象建築物等】

- 【イ. 所在地】
- 【ロ. 名称のフリガナ】
- 【ハ. 名称】
- 【ニ. 用途】

【4. 点検対象昇降機】

- 【イ. 点検対象昇降機の台数】 (台)
- 【ロ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり 台 (うち既存不適格) 台
要重点点検の指摘あり 台 指摘なし 台
- 【ハ. 指摘の概要】
- 【ニ. 改善予定の有無】 ☐ 有 (年 月に改善予定) ☐ 無
- 【ホ. その他特記事項】

昇降機の状況等

【1. 昇降機に係わる確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 年 月 日 第 号
 【ロ. 確認済証交付者】 ☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ()
 【ハ. 検査済証交付年月日】 年 月 日 第 号
 【ニ. 検査済証交付者】 ☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ()

【2. 点検日等】

【イ. 今回の点検】 年 月 日実施
 【ロ. 前回の点検】 ☐ 実施 (年 月 日報告) ☐ 未実施
 【ハ. 前回の点検に関する書類の写し】 ☐ 有 ☐ 無

【3. 点検者】

(代表となる点検者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 号
 昇降機等検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録 第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 号
 昇降機等検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録 第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【4. 保守業者】

【イ. 名称】

【ロ. 郵便番号】

【ハ. 所在地】

【ニ. 電話番号】

【5. 昇降機の概要】 (昇降機番号 -) 号機 台帳番号

【イ. 種類】 ☐ 建築設備 ☐ 工作物
 【ロ. 種別】 ☐ エレベーター (☐ 斜行) ☐ エスカレーター ☐ 小荷物専用
 【ハ. 駆動方式】 ☐ ロープ式 ☐ 油圧式 ☐ その他 ()
 【ニ. 用途等】 ☐ 乗用 (☐ 人荷共用 ☐ 非常用) ☐ 寝台用 ☐ 自動車運搬用 ☐ 荷物用
 【ホ. 機械室の有無】 ☐ 有 ☐ 無
 【ヘ. 仕様】 (電動機の定格容量) (定格速度) (積 載 量) (定 員) (踏 段 の 幅) (勾 配)
 (kW) (m/min) (kg) (人) (m) (度)
 【ト. 停止階】 階 (停止階床数)
 【チ. 製造者名】

【6. 点検の状況】

【イ. 指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格)
☐ 要重点点検の指摘あり ☐ 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 ☐ 有 (年 月に改善予定)
☐ 無

【7. 不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 ☐ 有 ☐ 無
 【ロ. 不具合記録】 ☐ 有 ☐ 無
 【ハ. 改善の状況】 ☐ 実施済 ☐ 改善予定 (年 月に改善予定) ☐ 予定なし

【8. 備考】

昇降機に係る不具合の状況

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

点検結果表
(第 1 第 1 項第一号に規定する昇降機)

当該点検に関与した点検者		氏 名	点検者番号
	代表となる点検者		
	その他の点検者		

		昇降機番号		点検結果				担当 点検者 番号
番号	点検項目	指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存			
					不 適格			
1	機械室(機械室を有しないエレベーターにあつては、共通)							
(1)	機械室への通路及び出入口の戸							
(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等							
(3)	機械室の床の貫通部							
(4)	救出装置							
(5)	開閉器及び遮断器							
(6)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視等により確認 フェールセーフ設計(該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準() ロ. やむを得ない事情により、 点検者が設定する交換基準()	適・否・確認不可 最終交換日 年 月 日				
			ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計(該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準() ロ. やむを得ない事情により、 点検者が設定する交換基準()	適・否・確認不可 最終交換日 年 月 日				
		ヒューズ						
		絶縁 電動発電機の回路 (300V以下・300V超) 電動機の回路 (300V以下・300V超) 制御器等の回路の300Vを超える回路 制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路 制御器等の回路の150V以下の回路		MΩ MΩ MΩ MΩ MΩ				
(7)	接地							
(8)	階床選択機							
(9)	減速歯車							
(10)	網車又は巻胴	綱車と主索のかかり イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 (mm) ロ. やむを得ない事情により、点検者が設定する 要是正となる基準値 (mm) ハ. 綱車と主索の滑り等により判定 複数の溝間の摩耗差の状況	mm 適・否 適・否					
(11)	軸受							
(12)	巻上機	ブレーキ	しゅう動面への油の付着の状況	適・否				
			保持力 イ. ブレーキをかけた状態において、トルクレンチにより確認 ロ. ブレーキをかけた状態において、電動機にトルクをかけ確認 ハ. かごに荷重を加え、かごの位置を確認	適・否				
			パッドの厚さ イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm) ロ. やむを得ない事情により、点検者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)	右 左 mm mm				
			ブランジャーストローク イ. 構造上対象外 ロ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値(mm) 要是正となる基準値 (mm) ハ. やむを得ない事情により、点検者が設定する 要重点点検となる基準値(mm) 要是正となる基準値 (mm)	mm				
(13)	そらせ車							
(14)	電動機							
(15)	電動発電機							
(16)	駆動装置等の耐震対策							
(17)	速度	定格速度 (m/min)	上昇 下降	m/min m/min				

2 共通									
(1)	かご側調速機	過速スイッチの作動速度 (定格速度の %)		m/min					
		キャッチの作動速度 (定格速度の %)		m/min					
(2)	釣合おもり側調速機	キャッチの作動速度 (かご側キャッチの作動速度の %)		m/min					
(3)	主索又は鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号() 直径 (mm) 末摩耗直径 (mm)		%				
			索線切れ 最も摩耗した主索の番号() 該当する索線切れ判定基準 () 索線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下		1 よりピッチ内の索線切れ数 本				
					1 構成より 1 ピッチ内の最大の索線切れ数 本				
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし) 谷部が赤錆色に見える主索の番号 () 直径 (mm) 末摩耗直径 (mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()		%				
			主索本数 (本) 要重点点検の主索の番号() 要是正の主索の番号()						
	鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ (mm) 基準長さ (mm)		伸び %					
		鎖本数 (本) 要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号()							
(4) 主索又は鎖の張り									
(5) 主索又は鎖及び調速機ロープの取付部									
(6) 主索又は鎖の緩み検出装置									
(7) 主索又は鎖の巻過ぎ検出装置									
(8) はかり装置									
(9) 戸開走行保護装置									
(10) 地震時等管制運転装置									
(11) 降下防止装置									
(12) 換気設備等									
(13) 制御盤扉									
3 かご室									
(1) かごの壁又は囲い、天井及び床									
(2) かごの戸及び敷居									
(3) かごの戸のスイッチ									
(4) 床合わせ補正装置及び着床装置									
(5) 車止め、光電装置等									
(6) かご操作盤及び表示器									
(7) 操縦機									
(8) 外部への連絡装置									
(9) かご内の停止スイッチ									
(10) 用途、積載量及び最大定員の標識									
(11) かごの照明装置									
(12) 停電灯装置									
(13) かごの床先									
4 かご上									
(1) かご上の停止スイッチ									
(2) 頂部安全距離確保スイッチ									
(3) 上部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ									
(4) 上部緩衝器又は上部緩衝材									
(5) 頂部綱車									
(6)	調速機ロープ	径の状況 直径 (mm) 末摩耗直径 (mm)		%					
		索線切れ 該当する索線切れ判定基準 () 索線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下							
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし) 直径 (mm) 末摩耗直径 (mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()		%					
(7) かごの非常救出口									
(8) かごのガイドシュウ等									
(9) がご吊り車									
(10) ガイドレール及びレールブラケット									
(11) 施錠装置									
(12) 昇降路における壁又は囲い									
(13) 乗り場の戸及び敷居									
(14) 昇降路内の耐震対策									
(15) 移動ケーブル及び取付部									
(16) 釣合おもりの各部									
(17)	釣合おもり非常止め装置	形式 早ぎき式・次第ぎき式・スラックロープ式							
		作動の状況 イ. 無積載の状態において非常止め作動時にブレーキを開放して確認 ロ. 非常止め作動時に綱車が空転することを確認又は空転検知を示す発光ダイオード、信号等により確認 ハ. 非常止め作動時にかごを持ち上げ、主索の緩みを確認 ニ. スラック式にあつては、主索又は鎖を緩めた後に釣合おもりが動かず、主索又は鎖が緩んだままであることを確認							
(18) 釣合おもりの吊り車									

(19)	かごの戸の開閉機構					
(20)	かごの枠					

5 乗り場						
(1)	押しボタン等及び表示器					
(2)	非常解錠装置					
(3)	乗り場の戸の遮煙構造					
(4)	昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造					
(5)	制御盤扉					
6 ビット						
(1)	保守用停止スイッチ					
(2)	底部安全距離確保スイッチ					
(3)	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ					
(4)	緩衝器及び緩衝材	形式	ばね式・油入式・緩衝材			
		劣化の状況	適・否			
		作動の状況（油入式のものに限る）	適・否			
		油量の状況（油入式のものに限る）	適・否			
(5)	張り車					
(6)	ビット床					
(7)	かご非常止め装置	形式	早ぎき式・次第ぎき式・スラックロープ式			
		作動の状況 イ．釣合おもりよりかごが重い状態において非常止め作動時にブレーキを開放して確認 ロ．非常止め作動時に綱車が空転することを確認又は空転検知を示す発光ダイオード、信号等により確認 ハ．非常止め作動時に釣合おもりを持ち上げ、主索の緩みを確認 ニ．スラック式にあっては、主索を緩めた後にかごが動かず、主索が緩んだままであることを確認				
(8)	かご下綱車					
(9)	釣合ロープ又は釣合鎖の取付部					
(10)	釣合おもり底部すき間	緩衝器形式 ばね式・油入式・緩衝材 制御方式 交流1(2)段制御・その他 前回の定期点検時（ mm）	mm			
(11)	移動ケーブル及び取付部					
(12)	ビット内の耐震対策					
(13)	駆動装置の主索保護カバー					
(14)	かごの枠					
7 非常用エレベーター						
(1)	かご呼び戻し装置					
(2)	一次消防運転					
(3)	二次消防運転	二次消防運転時の速度	m/min			
(4)	予備電源切替え回路					
(5)	その他					
8 上記以外の点検項目						
特記事項						
番号	点検項目	点検事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月	

(注意)

- ① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、様式昇－１第二面５欄の番号を記入してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、様式昇－１第二面３欄に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の点検を行った点検者が１人の場合は、その他の点検者欄は記入不要です。
- ④ 点検項目のうち、その点検事項が点検の対象のエレベーターに適用されないことが明らかなものについては、その「検査結果」欄及び「担当点検者番号」欄に「－」を記入してください。
- ⑤ 「点検結果」欄は、別表第１（い）欄に掲げる各項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第１（い）欄に掲げる項目について（ろ）欄に掲げる事項のいずれかが（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください（ただし、（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（に）欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。）。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第１（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（い）欄に掲げる項目について（ろ）欄に掲げる事項が（に）欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第３条第２項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当点検者番号」欄は、「当該点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の点検を行った点検者が１人の場合は、記入不要です。
- ⑪ １（６）「接触器、継電器及び運転制御用基板」の「電動機主回路用接触器の主接点」及び「ブレーキ用接触器の接点」には、接点を目視等により確認し、別表第１（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。部品を分解しなれば目視等で確認することができない場合等でやむを得ず目視等により確認できない場合は「確認不可」を○で選択してください。また、フェールセーフ設計とは、接点に溶着等の不具合が生じた場合でも、運行指令と接点からの信号又はブレーキの作動状態等との不整合を検知するなどし、自動的にかごを制止させる設計をいい、これに該当する場合は「該当する」を、該当しない場合は「該当しない」を○で選択してください。さらに、「イ．」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する交換基準を知り得ない場合などやむを得ない事情により、点検者が設定する交換基準により判定した場合は、「ロ．」を○で選択した上で、左欄にその交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。なお、フェールセーフ設計である場合は、必ずしも交換基準を定める必要はありませんが、右欄に最終交換日及びその他必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。
- ⑫ １（８）「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で選択した上で、右欄に点検で測定した抵抗値を記入してください。
- ⑬ １（１２）「綱車又は巻胴」には、「イ．」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する要是正となる基準値を記入し、右欄に点検で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、点検者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ．」を○で選択した上で、左欄に要是正となる基準値を記入してください。また、右欄に点検で測定した寸法を記入してください。綱車と主索の滑り等により判定した場合は、「ハ．」を○で選択した上で、別表第１（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。加えて、複数の溝間の摩耗差の状況により判定し、別表第１（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。
- ⑭ １（１４）「ブレーキ」の「しゅう動面への油の付着の状況」には、別表第１（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。
- ⑮ １（１４）「ブレーキ」の「保持力」には、該当する点検方法を選択し、「イ．」から「ハ．」のうち該当するものを○で囲んだ上で、別表第１（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。
- ⑯ １（１４）「ブレーキ」の「パッドの厚さ」には、「イ．」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に点検で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、点検者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ．」を○で選択した上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に点検で測定した寸法を記入してください。
- ⑰ １（１４）「ブレーキ」の「ブランジャーストローク」には、「イ．」又は「ロ．」のうち該当するものを○で選択してください。「ロ．」を○で選択した場合は左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に点検で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、点検者が設定する基準値により判定した場合は、「ハ．」を○で選択した上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に点検で測定した寸法を記入してください。
- ⑱ １（１９）「速度」には、定格速度を記入するとともに、右欄に点検で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。
- ⑲ ２（１）「かご側調速機」及び２（２）「釣合おもり側調速機」には、右欄には点検の測定値を記入し、左欄には、かご側調速機にあっては、作動速度の測定値の定格速度に対する割合、釣合おもり側調速機にあっては、作動速度の測定値のかご側キャッチ作動速度に対する割合を記入してください。
- ⑳ ２（３）「主索又は鎖」の「主索」の「径の状況」には、最も摩耗した主索の番号を記入するとともに、最も摩耗が進んだ部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に最も摩耗が進んだ部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。
- ㉑ ２（３）「主索又は鎖」の「主索」の「素線切れ」には、最も摩損した主索の番号を記入するとともに、該当する素線切れ判定基準及び素線切れが生じた部分の断面積の割合を記入し、該当するものを○で選択してください。「１よりピッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い１ピッチ内の素線切れ数を記入してください。「１構成より１ピッチ内の最大の素線切れ数」には、１ピッチ内で最も素線切れが多い１構成よりの素線切れ数を記入してください。なお、「素線切れ判定基準」には、以下の表１に従って素線切れ判定基準の記号を記入してください。

表１ 素線切れ判定基準の記号

以下の a と b の記号を組み合わせで記入すること。

a 素線切れの判定記号

- １ 素線切れが平均的に分布する場合
２ 素線切れが特定の部分に集中している場合
３ 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が 7 0 % 以下である場合
４ 谷部で素線切れが生じている場合

b 判定結果の記号

- イ 要是正判定の場合
ロ 要重点点検判定の場合
ハ 指摘なしの場合

<記入例>

素線切れが平均的に分布する場合で、判定が要是正であった場合 該当する素線切れ判定基準（１－イ）
指摘事項がない場合 該当する素線切れ判定基準（ハ）

- ② 2 (3)「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がない場合は「なし」を、ある場合は「あり」を○で選択してください。「あり」を○で選択した場合は、その主索の番号及び該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合及び谷部が赤錆色に見える主索の1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数を記入してください。なお、「錆及び錆びた摩耗粉判定基準」には、以下の表2に従って錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号を記入してください。

表2 錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号

以下のaとbの記号を組み合わせて記入すること。

a 錆及び錆びた摩耗粉の判定記号

- 1 錆びた摩耗粉が多量に付着している場合
- 2 点状の腐食が多数生じている場合
- 3 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の錆が無い部分の直径に対する割合が94%未満である場合
- 4 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合

b 判定結果の記号

- イ 要是正判定の場合
- ロ 要重点点検判定の場合
- ハ 指摘なしの場合

<記入例>

錆びた摩耗粉が多量に付着している場合で、判定が要是正であった場合 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（1ーイ）
指摘事項がない場合 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（ハ）

- ② 2 (3)「主索又は鎖」の「主索」の「主索本数」には、主索の本数を記入してください。また、「要重点点検の主索」及び「要是正の主索」には、それぞれ該当するすべての主索番号を記入してください。
- ④ 2 (3)「主索又は鎖」の「鎖」の「伸び」には最も摩耗した鎖の番号を記入するとともに、「測定長さ」には、その鎖の最も摩耗した部分の長さを、「基準長さ」には、鎖車にかからない部分で摩耗していない鎖の長さを記入してください。また、右欄に現在の長さの基準長さに対する伸び率を記入してください。
- ⑤ 2 (3)「主索又は鎖」の「鎖」の「鎖本数」には、鎖の本数を記入してください。また、「要重点点検の鎖」及び「要是正の鎖」は、それぞれ該当するすべての鎖番号を記入してください。
- ⑥ 4 (6)「調速機ロープ」には、素線切れ数を記入することを除き、⑩から⑳までに準じて記入してください。
- ⑦ 4 (17)「釣合おもり非常止め装置」及び6 (7)「かご非常止め装置」の「形式」には、該当するものを○で選択してください。また、「作動の状況」には、該当する確認方法を選択し、「イ。」から「ニ。」のうち該当するものを○で選択してください。
- ⑧ 6 (4)「緩衝器及び緩衝材」の「形式」には、該当するものを○で選択してください。また、「劣化の状況」、「作動の状況」及び「油量の状況」には、別表第1（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。
- ⑨ 6 (10)「釣合おもり底部すき間」には、該当する緩衝器形式及び制御方式を○で選択した上で、前回の定期点検時の値を（mm）に記入してください。なお、初回の定期点検の場合又は前回の定期点検時の値が確認できない場合は、（mm）内に「ー」を記入してください。
- ⑩ 7 (3)「二次消防運転」には、二次消防運転時の速度の測定結果を右欄に記入してください。
- ⑪ 8 「上記以外の点検項目」欄は、第1第3項の規定により特定行政庁が点検項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑩までに準じて点検結果等を記入してください。また、第1第4項に規定する認定点検項目等が定められている場合に、当該認定点検項目等を追加し、⑤から⑩までに準じて点検結果等を記入してください。
- ⑫ 「特記事項」欄は、点検の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にであっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目及び点検事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑬ 2 (3)「主索又は鎖」において最も摩耗した主索又は鎖として掲げたもの、最も摩損した主索として掲げたもの及び錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索として掲げたものに関する写真並びにブレーキパッドの状況に関する写真をそれぞれ様式昇-8に従い添付してください。ただし、同一の写真を添付することとなる場合は、一枚添付すれば足ります。また、主索又は鎖及びブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた点検事項（既存不適格の場合を除く。）における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を様式昇-9に従い添付してください。

※ 別表第1とは、平成20年3月10日国土交通省告示第283号(最終改正 平成28年11月1日国土交通省告示第1179号)の別表第1をいう。

点検結果表
(第1第1項第二号に規定する昇降機)

当該点検に関与した点検者		氏 名	点検者番号
	代表となる点検者		
	その他の点検者		

番号		点 検 項 目			昇降機番号				担当 点検者 番号		
					点検結果						
					指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格			
1	機械室（機械室を有しないエレベーターにあては、共通）										
(1)	機械室への通路及び出入口の戸										
(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等										
(3)	救出装置										
(4)	開閉器及び遮断器										
(5)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視等により確認 フェールセーフ設計（該当する・該当しない） 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準（ ） ロ. やむを得ない事情により 点検者が設定する交換基準（ ）	適・否・確認不可							
				最終交換日 年 月 日							
(6)				ヒューズ							
(7)				絶縁 電動発電機の回路（300V以下・300V超）			MΩ				
				電動機の回路（300V以下・300V超）			MΩ				
	制御器等の回路の300Vを超える回路			MΩ							
	制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路			MΩ							
(8)	接地										
(9)	空転防止装置										
(10)	階床選択機										
(11)	油圧パワー ユニット	電動機及びポンプ									
(12)		圧力計									
(13)		安全弁	常用圧力銘板値（ MPa）	常用圧力の							
(14)		逆止弁	作動圧力測定値（ MPa）	%							
(15)		流量制御弁									
(16)		油タンク及び圧力配管									
(17)		作動油温度抑制装置									
(18)	ストップバルブ										
(19)	高圧ゴムホース										
(20)	駆動装置等の耐震対策										
2	共通										
(1)	圧力配管										
(2)	調速機	過速スイッチの作動速度（定格速度の %）			m/min						
		キャッチ作動速度（定格速度の %）			m/min						
(3)	主索又は鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号（ ） 直径（ mm） 未摩耗直径（ mm）	%							
			素線切れ 最も摩損した主索の番号（ ） 該当する素線切れ判定基準（ ） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 ・ 70%以下	1 よりピッチ内の素 線切れ数 本 1 構成より 1 ピッチ 内の最大の素線切れ 数 本							
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 （あり・なし） 谷部が赤錆色に見える主索の番号（ ） 直径（ mm） 未摩耗直径（ mm） 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 （ ）	% 1 構成より 1 ピッチ 内の最大の素線切れ 数 本							
			主索本数（ 本） 要重点点検の主索の番号（ ） 要是正の主索の番号（ ）								
			鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号（ ） 測定長さ（ mm） 基準長さ（ mm）	伸び %						
				鎖本数（ 本） 要重点点検の鎖の番号（ ） 要是正の鎖の番号（ ）							
	(4)	主索又は鎖の張り									
	(5)	主索又は鎖及び調速機ロープの取付部									
(6)	主索又は鎖の緩み検出装置										
(7)	はかり装置										
(8)	ブランジャー										
(9)	ブランジャーストッパー										
(10)	シリンダー										
(11)	防火区画貫通部										
(12)	速度 定格速度（上昇）（ m/min） 										

(16)	換気設備等					
(17)	制御盤扉					

3 かご室									
(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床								
(2)	かごの戸及び敷居								
(3)	かごの戸のスイッチ								
(4)	戸開き状態において作動する予圧装置								
(5)	床合わせ補正装置及び着床装置 （戸開き状態において作動する再床合せ装置：有・無）								
(6)	ドアゾーン行き過ぎ制限装置								
(7)	車止め、光電装置等								
(8)	かご操作盤及び表示器								
(9)	外部への連絡装置								
(10)	かご内の停止スイッチ								
(11)	用途、積載量及び最大定員の標識								
(12)	かごの照明装置								
(13)	停電灯装置								
(14)	かごの床先								
4 かご上									
(1)	かご上の停止スイッチ								
(2)	頂部安全距離確保スイッチ								
(3)	上部リミット（強制停止）スイッチ								
(4)	ブランジャーリミットスイッチ								
(5)	ブランジャーストップで停止したときのかごの頂部すき間								
(6)	頂部綱車								
(7)	ブランジャー頂部綱車及び鎖車								
(8)	ブランジャーのガイドシュエ等								
(9)	調速機ロープ	径の状況 直径（ mm）末摩耗直径（ mm）			%				
		素線切れ 該当する素線切れ判定基準（ ） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下							
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 （あり・なし） 直径（ mm）末摩耗直径（ mm） 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 （ ）			%				
(10)	かごの非常救出口								
(11)	かごのガイドシュエ等								
(12)	ガイドレール及びレールブラケット								
(13)	施錠装置								
(14)	昇降路における壁又は囲い								
(15)	乗り場の戸及び敷居								
(16)	昇降路内の耐震対策								
(17)	移動ケーブル及び取付部								
(18)	かごの戸の開閉機構								
(19)	かごの枠								
5 乗り場									
(1)	押しボタン等及び表示器								
(2)	非常解錠装置								
(3)	乗り場の戸の遮煙構造								
(4)	昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造								
(5)	屋上の昇降路の開口部の戸								
(6)	屋上の柵及び警報装置								
(7)	制御盤扉								
6 ビット									
(1)	保守用停止スイッチ								
(2)	底部安全距離確保スイッチ								
(3)	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ								
(4)	緩衝器及び緩衝材	形式 ばね式・油入式・緩衝材							
		劣化の状況			適・否				
		作動の状況（油入式のものに限る）			適・否				
		油量の状況（油入式のものに限る）			適・否				
(5)	張り車								
(6)	ビット床								
(7)	かご非常止め装置 形 式 ：早ぎき式・次第ぎき式・スラックローブ式								
(8)	かご下綱車								
(9)	シリンダー下の綱車								
(10)	移動ケーブル及び取付部								
(11)	ビット内の耐震対策								
(12)	かごの枠								
7 上記以外の点検項目									
特記事項									
番号	点検項目	点検事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月				

(注意)

- ① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、様式昇－１第二面５欄の番号を記入してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、様式昇－１第二面３欄に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の点検を行った点検者が１人の場合は、その他の点検者欄は記入不要です。
- ④ 点検項目のうち、その点検事項が点検の対象のエレベーターに明らかに適用されないものについては、その「点検結果」欄及び「担当点検者番号」欄に「－」を記入してください。
- ⑤ 「点検結果」欄は、別表第２（い）欄に掲げる各項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第２（い）欄に掲げる項目について（ろ）欄に掲げる事項のいずれかが（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください（ただし、（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（に）欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。）。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第２（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（い）欄に掲げる項目について（ろ）欄に掲げる事項が（に）欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第３条第２項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当点検者番号」欄は、「当該点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の点検を行った点検者が１人の場合は、記入不要です。
- ⑪ １（５）「接触器、継電器及び運転制御用基板」の「電動機主回路用接触器の主接点」には、接点を目視等により確認し、別表第２（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。部品を分解しなければ目視等で確認することができない場合等でやむを得ず目視等により確認できない場合は「確認不可」を○で選択してください。また、フェールセーフ設計とは、接点に溶着等の不具合が生じた場合でも、運行指令と接点からの信号等との不整合を検知するなどし、自動的にかごを制止させる設計をいい、これに該当する場合は「該当する」を、該当しない場合は「該当しない」を○選択してください。さらに、「イ．」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する交換基準を知り得ない場合などやむを得ない事情により、点検者が設定する交換基準により判定した場合は、「ロ．」を○で選択した上で、左欄にその交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。なお、フェールセーフ設計である場合は、必ずしも交換基準を定める必要はありませんが、右欄に最終交換日及びその他必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。
- ⑫ １（７）「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で選択した上で、右欄に点検で測定した抵抗値を記入してください。
- ⑬ １（１３）「安全弁」には、常用圧力の銘板値及び安全弁の作動圧力の測定値を記入してください。右欄に作動圧力（測定値）の常用圧力（銘板値）に対する比率を記入してください。
- ⑭ ２（２）「調速機」には、右欄には過速スイッチ及びキャッチの作動速度の測定値を記入し、左欄には過速スイッチ及びキャッチの作動速度の測定値の定格速度に対する比率を記入してください。
- ⑮ ２（３）「主索及び鎖」の「主索」の「径の状況」には、最も摩耗した主索番号を記入するとともに、最も摩耗が進んだ部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に最も摩耗が進んだ部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。
- ⑯ ２（３）「主索又は鎖」の「主索」の「素線切れ」には、最も摩損した主索の番号を記入するとともに、該当する素線切れ判定基準及び素線切れが生じた部分の断面積の割合を記入し、該当するものを○で選択してください。「１よりピッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い１ピッチ内の素線切れ数を記入してください。「１構成より１ピッチ内の最大の素線切れ数」には、１ピッチ内で最も素線切れが多い１構成よりの素線切れ数を記入してください。なお、「素線切れ判定基準」には、以下の表１に従って素線切れ判定基準の記号を記入してください。

表１ 素線切れ判定基準の記号

以下の a と b の記号を組み合わせて記載すること。

a 素線切れの判定記号

- １ 素線切れが平均的に分布する場合
- ２ 素線切れが特定の部分に集中している場合
- ３ 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が 7 0 % 以下である場合
- ４ 谷部で素線切れが生じている場合

b 判定結果の記号

- イ 要是正判定の場合
ロ 要重点点検判定の場合
ハ 指摘なしの場合

< 記入例 >

素線切れが平均的に分布する場合で、判定が要是正であった場合 該当する素線切れ判定基準（１－イ）
指摘事項がない場合 該当する素線切れ判定基準（ハ）

- ⑰ ２（３）「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がない場合は「なし」を、ある場合は「あり」を○で選択してください。「あり」を○で選択した場合は、その主索の番号及び該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合及び谷部が赤錆色に見える主索の１構成より１ピッチ内の最大の素線切れ数を記入してください。なお、「錆及び錆びた摩耗粉判定基準」には、以下の表２に従って錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号を記入してください。

表２ 錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号

以下の a と b の記号を組み合わせて記入すること。

a 錆及び錆びた摩耗粉の判定記号

- １ 錆びた摩耗粉が多量に付着している場合
- ２ 点状の腐食が多数生じている場合
- ３ 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の錆が無い部分の直径に対する割合が 9 4 % 未満である場合
- ４ 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合

b 判定結果の記号

- イ 要是正判定の場合
ロ 要重点点検判定の場合
ハ 指摘なしの場合

< 記入例 >

錆びた摩耗粉が多量に付着している場合で、判定が要是正であった場合 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（１－イ）
指摘事項がない場合 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（ハ）

- ⑱ ２（３）「主索又は鎖」の「主索」の「主索本数」には、主索の本数を記入してください。また、「要重点点検の主索」及び「要是正の主索」は、それぞれ該当するすべての主索番号を記入してください。

- ⑲ 2(3)「主索又は鎖」の「鎖」の「伸び」には最も摩耗した鎖の番号を記入するとともに、「測定長さ」は、その鎖の最も摩耗が進んだ部分の長さを、「基準長さ」は、鎖車にかからない部分で摩耗していない鎖の長さを記入してください。また、右欄に現在の長さの基準長さに対する伸び率を記入してください。
- ⑳ 2(3)「主索又は鎖」の「鎖」の「鎖本数」には、鎖の本数を記入してください。また、「要重点点検の鎖」及び「要是正の鎖」は、それぞれ該当するすべての鎖番号を記入してください。
- ㉑ 2(12)「速度」には、上昇及び下降の定格速度を記入するとともに、右欄に点検で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。
- ㉒ 4(9)「調速機ロープ」には、素線切れ数を記入することを除き、⑲から㉑までに準じて記入してください。
- ㉓ 6(4)「緩衝器及び緩衝材」の「形式」には、該当するものを○で選択してください。また、「劣化の状況」、「作動の状況」及び「油量の状況」には、別表第2(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。
- ㉔ 4(5)「ブランジヤーストップバーで停止したときのかごの頂部すき間」には、ブランジヤーストップバーによりかごを停止させたときのかごの頂部すき間の測定値、又はかご床面と最上階床面との距離を測定し計算により算出したかごの頂部すき間の値を記入してください。
- ㉕ 6(7)「かご非常止め装置」の「形式」には、該当するものを○で選択してください。
- ㉖ 7「上記以外の点検項目」欄は、第3第3項の規定により特定行政庁が点検項目等を付加している場合に、当該点検項目等を追加し、⑤から⑩までに準じて点検結果等を記入してください。また、第1第4項に規定する認定点検項目等が定められている場合に、当該認定点検項目等を追加し、⑤から⑩までに準じて点検結果等を記入してください。
- ㉗ 「特記事項」欄は、点検の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目及び点検事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ㉘ 2(3)「主索又は鎖」において最も摩耗した主索又は鎖として掲げたもの、最も摩損した主索として掲げたもの及び錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索として掲げたものに関する写真をそれぞれ様式昇-8に従い添付してください。ただし、同一の写真を添付することとなる場合は、一枚添付すれば足够了。また、主索又は鎖を除く要是正又は要重点点検とされた点検事項（既存不適格の場合を除く。）における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を様式昇-9に従い添付してください。

※ 別表第2とは、平成20年3月10日国土交通省告示第283号(最終改正 平成28年11月1日国土交通省告示第1179号)の別表第2をいう。

点検結果表
(第1第1項第三号に規定する昇降機)

当該点検に関与した点検者				氏 名		点検者番号	
		代表となる点検者					
		その他の点検者					

					昇降機番号												
番号	点 検 項 目				点検結果				担当点検者番号								
					指摘なし	要重点点検	要是正	既 存 不適格									
1	駆動装置（油圧式以外）																
(1)	電動機																
(2)	減速機																
(3)	ブレーキ		制動力 イ. かごに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、 定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認 積載荷重の1.25倍の荷重(kg) 定格速度 (m/min) ロ. かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力 を遮断し、制動距離を確認 制動距離の基準値 (mm)		mm												
(4)	駆動方式	ロープ式・巻胴式	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号() 直径 (mm) 末摩耗直径 (mm)	%												
				索線切れ 最も摩損した主索の番号() 該当する索線切れ判定基準 () 索線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 ・ 70%以下	1 よりピッチ内の 索線切れ数 本					1 構成より 1 ピッチ内の最大 の索線切れ数 本							
					錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし) 谷部が赤錆色に見える主索の番号 () 直径 (mm) 末摩耗直径 (mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()					%	1 構成より 1 ピッチ内の最大 の索線切れ数 本						
				主索本数 (本) 要重点点検の主索の番号() 要是正の主索の番号()													
				ラックピニオン式													
				チェーンスプロケット式	鎖の摩耗 測定長さ (mm) 基準長さ (mm)					%							
				チェーンラックピニオン式	鎖の摩耗 測定長さ (mm) 基準長さ (mm)					%							
				2	駆動装置（油圧式）												
				(1)	空転防止装置												
(2)	油圧パワーユニットの取付けの状況																
(3)	油圧パワーユニット	電動機及びポンプ															
(4)		圧力計															
(5)		安全弁	銘板値 (安全弁の作動圧力 MPa) (常用圧力 MPa) 測定値 (安全弁の作動圧力 MPa)	常用圧力の %													
(6)		逆止弁															
(7)		流量制御弁															
(8)	油タンク及び圧力配管																
(9)	作動油温度抑制装置																
(10)	ストップバルブ																
(11)	高圧ゴムホース																
(12)	圧力配管																
(13)	パンタグラフ式（下枠及びアーム）																
(14)	ブランジャー																
(15)	ブランジャーストッパー																
(16)	シリンダー																

(注意)

- ① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、様式昇－１第二面５欄の番号を記入してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、様式昇－１第二面３欄に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の点検を行った点検者が１人の場合は、その他の点検者欄は記入不要です。
- ④ 点検項目のうち、その点検事項が点検の対象の段差解消機に適用されないことが明らかなものについては、その「点検結果」欄から及び「担当点検者番号」欄に「－」を記入してください。
- ⑤ 「点検結果」欄は、別表第３（い）欄に掲げる各項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第３（い）欄に掲げる項目について（ろ）欄に掲げる事項のいずれかが（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください（ただし、（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（に）欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。）。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第３（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（い）欄に掲げる項目について（ろ）欄に掲げる事項が（に）欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第３条第２項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当点検者番号」欄は、「当該点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の点検を行った点検者が１人の場合は、記入不要です。
- ⑪ １「駆動装置（油圧式以外）」には、駆動装置が油圧式の場合は抹消してください。
- ⑫ １(3)「ブレーキ」の「制動力」には、かごに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「イ。」を○印で選択し、積載荷重の1.25倍の荷重の値及び定格速度を記入してください。かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「ロ。」を○印で選択し、無負荷時の定格速度の状態における制動距離の基準値を記入してください。右欄には点検で測定した制動距離を記入してください。
- ⑬ １(4)「駆動方式」の該当しない項目を抹消してください。
- ⑭ １(4)「駆動方式」の「ロープ式・巻胴式」及び２(17)「主索又は鎖」の「主索」の「径の状況」には、最も摩耗した主索の番号を記入するとともに、最も摩耗が進んだ部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入して下さい。また、右欄に最も摩耗が進んだ部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。
- ⑮ １(4)「駆動方式」の「ロープ式・巻胴式」及び２(17)「主索又は鎖」の「主索」の「素線切れ」には、最も摩損した主索の番号を記入するとともに、該当する素線切れ判定基準及び素線切れが生じた部分の断面積の割合を記入し、該当するものを○で選択してください。「１よりピッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い１ピッチ内の素線切れ数を記入してください。「１構成より１ピッチ内の最大の素線切れ数」には、１ピッチ内で最も素線切れが多い１構成よりの素線切れ数を記入してください。なお、「素線切れ判定基準」には、以下の表１に従って素線切れ判定基準の記号を記入してください。

表１ 素線切れ判定基準の記号

以下のaとbの記号を組み合わせて記載すること。

a 素線切れの判定記号

- １ 素線切れが平均的に分布する場合
- ２ 素線切れが特定の部分に集中している場合
- ３ 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が７０％以下である場合
- ４ 谷部で素線切れが生じている場合

b 判定結果の記号

- イ 要是正判定の場合
ロ 要重点点検判定の場合
ハ 指摘なしの場合

<記入例>

素線切れが平均的に分布する場合で、判定が要是正であった場合 該当する素線切れ判定基準（１－イ）

指摘事項がない場合 該当する素線切れ判定基準（ハ）

- ⑯ １(4)「駆動方式」の「ロープ式・巻胴式」及び２(17)「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がない場合は「なし」を、ある場合は「あり」を○で選択してください。「あり」を○で選択した場合は、その主索の番号及び該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合及び谷部が赤錆色に見える主索の１構成より１ピッチ内の最大の素線切れ数を記入してください。なお、「錆及び錆びた摩耗粉判定基準」には、以下の表２に従って錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号を記入してください。

表２ 錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号

以下のaとbの記号を組み合わせて記入すること。

a 錆及び錆びた摩耗粉の判定記号

- １ 錆びた摩耗粉が多量に付着している場合
- ２ 点状の腐食が多数生じている場合
- ３ 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の錆が無い部分の直径に対する割合が９４％未満である場合
- ４ 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合

b 判定結果の記号

- イ 要是正判定の場合
ロ 要重点点検判定の場合
ハ 指摘なしの場合

<記入例>

錆びた摩耗粉が多量に付着している場合で、判定が要是正であった場合 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（１－イ）

指摘事項がない場合 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（ハ）

- ⑰ １(4)「駆動方式」の「ロープ式・巻胴式」及び２(17)「主索又は鎖」の「主索」の「主索本数」には、主索の本数を記入してください。また、「要重点点検の主索」及び「要是正の主索」には、それぞれ該当するすべての主索番号を記入してください。
- ⑱ １(4)「駆動方式」の「チェーンブロケット式」及び「チェーンラックピニオン式」の「鎖の摩耗」の「測定長さ」には、その鎖の最も摩耗の進んだ部分の長さを、「基準長さ」は、鎖車にかからない部分で摩耗していない鎖の長さを記入してください。また、右欄に現在の長さの基準長さに対する伸び率を記入してください。
- ⑲ ２「駆動装置（油圧式）」には駆動装置が油圧式以外の場合は抹消してください。
- ⑳ ２(5)「安全弁」の「銘板値」には、安全弁の作動圧力の銘板値を記入することとし、安全弁の作動圧力の銘板値がない場合は、常用圧力の銘板値を記入して下さい。「測定値」には、安全弁の作動圧力の測定値を記入して下さい。右欄には、左欄に常用圧力の銘板値が記入した場合のみ安全弁の作動圧力の測定値の常用圧力の銘板値に対する比率を記入してください。

- ⑳ 2(17)「主索又は鎖」の「鎖」のうち「伸び」には、最も摩耗した鎖の番号を記入するとともに、「測定長さ」は、その鎖の最も摩耗が進んだ部分の長さを、「基準長さ」は、鎖車にかからない部分で摩耗していない鎖の長さを記入してください。また、右欄に現在の長さの基準長さに対する伸び率を記入してください。
- ㉑ 2(17)「主索又は鎖」の「鎖」の「鎖本数」には、鎖の本数を記入してください。また、「要重点点検の鎖」及び「要是正の鎖」には、それぞれ該当するすべての鎖番号を記入してください。
- ㉒ 3(5)「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で選択した上で、右欄に点検で測定した抵抗値を記入してください。
- ㉓ 3(8)「速度」には、定格速度を記入するとともに、右欄に点検で点検した上昇時及び下降時の速度を記入してください。
- ㉔ 4(11)「かご非常止め装置」の形式には、該当するものを○で選択してください。
- ㉕ 6「上記以外の点検項目」欄は、第1第3項の規定により特定行政庁が点検項目等を付加している場合に、当該点検項目等を追加し、㉖から㉗までに準じて点検結果等を記入してください。また第1第4項に想定する認定点検項目等が定められている場合に、当該認定点検項目等を追加し、㉖から㉗までに準じて点検結果等を記入してください。
- ㉘ 「特記事項」欄は、点検の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっての特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目及び点検事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ㉙ 1(4)「駆動方式」及び2(17)「主索又は鎖」において最も摩耗した主索又は鎖として掲げたもの、最も摩損した主索として掲げたもの及び錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索として掲げたものに関する写真並びにブレーキパッドの状況に関する写真をそれぞれ様式－8に従い添付してください。ただし、同一の写真を添付することになる場合は、一枚添付すれば足够了。また、主索又は鎖及びブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた点検事項（既存不適格の場合を除く。）における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を様式－9に従い添付してください。

※ 別表第3とは、平成20年3月10日国土交通省告示第283号(最終改正 平成28年11月1日国土交通省告示第1179号)の別表第3をいう。

点検結果表
(第1第1項第四号に規定する昇降機)

当該点検に関与した点検者		氏 名	点検者番号
	代表となる点検者		
	その他の点検者		

		昇降機番号				
番号	点 検 項 目	点検結果				担当 点検者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格	
1	駆動装置					
(1)	制御器	開閉器及び遮断器				
(2)		接触器、継電器及び運転制御用基板				
(3)		ヒューズ				
(4)		絶縁 電動機の回路 (300V以下・300V超)	MΩ			
		制御器等の回路の300Vを超える回路	MΩ			
		制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路	MΩ			
		制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ			
(5)	接地					
(6)	電動機					
(7)	減速機					
(8)	ブレーキ	制動力 イ. いすに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、 定格速度で下降中に動力を遮断し、制動 距離を確認 積載荷重の1.25倍の荷重 (kg) 定格速度 (m/min) ロ. かごが無負荷の状態において定格速度で 下降中に動力を遮断し、制動距離を確認 制動距離の基準値 (mm)	mm			
(9)	駆動方式	摩擦式 (駆動ローラー)				
		ラックピニオン式				
		チェーンスプロケット式	鎖の摩耗 測定長さ (mm) 基準長さ (mm)	%		
		チェーンラックピニオン式	鎖の摩耗 測定長さ (mm) 基準長さ (mm)	%		
(10)	鎖の緩み検出装置					
(11)	駆動装置等のカバー					
(12)	かご非常止め装置 形式 速度検出式・緩み検出式					
(13)	かごのガイドシュー等					
(14)	ファイナルリミットスイッチ及びリミット (強制停止) スイッチ					
(15)	充電池					
(16)	駆動装置等の耐震対策					
(17)	速度 定格速度 (m/min)	上昇 下降	m/min m/min			
2	いす関係					
(1)	いす部					
(2)	いす操作盤のボタン等及び操作レバー					
(3)	いすの回転装置					
(4)	用途、積載量及び最大定員の標識					
(5)	障害物検出装置					
(6)	運転キー					
(7)	安全ベルト					
(8)	いすの折りたたみ機構					
3	乗り場及び階段					
(1)	乗り場の押しボタン等					
(2)	リモートコントロールスイッチ					
(3)	ガイドレール及びレールブラケット					
(4)	折りたたみレール					
(5)	移動ケーブル及びトロリー					
(6)	充電装置					
(7)	耐震対策					
4	上記以外の点検項目					
特記事項						
番号	点検項目	点検事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善 (予定) 年月	

--	--	--	--	--	--

(注意)

- ① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、様式昇－１第二面５欄の番号を記入してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、様式昇－１第二面３欄に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の点検を行った点検者が１人の場合は、その他の点検者欄は記入不要です。
- ④ 点検項目のうち、その点検事項が点検の対象のいす式段差解消機に適用されないことが明らかなものについては、その「点検結果」欄及び「担当点検者番号」欄に「－」を記入してください。
- ⑤ 「点検結果」欄は、別表第４（い）欄に掲げる各項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第４（い）欄に掲げる項目について（ろ）欄に掲げる事項のいずれかが（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください（ただし、（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（に）欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。）。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第４（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（い）欄に掲げる項目について（ろ）欄に掲げる事項が（に）欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第３条第２項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当点検者番号」欄は、「当該点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の点検を行った点検者が１人の場合は、記入不要です。
- ⑪ １（４）「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で選択した上で、右欄に点検で測定した抵抗値を記入してください。
- ⑫ １（８）「ブレーキ」の「制動力」には、いすに積載荷重の１.２５倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「イ。」を○で選択し、積載荷重の１.２５倍の荷重の値及び定格速度を記入してください。かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「ロ。」を○で選択し、無負荷時の定格速度の状態における制動距離の基準値を記入してください。右欄には点検で測定した制動距離を記入してください。
- ⑬ １（９）「駆動方式」欄には、該当しない項目を取消線で抹消した上で、「チェーンスプロケット式」及び「チェーンラックピニオン式」の「鎖の伸び」のうち「測定長さ」には、その鎖の摩耗した部分の長さを、「基準長さ」には、鎖車にかからない部分で摩耗していない鎖の長さを記入してください。また、右欄に現在の長さの基準長さに対する伸び率を記入してください。
- ⑭ １（１２）「かご非常止め装置」の形式には、該当するものを○で選択してください。
- ⑮ １（１７）「速度」には、定格速度を記入するとともに、右欄に点検で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。
- ⑯ ４「上記以外の点検項目」欄は、第１第３項の規定により特定行政庁が点検項目等を付加している場合に、当該点検項目等を追加し、⑤から⑩までに準じて点検結果等を記入してください。また、第１第４項に規定する認定点検項目等が定められている場合に、当該認定点検項目を追加し、⑤から⑩までに準じて点検結果等を記入してください。
- ⑰ 「特記事項」欄は、点検の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目及び点検事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑱ ブレーキパッドの状況に関する写真を様式昇－８、ブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた点検事項（既存不適格の場合を除く。）における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を様式－９に従い添付してください。

※ 別表第４とは、平成20年３月10日国土交通省告示第283号(最終改正 平成28年11月１日国土交通省告示第1179号)の別表第４をいう。

主索又は鎖 最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が 赤錆色に見える主索の番号（ ）		点検結果 ☐ 要是正 ☐ 要重点点検 ☐ 指摘なし
写真貼付	特記事項	

ブレーキパッド ブレーキパッドの取付位置 ☐ 右 ☐ 左		点検結果 ☐ 要是正 ☐ 要重点点検 ☐ 指摘なし
写真貼付	特記事項	

（注意）

- ① この書類は、主索、鎖及びブレーキパッドについて作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、要重点点検の指摘があった場合は「要重点点検」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合は「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ ブレーキパッドにおいて、同一昇降機内に複数あるものについては、最も摩損したものの写真を貼付することとし、パッドの取付位置について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、ブレーキの構造上又は設置状況によりブレーキパッドの撮影が不可能な場合は、写真貼付を省略しても構いません。
- ⑤ 写真は、主索、鎖及びブレーキパッドの摩損状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

部位	番号	検査項目・検査事項		点検結果
				☐ 要是正 ☐ 要重点点検 ☐ その他
写真貼付		特記事項		

部位	番号	検査項目・検査事項		点検結果
				☐ 要是正 ☐ 要重点点検 ☐ その他
写真貼付		特記事項		

（注意）

- ① この書類は、主索、鎖及びブレーキパッドを除く、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目又は「要重点点検」の項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」及び「要重点点検」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ② 「部位」欄の「番号」、「検査項目・検査事項」は、それぞれ別記様式の番号、検査項目、検査事項に対応したものを記入してください。
- ④ 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、要重点点検の指摘があった場合は「要重点点検」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを貼付してください。

(7) 電話交換設備 保守点検業務仕様書

- 1 業務の目的 本業務は、「電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 41 条の規定に基づく構内電話交換設備等の保守に関する業務委託要領」に基づき実施するものである。

2 点検対象

- (1) 対象物件の所在地 静岡市駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号
- (2) 対象物件の建物名称 静岡市健康文化交流館
- (3) 機種形式及び台数 沖電気製 電話交換機 (EX-100) 1 式
沖電気製 多機能電話機 (MKT/U) 8 台
ただし、回路は 1 1 台分
沖電気製 一般電話機 (パロル C) 2 4 台
タカコム製 留守番電話 (AT-D39S) 1 台

3 点検回数

- (1) 委託期間内に 4 回の定期点検を実施する。(概ね 6 月、9 月、12 月、3 月に実施するものとする) 実施の時期については委託者、受託者協議の上決定するものとする。
- (2) 不時の故障に際しては、委託者の要請により臨時点検を実施する。

4 保守作業基準

区分	保守管理事項
交換機	局線各トランク・レジスタ・各関連装置の点検調整
局線関係	各種試験による障害の有無の確認・補修
信号・監視回路	装置の点検・調整・補修
電源設備	蓄電池・整流器・ランプの点検・調整
電話機	ダイヤル (テンキー)・フックスイッチ・コードの点検・補修
配線関係	配線の点検・補修、絶縁抵抗値の測定
市外発信規制	各機能の点検・調整・補修

(8) 自家用電気工作物保守点検業務仕様書

(健康文化交流館)

(保安管理業務の細目及び基準)

(保安業務の内容)

第1条 保安管理業務の内容は、電気事業法第42条の規定により甲の定める保安規定に基づき、次に掲げるものとする。

- (1) 電気工作物の工事、維持及び運用について設計の審査、並びに点検、測定及び試験を行い、法令で定める技術基準の規定に適合しない事項がある場合は、必要な指示又は助言を行うこと。
- (2) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する所感官庁への提出書類又は図面の作成及び手続きの指導を行うこと。
- (3) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、また発生のおそれがある場合には、応急措置を指導するとともに、事故の原因を調査し、再発防止についてとるべき措置を指示又は助言するほか、必要に応じ特別点検を行うとともに電気事業法の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指導を行うこと。
- (4) 所管官庁が法令に基づいて行う検査に立ち会うこと。
- (5) その他保安規程に定められている事項

2 前項の保安業務のうち別表に定める電気工作物の点検、測定及び試験については、甲が電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うとともにその結果を乙に通知するものとする。この通知に基づき、乙は、甲に対して必要な指示又は助言を行うものとする。

(点検、測定及び試験等)

第2条

① 定例の保安管理業務は次の各号によるものとします。

ア. 定期的な点検、測定及び試験（具体的基準は、別に定める「点検、測定及び試験の基準」による。）を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）の規定に適合しない事項または適合しないおそれがあるときは、必要な指導又は助言を行います。

イ. 電気工作物の設置又は変更の工事の設計の審査について、甲の通知を受け必要な指導、助言を行います。

ウ. 電気工作物の設置又は変更の工事が1週間以上にわたる場合は、甲の通知を受け工事中の点検を毎週1回行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導又は助言を行います。

ただし、内燃力発電所、燃料電池発電所、太陽電池発電所及び風力発電所については工事中の点検は行わないものとします。

エ. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲若しくは電気事業者より通知を受けたときは、電話により、又は出向して事故原因の探求に協力し応急措置を指導し、再発防止につきとるべき措置を指導し、助言を行います。

オ. 電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成及び手続きの指導を行います。

カ. 乙が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生するおそれのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行います。

キ. 電気事業法に規定する立入検査には、その都度甲の通知を受け、乙の保安業務従事者を立ち合わせます。

② 定例外の保安管理業務は次の各号によるものとします。

ア. 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの指導を行います。

- イ. 電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導又は助言を行います。
- ウ. 前各号のほか甲の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行います。
- (2) 次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、甲は甲の負担において電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとします。この場合において、甲の申し出がある場合又は点検の際に乙が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、乙は指導、助言又は協議を行うものとします。
- ア. 漏電火災警報機器又は昇降設備等、取扱いが法令により特定の資格を要するもの。
- イ. オートメーション化された機器等、取扱いが特殊の専門技術を要するもの。
- ウ. 移動して使用する機器及びこれに附属する電線のうち、点検現場に設置されていないもの。
- エ. 密閉防爆構造の機器等、構造上内部点検できないもの。
- オ. 有毒ガス発生箇所又は酸欠箇所に設置された機器等、点検時に著しい危険が伴うもの。
- カ. 点検できない隠蔽場所等に設置された配線及び機器等。
- キ. 建設中の2階以上の高所部分、シールド室内及び工事中のトンネル内等、電気設備又は機器等の点検困難なもの。
- ク. 業務上の都合等甲の理由で、乙が立ち入りできない場所に設置された機器等。
- (3) 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1号による点検のほか、甲が確認を行うものとします。

2. 相互の連絡

- (1) 甲は、次に掲げる場合は、その具体的内容を遅滞なく乙に通知するものとします。
- ① 遅滞なく連絡する事項
- ア. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合。
- イ. 電気工作物の使用を休止する場合、又は、休止中の電気工作物の使用を開始する場合。
- ② その他連絡する事項
- ア. 経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合。
- イ. 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合。
- ウ. 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合。
- エ. 甲の事業場に設置された絶縁監視装置（電話通報方式）が警報を発した場合。
- オ. 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合。
- カ. 非常災害に備えて、電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合。
- キ. 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合。
- ク. 委託者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合。
- ケ. 電気工作物に関する権利義務の継承があった場合。
- コ. 電気事業者との需給契約を変更する場合。
- サ. 爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合。
- シ. その他電気工作物の保安に関し必要な場合。
- (2) 乙は、次の各号に掲げる事項を甲に通知するものとします。
- ア. 乙の就業時間内、時間外における乙への連絡方法。
- イ. 甲の事業場に設置された絶縁監視装置（自動通報装置）の警報を受信した場合。
- ウ. その他必要な事項。

3. 絶縁監視装置及び機器の設置

- (1) 次号に掲げる信頼性の高い需要設備に該当するもの及び乙の定める条件に該当する電気工作物には、甲の承諾を得て絶縁監視装置を設置することができます。
- (2) 電気工作物の信頼性の高い需要設備の条件（下記のア～オの全てに該当することが必要）

- ア. 構外にわたる高圧電線路がないものであること。
 - イ. 柱上に設置した高圧変圧器がないものであること。
 - ウ. 高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く。）に可燃性絶縁油を使用していないものであること。
 - エ. 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているものであること。
 - オ. 責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の計器用変成器がないものであること。
- (3) 電気工作物に設置する絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器（以下「絶縁監視装置等機器」といいます。）は甲乙協議のうえ乙が設置し所有するものとします。
 - (4) 甲は、絶縁監視装置等機器を設置する場所の提供、電灯配線などの施設並びに電話回線の利用について便宜を供するものとします。
 - (5) 絶縁監視装置等機器並びに設置工事に要する費用は、原則として乙が負担するものとします。
 - (6) 絶縁監視装置等機器の保守は乙が行い、その費用は乙が負担するものとします。
 - (7) 甲は、絶縁監視装置等機器を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとします。

4. 絶縁監視装置及び機器の撤去

- (1) 乙は、甲との保安管理業務委託契約が解除され又は失効したときは、絶縁監視装置等機器を撤去するものとします。
- (2) 絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、甲乙協議のうえ絶縁監視装置等機器を撤去するものとします。
- (3) 電気工作物の変更により、絶縁監視装置の設置に関して前項第2号の信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなったときは、甲乙協議のうえ絶縁監視装置を撤去するものとします。

5. 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

- (1) 保安管理業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」といいます。）がある場合は、甲乙協議のうえ速やかに改修するものとします。
- (2) 前号の不安全施設の改修に要する費用は原則として甲が負担するものとします。
- (3) 乙は、甲と協議し、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがあります。
- (4) 乙は、甲に改修依頼した不安全施設が長期にわたって改修されないため、保安管理業務の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、この契約を解除できるものとします

6. その他

この「保安管理業務の細目及び基準」に定めがない事項については、その都度甲乙相互に協議するものとします。

別 表

点検、測定及び試験の基準

電気工作物		点検、測定及び試験項目	定期点検A	定期点検B		臨時点検
				I	II	
受電設備（含）	引込線 電線及び支持物	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		放電雑音チェック		○		
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験		○※1	○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		トリップ回路の導通試験		○※1		
		絶縁油酸価試験			○※2	
		絶縁油耐圧試験			同上不良の場合	
		内部点検			○※2	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	母線、計器用変成器、 断路器、避雷器 電力用コンデンサ、 その他機器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		絶縁油透明度試験			○※3	
		絶縁油酸価試験			○※3	
		絶縁油耐圧試験			同上不良の場合	
		内部点検			○※3	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	配電盤 及び制御回路	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作確認			○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	接地装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
	蓄電池	外観点検	○	○	○	必要の都度
		比重測定	1回/年	○	○	
		液温測定	1回/年	○	○	
		電圧測定	1回/年	○	○	

電気使用場所の設備	電動機、電熱器	外観点検	○	○	○	必要の都度
	電気溶接機	絶縁抵抗測定			○※1、※6	
	その他の電気機器類	接地抵抗測定		○※4	○※4	
	照明装置	温度チェック		○		
	配線及び配線器具	漏電電流測定	○※5	○※5		
	接地装置	絶縁監視	○※7	○※7	○※7	
	配電線路の電線等及び支持物					
非常用予備発電装置	ガスタービン	外観点検	○	○	○	必要の都度
	及び附属装置	起動試験	○	○	○	
	内燃機関及び附属装置					
	発電機及び	外観点検	○	○	○	必要の都度
	励磁装置	絶縁抵抗測定		○※1	○※1	
	接地装置	接地抵抗測定		○※4	○※4	
	遮断機・開閉器 その他の電気機器類	受電設備と同じ				受電設備と同じ

注（１）「外観点検」とは、目視により点検を行うことをいいます。

（２）定期点検Ｂ（Ⅰ）は無停電で行う点検（無停電点検）で定期点検Ｂ（Ⅱ）は停電をして行う点検（停電点検）をいいます。なお、定期点検Ｂ（Ⅰ）を実施する場合は３年に１回は定期点検Ｂ（Ⅱ）を行うものとします。

設備の条件等により定期点検Ｂ（Ⅰ）を適用しない場合があります。

（３）※１を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことがあります。

（４）※２を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）１０年経過時に、１０年を超えたものは５年経過毎にそれぞれ行うものとします。

ただし、定期点検Ｂ（Ⅰ）の点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年により上記の経過年数毎に行うものとします。

なお、柱上油入開閉器については甲の依頼によって行うものとします。

（５）※３を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）１０年経過時に、２０年を超えたものは３年経過毎にそれぞれ行うものとします。

ただし、定期点検Ｂ（Ⅰ）の点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。

（６）※４を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがあります。

（７）※５を付した測定は毎月点検の場合は、隔月１回高圧受変電設備の変圧器のＢ種接地線で行うものとします。

ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとします。

（８）※６を付した測定は、絶縁監視装置の監視記録により代えることがあります。

（９）※７を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいいます。

この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を定期点検Ａ、Ｂ実施時、誤差試験を年１回行うものとします。

健康文化交流館 自家用電気工作物保安管理業務

委託者 (以下「甲」という。) と受託者 (以下「乙」という。) とは、甲の定める保安規程に基づき、甲が設置した静岡市健康文化交流館 (以下「健康文化交流館」という。) の自家用電気工作物 (以下「電気工作物」という。) の保安業務に関し、次のとおり委託契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、電気事業法第38条第3項第4号の適用を受ける次の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、第2条に定める保安業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

- (1) 事業場の名称 静岡市健康文化交流館
- (2) 事業場の所在地 静岡市駿河区小鹿二丁目25番45号
- (3) 事業場の種類 集会所等
- (4) 電力会社との契約種別 業務用電力
- (5) 需要設備容量 設備容量 400kVA
受電電圧 6,600V
非常用予備発電装置 53kVA (ディーゼルエンジン)
発電電圧 210V×1
- (6) 発電所 容量 12kVA (ガスエンジン)
発電電圧 210V×1

(保安業務の内容)

第2条 保安業務の内容は、電気事業法第42条の規定により甲の定める保安規程に基づき、次に掲げるものとする。

- (1) 電気工作物の工事、維持及び運用について設計の審査、並びに点検、測定及び試験を行い、法令で定める技術基準 (以下「技術基準」という。) の規定に適合しない事項がある場合は、必要な指示又は助言を行うこと。
- (2) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する所管官庁への提出書類又は図面の作成及び手続きの指導を行うこと。
- (3) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又発生のおそれがある場合には、応急措置を助言するほか、必要に応じ特別点検を行うとともに電気事業法に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指導を行うこと。
- (4) 所管官庁が法令に基づいて行う検査に立ち会うこと。
- (5) その他保安規定に定められている事項。

2 前項の保安業務のうち、別表に定める電気工作物の点検、測定及び試験については、甲が電気機器製造業者等に依頼して行うとともに、その結果を乙に通知するものとする。この通知に基づき、乙は、甲に対して必要な指示又は助言を行うものとする。

(点検、測定及び試験等)

第3条 乙が行う定期点検の回数は、次のとおりとする。

- (1) 月次点検 (主として運転中の施設を点検することをいう。)
需要設備 毎月1回以上
- (2) 年次点検 (主として施設の運転を停止して点検することをいう。)
毎年1回 (概ね9月)

2 前項以外の点検は、次のとおりとする。

- (1) 工事中の点検 毎週1回以上

- (2) 特別点検 必要の都度行う。

(相互の義務)

第4条 甲は、乙が保安業務の実施にあたり、乙が指示した事項又は乙と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとり、又は乙が助言若しくは指導した事項については、その意見を尊重するものとする。

- 2 乙は、保安業務の実施にあたり、甲と協議決定した事項については、誠実に履行するものとする。

(相互の協議)

第5条 甲は、次に掲げる場合には、事前に乙と協議するものとする。この場合、甲は乙の意見を尊重し、乙は、甲に協力するものとする。

- (1) 甲が保安規定を変更しようとする場合。
- (2) 甲が電気工作物の保安業務に関する内容の書類を所管官庁に提出する場合。
- (3) 甲が電気工作物の設置又は変更の計画、工事及び竣工検査を行う場合。
- (4) 甲が電気工作物の平常時における運転操作並びに異常時における措置等について定める場合。
- (5) 甲が電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、保安上必要な教育又は訓練を行う場合。
- (6) その他保安上必要と認められる場合。

(通知義務)

第6条 甲は、次に掲げる場合は速やかに、これを乙に通知するものとする。

- (1) 所管官庁が法令に基づいて検査を行う場合。
- (2) 事業場の名称又は電気の保安規定に関する組織を変更した場合。
- (3) 第1条各号に掲げる事項を変更した場合。
- (4) 第1条の電気工作物の相続、譲渡が行われる場合。

- 2 甲は、電気事故、その他災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、直ちに、乙に通報するものとする。

(電気保安責任者)

第7条 甲は、保安規定第8条による電気保安連絡責任者及びその不在の場合の代務者（以下「電気保安責任者」という。）を予め定めるとともに、この契約の履行に関して乙との連絡にあてるものとし、電気保安責任者を定めたときは、その氏名を遅滞なく乙に通報するものとする。

- 2 甲は、前項の保安責任者に変更があった場合は、遅滞なく乙に通報するものとする。
- 3 甲は、電気保安責任者を乙に行う保安業務に立ち会わせるものとする。

(発電所担当者)

第8条 甲は、発電所設備を設置する場合には、日常における発電所設備の起動及び停止操作を円滑に行い得る担当者及びその不在の場合の代務者（以下「発電所担当者」という。）をあらかじめ定めておくものとする。

- 2 甲は、前項の発電所担当者を定め又は変更があった場合は、乙に遅滞なく通知するものとする。
- 3 甲は、発電所担当者を乙との連絡及び乙の行う保安業務に立ち会わせるものとする。

(代行者)

第9条 乙は、病気その他やむを得ない事由により第2条の保安業務を行うことができない場合には社団法人中部電気管理技術者協会（以下「協会」という。）の会員の中から代行する者（以下「代行者」という。）を選び、その業務を行わせることができるものとする。

2 前項の代行者については、予め書面により甲の承認を受けるものとする。

(事業場内の立入)

第10条 乙は、保安業務を行うため、甲の事業場内に立ち入ることができる。この場合乙は、甲が従業員に対して定める服務規律等を尊重するものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙は、業務上知り得た甲の機密を他に漏らしてはならない。業務終了後もまた同様とする。

(記録等の保持)

第12条 乙は、必要に応じ甲の記録の状況並びに書類及び図面の保持について、甲に意見を述べることができる。

2 甲は、乙が実施した保安業務の結果の記録等を甲の事業場に3年間保存するものとする。

(備品等の整理)

第13条 甲は、乙と協議のうえ、甲の負担において電気工作物の保安業務に必要な備品材料及び消耗品を整理するものとする。

(委託料)

第14条 甲が、乙に支払う保安業務に対する委託料は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とし、各月ごとの支払額は別表のとおりとする。

2 乙は、前項に規定する委託料については、各月ごとの委託業務が完了し、甲の点検を受けた後、甲に請求するものとし、甲は、乙の請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

3 次に掲げる場合は、甲、乙協議のうえ、第1項の委託料を更改するものとする。

- (1) 第16条各号に該当する場合。
- (2) 施設の規模又は使用状態が変動した場合。
- (3) 経済状態の変化により諸物価が変動した場合。

(賠償責任保険)

第15条 乙は、その業務上の過失に基づく事故に対してその賠償の責に任ずるため賠償責任保険に加入する。

2 乙の甲に対する損害賠償額は、協会が加入している保険契約に基づき、保険会社から給付される金額とする。

(損害賠償の免責)

第16条 乙は、次のいずれかに該当する場合に損害賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 契約に基づき、協議決定した事項又は乙が指示助言又は指導した事項について、甲がその実施を怠り、これによって損害を生じた場合。
- (2) 甲が法令又は契約に違反する事項を行い、これによって損害を生じた場合。
- (3) その他、乙の責めとならない事由により損害を生じた場合。

(契約の更改)

第17条 次に掲げる場合、この契約を更改するものとする。

- (1) 甲が、第1条各号の内容を変更した場合。
- (2) 第3条の月次点検回数を変更した場合。

(契約の解除)

第18条 甲又は乙が本契約に違反したとき、相手方は契約を解除することができる。ただし、3ヶ月前に文書により通告するものとする。

2 甲が委託料又は手数料の支払いを遅滞している場合は、契約を解除することができるものとする。

3 甲又は乙は、前項の場合のほか、甲、乙双方合意のうえ、この契約を解除することを妨げない。

4 前各号により契約解除については、直ちに理由を付して所管官庁に文書により届け出るものとする。

(契約の失効)

第19条 第1条の電気工作物が、次の各号のいずれかに該当した場合、この契約は、その効力を失うものとする。

(1) 廃止された場合。

(2) 一般用電気工作物となった場合。

(3) 最大電力が、1,000kW以上となった場合。

(4) 電気事業法施行規則第52条第2項の承認を取り消された場合。

(契約期間)

第20条 この契約の有効期間は、令和 年4月1日から令和 年3月31日までとする。

(定めのない事項等の処理)

第21条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、甲、乙協議のうえ処理するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年4月1日

委託者 甲

受託者 乙

乙の所属する協会

(別表)

点検・測定及び試験の一部又は全部を実施しない電気工作物

電気工作物の種類	実施しない点検・測定及び試験
自動火災報知設備、漏電火災警報機、昇降設備のように点検（以下「点検・測定及び試験」をいう。）が法令による特定の資格を要するもの及びオートメーション化された機器等のように特殊な専門技術を要するもの。	主開閉器から各機器の1次側電路までの外観点検及び絶縁抵抗試験（実施可能なものに限る。）以外の点検。
移動して使用する電気機器及びこれに付随する電線。	常時電路に接続して使用されるもの及び点検時に現場に置かれてあるもの以外のものの点検。
密閉防爆機器等のように構造上点検できない機器。	外観点検及び絶縁抵抗試験以外の点検。
高所部分、シールド室内、工事中のトンネル内等の電気設備又は機器など点検困難なもの。	現場において容易に点検を実施し得るもの以外の点検。

(別表)

健康文化交流館自家用電気工作物保安管理業務 委託料の内訳

区 分	金 額	摘 要
1回	円	令和 年 月分
2回	円	令和 年 月分
3回	円	令和 年 月分
4回	円	令和 年 月分
5回	円	令和 年 月分
6回	円	令和 年 月分
7回	円	令和 年 月分
8回	円	令和 年 月分
9回	円	令和 年 月分
10回	円	令和 年 月分
11回	円	令和 年 月分
12回	円	令和 年 月分
合 計	円	

保 安 規 程

第1章 総 則

(目的)

第1条 静岡市健康文化交流館(以下「当事業場」という。)における電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法第42条第1項の規定に基づき、この規程を定める。

(保安業務の委託)

第2条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務は、電気事業法施行規則第52条第2項の規定に基づく電気管理技術者 菊池雄一(以下「電気管理技術者」という。)に委託するものとする。

2 前項の保安の監督に係る業務の委託については、電気管理技術者との契約によって定めるものとする。

(法令及び規程の遵守)

第3条 当事業場の電気工作物の設置者及び従事者は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

(細則の制定)

第4条 この規程を実施するために必要と認められる場合には、別に細則を制定するものとする。

(規程等の改正)

第5条 この規程の改正又は前条に定める細則の制定及び改正にあつては、電気管理技術者と協議のうえ、これを決定するものとする。

第2章 保安に関する業務の運営管理体制

(保安に関する業務の管理)

第6条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務は、静岡市長(事業場の最高責任者)が総括管理するものとし、その組織は別紙組織図によるものとする。

(設置者の義務)

第7条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用については、電気管理技術者と協議し、電気管理技術者の意見を尊重するものとする。

2 法令に基づいて行う所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関係のある場合には、電気管理技術者と協議するものとする。

3 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、電気管理技術者を立ち会わせるものとする。

(電気保安責任者)

第8条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため、日常巡視、取扱いを行う電気保安担当連絡責任者及びその不在の場合の代務者(以下「電気保安責任者」という。)をあらかじめ定めておくものとする。

2 前項の電気保安責任者を定め、又は変更した場合は、電気管理技術者に遅滞なく通知するものとする。

3 電気保安責任者は、電気管理技術者との連絡及び電気管理技術者の行う業務に立ち会うものとする。

(従事者の義務)

第9条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気管理技術者がその保安のためにする指導を受けるものとする。

第3章 保安教育

(保安教育)

第10条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に関する必要な事項について、教育を行うものとする。

(保安に関する訓練)

第 11 条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、災害その他電気事故が発生した場合の措置について、必要に応じ演習訓練を実施するものとする。

第 4 章 工事の計画及び実施

(工事計画)

第 12 条 電気工作物の設置又は変更(改造、修理、取替、廃止等重要なものをいう。)

の工事計画の立案にあたっては、その保安に関しあらかじめ電気管理技術者と協議のうえ行うものとする。

(工事の実施)

第 13 条 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、電気管理技術者の監督を受け、

完成した場合には、電気管理技術者に検査を行わせ保安上支障のないことを確認して引き取るものとする。

2 電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にしておくものとする。

第 5 章 保守

(巡視、点検、測定等)

第 14 条 電気工作物の維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、測定及び試験は、別表第 1 に定める基準に従うものとする。

2 前項の巡視、点検、測定及び試験は、電気管理技術者と協議のうえ、これを的確に実施するものとする。

(電気工作物の維持)

第 15 条 巡視、点検、測定及び試験の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときは、当該電気工作物を修理、改造、移設し、又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(異常の早期発見及び応急措置と再発防止)

第 16 条 電気保安責任者は、電気工作物を常に巡視して異常の早期発見に努めるものとする。

2 電気工作物に関する事故等の異常が発生し、又は発生するおそれがある場合には電気保安責任者は、電気管理技術者、その他関係先に迅速に報告若しくは連絡し、電気管理技術者の指導を受けて適切な応急措置をとるものとする。

3 事故その他異常が発生した場合の報告、若しくは連絡すべき事項並びに経路は、受電室、その他見やすい場所に掲示しておくものとする。

4 絶縁監視装置を設置している場合で、絶縁監視装置が作動し警報を発した場合には、電話連絡方式は電気保安責任者から電気管理技術者に連絡し、自動通報方式は電気管理技術者から電気保安責任者に連絡するものとする。

5 事故その他異常の発生の原因探求及び再発防止について、電気管理技術者の指示又は助言を求め、必要に応じて電気管理技術者に特別点検を行わせ適切な措置をとるものとする。

第 6 章 運転又は操作

(運転又は操作)

第 17 条 平常時及び事故、その他異常時における遮断器、開閉器等の操作順序、方法については、電気管理技術者の意見を聞いて、あらかじめ定めておくものとする。

2 受電用遮断器の操作にあたっては、必要に応じて中部電力株式会社の関係事業所と連絡をして行うものとする。

第 7 章 災害対策

(防災体制)

第 18 条 非常災害その他の災害に備えて電気工作物の保安を確保するために、電気管理技術者と協議のうえ、適切な措置をとることができる体制をあらかじめ定めておくものとする。

(異常時の措置)

第 19 条 電気保安責任者は、災害その他非常の場合において、緊急に受電を停止する必要があると判断したときは、直ちに受

電を停止することができるものとする。

第8章 記録

(記録)

第20条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する次の記録は、社団法人中部電気管理技術者協会の定めた様式により記録し、これを必要な期間保存するものとする。

(1) 巡視、点検、測定及び試験の記録

(2) 電気事故に関する記録

2 主要電気機器の補修記録は、別に定める設備台帳に記録し、必要な期間保存するものとする。

第9章 責任の分界

(責任の分界点)

第21条 中部電力株式会社の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は電気使用申込書のとおりとする。

(需要設備の構内)

第22条 需要設備の構内は別紙構内図のとおりとする。

第10章 整備その他

(危険の表示)

第23条 受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険のおそれのあるところには、人の注意を喚起するよう表示を設けるものとする。

(測定器具類の整備)

第24条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類を整備し、これを適正に保管するものとする。

(設計図書類の整備)

第25条 電気工作物に関する設計図、仕様書及び取扱い説明書については、必要な期間整備保存するものとする。

(手続き書類等の整備)

第26条 所管官庁、中部電力株式会社に提出した書類及び図面、その他主要文書についてはその写しを必要な期間保存するものとする。

(9)非常用発電機保守点検業務仕様書

- 1 所在地
静岡市駿河区小鹿二丁目25番45号 健康文化交流館

2 対象機器の概要

対象機器		非常用ディーゼル発電機			製造年月		2003年6月	
本体型式		PG57PX-R0型	製造番号	566				
証票No.		SYD0-22 5 3 6 2			装置製造者		三菱電機(株)	
エンジン	製造者名	三菱重工業(株)	発電機	製造者名	三菱電機(株)	充電器	製造者名	三菱電機(株)
	型式	S6S9		型式	CFD-D		入力	AC220V/60Hz
	製造番号	106818		製造番号	O 3 QA16N90104		容量	26. 7V ・ 5 A
	馬力	5 3 KW		容量	53. 5kVA		型式	U-BTC-1P
	回転速度	3600min		電圧・電流	220V ・ 140A		製造番号	03QD16N80102A

- 3 点検回数
当装置を年1回以上点検実施

- 4 点検項目
次に掲げる項目の点検を行うものとする

項 目			備考欄	
停止時	全般	周囲の状況・外観		
		区画、防火戸の破損、水の浸透		
		標識・表示		
		各スイッチ及びメーター類の破損等		
		冷却水出入口弁の状態	ドレンバルブのみ装備	
		燃料出入口弁の状態		
		給・換気ダクト		
		操作位置	自動	
		設置線の接続状態		
		点検前運転時間		
		保守運転回路の有無及び時間		
運転時		起動停止時間		
		各計器の指示		
		油、水漏れの有無		
		廃棄漏れ、排気色の確認		
		異常振動、異常音の有無		
		実負荷切替試験		
点検終了時	盤	最終運転時間		
		手動・自動スイッチの位置		
		試験スイッチの位置		
		充電器（入・出力）スイッチの位置		
		制御電源スイッチの位置		
		保温ヒーターNFB位置		
		発電機遮断機（5 2 G）MCCB位置		
	他	単相出力 MCCB（5 0 A）位置（照明電源）	使用はしていない	
		バッテリースイッチ		

	盤面表示確認	始動準備完了・商用電源・制御電源・CPU
--	--------	----------------------

項 目		備考欄
エンジン	油及び水漏れ	
	エンジンオイル量	
	エンジンオイルの劣化状況	
	冷却水状態	
	クーラントの状態	
	冷却水ポンプ	
	燃料フィルター	
	潤滑油フィルター	
	冷却水ヒーター動作状況	
	プライミングポンプ動作状況	
	ホース類の劣化・損傷	
	ファンベルトの張り・損傷	
	エアークリーナーの汚れ	装備無し
	エンジン電装品抵抗測定	
	セルモーター	
発電機	軸受グリスの状態	無給油タイプ
	ブラシの磨耗状態	
	スリップリング点検・清掃	
蓄電池設備	浮動充電電圧・電流	管理値 $26.76 \pm 0.2V$
	垂下電流	管理値 $5 \pm 0.5A$
	単電池電圧測定	管理値 $13.38 \pm 0.05V$
	内部抵抗測定	警告値： $9m\Omega$ 、寿命値： $13m\Omega$
	温度測定	
	蓄電池有効期限	
	起動中最低電圧	管理値： $18V$ 以上
	端子結線接続	
	外形の変形・表示灯の球切れ	
燃料タンク	燃料タンク油量	
	油量ゲージの作動	
	タンクの変形・油漏れ	
その他	保護装置	
	絶縁抵抗装置	
	起動・停止シーケンス	
	運転記録	

(10) マイクロコージェネレーションシステム保守点検業務仕様書（使用燃料種：13A、LPG）

1 委託場所 健康文化交流館 静岡市駿河区小鹿二丁目25番45号

2 定期点検

当装置を年1回以上点検実施

3 点検項目

次に掲げる項目の点検を行うものとする

区分	項目	備考
エンジン	エアクリーナエレメントの状態	交換は2年又は6000時間のいずれか早い時期
	吸気ゴムホースの状態	点検（亀裂、損傷、クリップ等）
	排気ゴムホースの状態	点検（亀裂、損傷、クリップ等）
	排気ドレンフィルタの状態	方解石の補充又は洗浄
	排気ドレンホースの状態	点検（亀裂、損傷、クリップ等）
	バルブクリアランスの調整	冷態時0.30±0.05mm（旧排気共）
	点火プラグ	交換は2年又は6000時間のいずれか早い時期
	プラグキャップ・コード	
	各部油・水・ガス漏れ	漏れ点検
	防振ゴムの状態	点検後必要に応じ交換
	エンジン始動性及び異音	
	エンジンの状態	点検後必要に応じ調整・分解・整備
潤滑油系	潤滑油交換	交換は2年又は6000時間のいずれか早い時期
	潤滑油フィルタ	交換は2年又は6000時間のいずれか早い時期
	潤滑油ゴムホース	点検（亀裂、損傷、クリップ等）
	潤滑油漏れ	
燃料系	ガス漏れの有無	
	ガスレギュレータの状態	
	ガスホースの状態	点検（亀裂、損傷、クリップ等）
冷却水系	冷却水（LLC）	LLC濃度50％（寒冷地仕様60％） 交換は2年又は6000時間のいずれか早い時期
	冷却水ポンプの状態	点検後必要に応じ交換
	冷却水ゴムホースの状態	点検後必要に応じ交換
発電機・制御盤系	絶縁抵抗の測定	発電機側配線端子
	端子・カブラの緩み	制御盤・パッケージ内各部
	制御基盤の状態	点検後必要に応じ交換
	換気ファンの状態	制御ルーム内 点検後必要に応じ交換
	換気ファンフィルタの清掃	制御ルーム内
	発電機軸受（CP5V除く）	交換は4年又は12000時間のいずれか早い時期
インバータ	端子・カブラの緩み	
	ケースのさび・がたつき	
	換気ファンの状態	インバータルーム 点検後必要に応じ交換
	換気フィルタの清掃	インバータルーム
パッケージ	換気ファンの状態	エンジンルーム 点検後必要に応じ交換
	運転音（騒音）	定常運転時確認
	振動	定常運転時確認
	さび・がたつき	外観・内部
	ラジエータファンの状態	異音の有無
	ラジエータフィンの状態	虫・異物詰まり、汚れ確認
他	リモコンの状態	機能確認
	運転データ採取	遠隔監視データ又はパソコンによるデータ採取

(11) 消防設備等 保守点検業務仕様書

1 目 的

消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づく、消防設備等の保守点検業務を行うことにより、誤作動等を防ぎ、災害時に確実に機能を発揮し、設備の被害を最小限にするために行うものである。

2 保守点検所在場所及び対象設備

- (1) 所在場所 静岡市駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号 静岡市健康文化交流館「来・て・こ」
- (2) 対象設備 別紙「消防用設備保守点検業務内訳表」のとおり

3 点検作業の内容

(1) 一般事項

- ① 保守点検業務は、「消防法」、「同法施行令」、「同法施行規則」及びこれに基づく告示等の定めるところにより実施すること。
- ② 他の消防設備等の範囲と重複する場合は、当該点検実施者等と十分協議して点検を行うこと。
- ③ 点検を行うにあたっては、関係者と十分協議して危害発生の防止を図るとともに当該点検に係る設備の概要、状況等を十分把握すること。
- ④ 点検終了後は、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態等を再度確認することにより必ず元の状態に復元しておくこと。

(2) 点検方法

点検は、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和 50 年 10 月 16 日消防庁告示第 14 号）」及び「消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の結果についての様式（昭和 50 年 4 月 1 日消防庁告示第 3 号）」に定めるところにより適正に行い、必要に応じ、保守、修理その他の措置を講じるものとする。

(3) 点検時期及び点検内容

- ① 機器点検
- ② 総合点検

保守点検の実施時期については、甲、乙協議のうえ決定する。

4 その他

- (1) 自動火災報知設備の点検で音響を発することにより、市の業務に支障をきたすものについては、点検の時間を連絡のうえ実施すること。
- (2) 消防法に基づく消防機関への報告手続き及び検査立会いを行うこと。
- (3) 点検の結果、改修を要する内容については、速やかに配置図等の書面により報告すること。
- (4) 点検時に修理の可能な軽微なものについては、その都度保守修理すること。

- 5 受託者は、施設管理者が消防法による年 2 回以上の消防防災訓練が義務付けられているため施設管理者の要望により、消防防災訓練実施時に立会、建物の消防設備が、何処にどのように設置され、どのような働き、連動しているかの説明指導を行う。

消防用設備保守点検委託業務内訳表

静岡市健康文化交流館

(別紙)

区 分	点 検 種 別 ・ 回 数	分 類	数 量	機器点検 実施月	総合点検 実施月
1 消 火 器	機 器 点 検 年2回	粉 末 消 火 器 加 圧 式	19	7月	1月
		粉 末 消 火 器 車 載 式	1	7月	1月
2 スプリンクラー装置 又は 水噴霧消火設備	機 器 点 検 年1回	加 圧 送 水 装 置	1	7月	1月
	機 器 点 検 及 び 年1回 総 合 点 検	起 動 装 置	1	7月	1月
		ヘ ッ ド	648	7月	1月
		操 作 盤	1	7月	1月
		流 水 検 知 装 置	3	7月	1月
		表示盤(火災報知機と共通)	1	7月	1月
		呼 水 装 置	1	7月	1月
		送 水 口	1	7月	1月
		補 助 散 水 栓	7	7月	1月
		連 動 又は 放 水 試 験	1		1月
3 粉 末 消 火 設 備	機 器 点 検 年1回 機 器 点 検 及 び 年1回 総 合 点 検	移動式粉末消火設備 (一式)	1	7月	1月
4 自動火災報知設備	機 器 点 検 年1回 機 器 点 検 及 び 年1回 総 合 点 検	R 型 受 信 機	1	7月	1月
		R 型 副 受 信 機	1	7月	1月
		差 動 式 又は 補 償 式 ス ポ ッ ト 型 感 知 器	89	7月	1月
		定 温 式 ス ポ ッ ト 型 感 知 器	29	7月	1月
		煙 感 知 器	20	7月	1月
		炎 感 知 器	1	7月	1月
		ア ナ ログ 式 煙 感 知 器	15	7月	1月
		中 継 器	33	7月	1月
		P 型 1 級 発 信 機	8	7月	1月
		表 示 灯	8	7月	1月
5 ガス漏れ 火災警報設備	機 器 点 検 年1回 機 器 点 検 及 び 年1回 総 合 点 検	検 知 器 (警 報 付)	4	7月	1月
		常 用 電 源	1	7月	1月
		予 備 電 源 (受 信 機 の み)	1	7月	1月
6 非常警報設備 (2) 放 送 設 備	機 器 点 検 年1回 機 器 点 検 及 び 年1回 総 合 点 検	増 幅 器 操 作 部 (480W)	1	7月	1月
		自 動 火 災 報 知 設 備 連 動 の 加 算	1	7月	1月
		ス ピ ー カ 回 線	111	7月	1月
		遠 隔 操 作 器	1	7月	1月
		常 用 電 源	1	7月	1月
		非 常 電 源	1	7月	1月
7 誘導灯及び誘導標識	機 器 点 検 年2回	誘 導 灯	55	7月	1月
8 避 難 器 具	機 器 点 検 年1回 総 合 点 検 年1回	緩 降 機 3 階 2 機	3	7月	1月
		緩 降 機 2 階 1 機			
9 排 煙 設 備	機 器 点 検 年1回 機 器 点 検 及 び 年1回 総 合 点 検	煙 感 知 器	2	7月	1月
		制 御 盤	1	7月	1月
		防 火 戸 (ド ア 式 W 型)	5	7月	1月
		電 動 式 シ ャ ッ タ ー	10	7月	1月
		電 気 錠	2	7月	1月
10 配 線	総 合 点 検 年1回	絶 縁 抵 抗 測 定 及 び 配 線 点 検	1		1月
11 火 災 通 報 装 置	機 器 点 検 年1回 機 器 点 検 及 び 年1回 総 合 点 検	通 報 装 置 本 体	1	7月	1月
		押 し ボ タ ン (増 設)	1	7月	1月
		通 話 装 置 (増 設)	1	7月	1月
		発 報 確 認 灯 (増 設)	1	7月	1月
		通 報 試 験	1	7月	1月
		常 用 電 源	1	7月	1月

			予 備 電 源	1	7月	1月
--	--	--	---------	---	----	----

消防用設備保守点検委託業務内訳表

立体駐車場

区 分	点 検 種 別 ・ 回 数		分 類	数 量	機器点検 実施月	総合点検 実施月
1 消 火 器	機 器 点 検	年2回	粉 末 消 火 器 加 圧 式	16	7月	1月
2 粉 末 消 火 設 備	機 器 点 検	年1回	移動式粉末消火設備 (一式)	17	7月	1月
	機 器 点 検 及 び 総 合 点 検	年1回				
3 自 動 火 災 報 知 設 備	機 器 点 検 機 器 点 検 及 び 総 合 点 検	年1回	受 信 機 (P 型 1 級)	1	7月	1月
			定温式スポット型感知器	110	7月	1月
			P 型 1 級 発 信 機	4	7月	1月
		年1回	音 響 装 置	4	7月	1月
			常 用 電 源	1	7月	1月
			予 備 電 源	1	7月	1月
			表 示 灯	4	7月	1月
4 配 線	総 合 点 検	年1回	絶縁抵抗測定及び配線点検	1		1月

(12) ホール舞台機構保守点検業務仕様書

1 対象施設

駿河生涯学習センター・小鹿市民交流センター
静岡市駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号

2 対象装置

駿河生涯学習センター

電動式昇降、緞帳用 1 式
電動式昇降、ライト用ボタン 1 式
電動式昇降、スクリーン 1 式
手動開閉式、中袖幕 1 式
手動ロープ開閉式バック幕 1 式
手動式昇降（ワイヤー）ボタン 1 式
固定式ボタン 1, 2 2 式
固定式、美術ボタン 2 式の 10 装置
昇降装置用制御盤 1 式

小鹿市民交流センター

電動式昇降、緞帳用 1 式
手動ロープ開閉式バック幕 1 式
手動式昇降（ワイヤー）ボタン 1 式
固定式、ライトボタン 1 式の 4 装置
昇降装置用制御盤 1 式

3 点検回数 年 1 回

4 点検内容

各昇降装置が正常に作動するよう、次に掲げる事項を点検、調整する。

	点検・調整事項	点 検 内 容
1	作動・機能点検	各装置の作動状況、機能の不具合の有無を確認
2	整備・調整	吊り物装置のレベル調整、リミット調整、水平バランス調整、引き綱調整、巻き上げ機の整備・清掃、Vベルト・チェーン等の張り調整、ブレーキ調整など必要箇所の調整 オイルの補充、グリースの塗布、必要箇所への注油、増し締め
3	消耗・摩耗状況調整	滑車類、ワイヤーロープ、引き綱、Vベルトギヤ、チェーン等摩耗部分の状況確認 油漏れの有無、電気機器の性能低下及び表示ランプの球切れの有無等確認
4	その他安全確認	ワイヤーロープの結束部分の処理、滑車類の状況、リミットスイッチ等安全装置の作動の確認 制御盤における各回路の絶縁抵抗測定及び動作時の電流値測定

5 その他

- (1) 点検日については、担当者と打ち合わせによるものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項であっても、安全管理上当然必要と認められるものについては点検を行うこと。

(13) 給湯ボイラー 保守点検業務仕様書

1 点検対象

- (1) 対象物件の所在地 静岡市駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号
- (2) 対象物件の建物名称 小鹿市民交流センター
- (3) 機種形式及び台数 昭和鉄工株式会社製 NEOS-T-3000GN 型
無圧式、3 回路、ガス炊 (1 3 A)、2 台
- (4) 機器能力
給湯回路 349kw(300,000kcal/h), 6,000 l/h(60℃)
循環回路 233kw(200,000kcal/h), 167 l/ min(70-50℃)

2 点検回数

- (1) 6 ヶ月に 1 回の定期点検を実施する。(概ね 9 月と 2 月に実施する)
- (2) 不時の故障に際しては、委託者の要請により臨時点検を実施する。

3 保守点検整備内容

- (1) 本体及び付属品点検
- (2) ガスバーナー分解整備
- (3) 燃焼調整、排ガス測定
- (4) 自動制御装置点検

4 一般事項

- (1) 本業務は、契約書、仕様書等に基づき実施し、疑義を生じた場合は市監督員と協議し、その指示に従うものとする。
- (2) 作業日の決定については、委託者と協議して行うものとする。
- (3) 保守点検記録、作業日誌、点検及び清掃時の写真を提出し、これを本委託業務の保守結果報告とする。
- (4) 委託業務の実施にあたり必要な機材、材料等はすべて受託者の負担とする。
- (5) 委託業務を実施するため必要な電力、給水施設等は、委託者が受託者に無償で使用するものとする。

5 現場管理

各関係法規に従い、常に危険防止に努め、整理整頓を怠らないこと。

点検項目

点検項目	
バーナー関係	ガストレーナー
	パイロット遮断弁
	メイン遮断弁
	ガバナー
	ガス圧計
	パイロットノズル
	メインノズル
	イグニションロッド
	ガイシ
	モーターベアリング
	インペラー
	ダンパー
	その他、ガス漏れ
本体関係	ケーシング汚損、腐食
	燃焼ガス漏れ
	水漏れ
	炉内の汚損
	バーナータイル
	缶内の腐蝕
電気関係	マイコン制御部
	点火トランス
	高圧リード線
	イグニッションターミナル
	フレイムロット
	ヒューズ
付属機器	温度調節器
	サーミスターセンサー
	水面計
	循環ポンプ
	熱交換器の汚損
	熱交換器の漏水

測定項目
ガス圧
ガスインプット
ダンパー開度
排ガスO ₂
排ガス温度
フレイム電流
安全スイッチタイミング
モーター絶縁
操作回路
排気ポンプ絶縁
運転電流

調節器	
	温度調節器
	副設定

(14) トレーニング機器 保守点検業務仕様書

1 対象施設の所在地及び名称

- (1) 所在地 静岡市駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号
- (2) 名 称 静岡市小鹿市民交流センター（静岡市健康文化交流館内）

2 保守点検対象物件の機種及び台数

対象物件の機種及び台数については、当センター内に設置のすべてのトレーニング機器とし、点検項目については、別に定める。

3 保守点検作業の目的

甲が設置したトレーニング機器が、常に正常な状態で作動することを目的とする。

4 保守管理業務の内容

(1) 定期点検

- ① 契約期間中に 2 回の定期点検作業を実施する。（実施月は受託者の通知に基づき委託者が承認した期間とする。）
- ② トレーニング機器の点検整備の内容については、別に定める。

(2) 故障対応

委託期間中に委託者より故障または運用上の不具合の通報を受けたときは、受託者は、速やかに対応する。

(3) 材料費等

保守点検業務に必要な材料費は受託者の負担とする。ただし、次に掲げる費用は委託者が負担するものとする。

- ① 委託者の都合により行う工事又は模様替えの設備の移設、あるいは改修を要するもの。
- ② 設備の破損若しくは老朽化による機器の更新交換の必要を生じた場合で、委託者が承認したもの。

5 業務実施時間

受託者の保守管理業務の実施時間は、原則として平日 9 時より 18 時とする。ただし施設の運営業務に重大な支障をきたす場合はこの限りではない。また、修理、保全及びそれらの準備（調査）に時間を要し、運用業務に支障をきたす場合は、委託者・受託者協議の上、就業時間外または休館日に作業を実施する。

6 本契約の対象外

- (1) 天災、地変、暴動、紛争等によりトレーニング機器が損傷した場合。
- (2) 甲の過失によって生じた事故による損傷
- (3) 破損、滅失、盗難等の損害
- (4) 受託者の承諾なくトレーニング機器を改造・加工したことによる故障、消耗品及び機器付属品の供給及び取付作業
- (5) 自然の消耗または機械本来の性質による腐食、錆、変色、その他これに類するもの。

(15) 自動券売機 保守管理業務仕様書

1 対象物件の所在地及び名称

- (1) 所在地 静岡市駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号
- (2) 名 称 静岡市小鹿市民交流センター（静岡市健康文化交流館内）

2 保守管理対象物件

小鹿市民交流センター自動券売機
グローリーVT-G20M 1 台

3 保守管理業務の目的

委託者が運用する自動券売機が、常に正常な状態で稼動することを目的とする。

4 保守管理業務の内容

- (1) 定期点検
本自動券売機が正常に稼動し、故障などによる運用停止を未然に防ぐため、委託期間中に 2 回の定期点検作業を実施する。
- (2) 故障対応
委託期間中に委託者または委託者の命令を受けた管理者より、ハードウェアの故障または運用上の不具合の通報を受けたときは、速やかに対応する。
- (3) 入館券変更設定作業
入館料の変更があった場合は、入館料金データの変更を実施する。

5 作業実施時間

受託者の保守管理業務の実施時間は、原則として平日 9 時より 18 時とする。ただし施設の運営業務に重大な支障をきたす場合はこの限りではない。また、修理、保全及びそれらの準備（調査）に時間を要し、運用業務に支障をきたす場合は、委託者、受託者協議の上、就業時間外または休館日に作業を実施する。

6 本契約の対象外

- (1) 天災、地変、暴動、紛争等により本自動券売機が損傷した場合。
- (2) 甲の過失によって生じた事故による損傷
- (3) 破損、滅失、盗難等の損害
- (4) 受託者の承諾なく本自動券売機を改造・加工したことによるハードウェア・ソフトウェアの故障、消耗品及び機器付属品の供給及び取付作業
- (5) 自然の消耗または機械本来の性質による腐食、錆、変色、その他これに類するもの。

(16) 循環ろ過機 保守点検業務仕様書

1 点検対象

- (1) 対象の所在地 静岡県駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号
- (2) 対象物件が所在する建物名称 小鹿市民交流センター
- (3) 機種形式及び台数
ろ過装置 テラル株式会社製
型式 20 B S F－62.2P 2 台（1 階男・女子風呂系統）
10 B S F－62.2P 2 台（2 階男・女子風呂系統）

2 点検回数及び内容

- (1) 下記一覧表の項目について 6 ヶ月毎、年 2 回点検を実施する。
- (2) 不時の故障に際しては、委託者の要請により臨時点検を実施する。

項目	点検箇所	判断基準
ポンプ	音・振動	異常のないこと
制御盤	外観	割れ・変形のないこと
	各表示灯	異常のないこと
	漏電遮断器	トリップなき事
電源	電圧	規定電圧かどうか
	電圧変動	許容変動範囲内か
ヘアーキャッチャー	集毛器	毛が溜まっていないか
	空気抜き弁	空気がたまってないこと
薬注タンク	締結部のゆるみ	ゆるみのないこと
	空気抜き弁	空気がたまってないこと
	薬液残量	1 / 3 以上あること
	電極	電極表面が汚れてない事
サイフォンチャッキ弁	内部の詰り	内部に結晶などの異物がないこと

3 一般事項

- (1) 業務は、契約書、仕様書等に基づき実施し、疑義を生じた場合は委託者と協議し、その指示に従うものとする。
- (2) 作業日の決定については、委託者と協議して行うものとする。
- (3) 保守点検記録、作業日誌、点検及び清掃時の写真を提出し、本委託業務の保守結果報告とする。
- (4) 委託業務の実施にあたり必要な機材、材料等はすべて受託者の負担とする。
- (5) 委託業務を実施するために必要な電力、給水施設等は、委託者が受託者に無償で使用するものとする。

4 現場管理

各関係法規に従い、常に危険防止に努め、整理整頓を怠らないこと。

(17) 清掃 業務仕様書

- 1 委託業務場所 静岡市駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号
静岡市健康文化交流館の建物及び敷地内
- 2 委託期間 令和 年 4 月 1 日から令和 年 3 月 3 1 日
- 3 清掃基準
委託する清掃作業区域及び内容は、清掃基準表及び別紙図面（駐車場及び立体駐車場を含む）のとおりとし、細部については委託者の指示を受けること。
- 4 業務実施要領
清掃は、清掃場所に最も適した方法で行うこと。
特に薬品・洗剤の使用は、清掃場所の生地等を十分考慮し、建物及び設備等に損傷を与えないように細心の注意を払って清掃すること。
(1) 日常清掃（令和 年 4 月 1 日から令和 年 3 月 3 1 日）
主として掃き拭き掃除で、別紙に掲げる箇所を毎日午前 8 時 0 0 分から行うものとする。
ただし、休館日を除き、施設の利用状況により困難な場合は委託者と協議のうえ決定する。
 - ① 1 階ラウンジ（風除室等を含む）・市民交流センター前室
床のごみや埃は掃き掃除やモップ拭きによって除去し、汚れの多いところは水拭きにより汚れを除去する。
 - ② 大広間、和室
畳の部分のごみや埃を、掃除機等で清掃する。
床部分のごみや埃を掃除機等で清掃し、必要に応じてモップ等で拭く。
 - ③ 1 階市民交流センター廊下、2、3 階ラウンジ・廊下
タイルカーペットは、掃除機で清掃する。
 - ④ 湯沸し室（各階）
床部分のごみや埃を掃き掃除やモップ拭きによって除去する。
流し台と周辺の清掃をし、金属部分のから拭きをする。
茶殻を処理する。
 - ⑤ 更衣室（1 階、2 階）
床部分のごみや埃を掃き掃除やモップ拭きによって除去する。
床のぬれた部分はモップ等でから拭きする。
ロッカーや更衣棚の雑巾掛けをする。
浴室との境にある吸水マットを毎日取り替え、使用したものを干す。
洗面台は水洗いし、金属部分は布で水分をよく拭きとる。
鏡は水拭きの後、柔らかい布で乾拭きをする。
水石鹸は、不足分を補充する。
 - ⑥ 浴室（1 階、2 階）
浴槽、洗い場をデッキブラシで洗浄する。
排水管内に付着したエフロの除去を、1 ヶ月に 1 回程度実施する。
桶、イスをスポンジで洗浄する。
蛇口、鏡をスポンジ洗浄し、布で水分をよく拭きとる。
排水溝、トラップのゴミの除去、洗浄をする

鏡は水拭きの後、柔らかい布で乾拭きをする。

水石鹼は、不足分を補充する。

⑦ 浴槽設備配管洗浄（おのおの週 1 回 市民交流センター 1 階、2 階）

毎週 1 回、浴室のろ過装置ごとに法定の配管洗浄作業を行う。

1 階部分は、原則として毎週土曜日の午後に実施する。

2 階部分は、原則として毎週月曜日午前に実施する。

洗浄手順は、別に示す。

⑧ 便所（各階）

床部分のごみや埃を掃き掃除やモップ拭き、掃除機によって除去する。

便器は、専用洗剤で洗浄し、周囲を乾拭きする。

手すり、壁、扉等の汚れは拭き取る。

手洗い場は水洗いし、金属部分は布で水分をよく拭きとる。

鏡は水拭きの後、柔らかい布で乾拭きをする。

水石鹼、トイレトペーパーは、不足分を補充する。

汚物入れの汚物を処理し、容器を拭き上げて清潔に保つ。

⑨ 各集会室、情報交流室、O A ルーム

床部分のごみや埃を掃き掃除やモップ拭き等によって除去する。

机、椅子などは雑巾等で汚れを除去し、汚れのひどい時は、洗剤拭きをする、金属部分は乾拭き又はクリーナーで汚れを除去する。

扉の拭き掃除をし、取手周辺の汚れは水拭き又は洗剤拭きとする。

電灯のスイッチ部分、空調機のスイッチ部分、内線電話については、乾拭き又は水拭き、洗剤拭きをする。

⑩ トレーニングルーム・フィットネスルーム

床部分のごみや埃を掃き掃除やモップ拭き等によって除去する。

トレーニング機器の下に敷いてある、黒いゴムマットの汚れを拭く。

ストレッチマットの汚れを拭く。

フィットネスルームの鏡及び、部屋の仕切りガラスの汚れを、週に 1 回程度拭く。

⑪ 階段

床部分のごみや埃を掃き掃除やモップ拭き等によって除去する

手すりを乾拭きする。汚れのひどい場合は専用洗剤で除去する。

⑫ エレベーター

呼びボタンを乾拭きする。

出入口のステンレス部分、扉、鏡部分は乾拭きし、汚れは専用クリーナーで除去する。

⑬ その他

回収したゴミは、所定の場所に回収日まで保管し、回収日の朝集積所に搬出する。

雨天時は、玄関まわり等の床のぬれた部分を乾いたモップでよく拭く。

月に 1 回程度、1 階大広間部分の屋根上の谷樋のごみの除去をする。

2 週間に 1 回程度、敷地内の排水溝の枯葉などを除去する。

2 週間に 1 回程度、敷地内の駐車場、植え込みなどのゴミを除去する。

非常階段部、テラス等は、週 1 回程度掃き掃除を行う。

屋上、屋根等の掃き掃除（粗ごみ拾い）は、年 4 回行う。

屋上植込みを含む花壇の抜根除草を 5、7、10 月に行う。

(2) 定期清掃

(年2回 毎年9月、3月予定) (ただし、⑧・⑨の実施時期は別に指定する)

- ① 塩ビ系床材・塩ビシート、ホモジニアスタイル、ビニール床タイル、長尺弾性床、ビニール床帯電防止タイル
自在箒、化学処理モップ等で床面の屑・埃を取り除く。
自動洗浄機で床面の汚れを除去し、適正ワックスを塗布して仕上げる。
必要に応じ、委託者の指定するワックスを塗布して仕上げる。
- ② 繊維系床材・タイルカーペット
スチーム、クリーニング方式により、バキューム作業を行う。
染み等がある場合は、染み抜き作業を行った上でスチーム洗浄を実施する。
- ③ セラミックタイル・せっき質タイル、磁器質タイル、粘板岩、御影石
自在箒で床面の屑・埃等を取り除く。
自動洗浄機等を用いて、床面の汚れを除去する。
必要に応じ、委託者の指定するワックスを塗布して仕上げる。
- ④ フローリング・檜甲張り、かば桜フローリング、藤タイル、ならフローリング、竹タイル、天然コルクタイル
自在箒で床面の屑・埃等を取り除く。
自動洗浄機等を用いて、床面の汚れを除去する。
必要に応じ、委託者の指定するワックスを塗布して仕上げる。
- ⑤ 金属・ステンレス、普通鋼、銅合金、アルミニウム
金属部分は、専用洗剤を用いてその金属の特性を考え、磨き、艶出しする。
- ⑥ ガラス
ガラス表面に適正洗剤を塗布した後、ガラススクイジーを使用して仕上げをする。
- ⑦ 駐車場
駐車場(立体駐車場を含む)の床面の屑・埃等を取り除く。
- ⑧ 外部排気フード(3月実施)
排気フード内のガラリ、メッシュを洗浄する。
- ⑨ 空調機フィルター類の清掃(6月、9月、12月、3月実施)
空調機・熱交換器のフィルターを取り外し、水洗いする。
吸気口・制気口を雑巾拭きする。
外気取入口のフィルターを取り外し、水洗いする。
- ⑩ その他
日常清掃では実施しない、事務室、市民サービスコーナー跡地等の清掃も行う。

(3) 委託者の支給

清掃作業に必要な器具、材料はすべて受託者が負担する。ただし、次に掲げるものは委託者が支給する。

- ① トイレットペーパー
- ② 洗面所用水石鹸
- ③ 汚物入れビニール袋
- ④ 市指定ゴミ袋(事業所用)
- ⑤ 浴槽循環配管の洗浄剤、中和剤。

(4) 作業等の報告義務

日常清掃は毎日、定期清掃は作業実施の都度、作業報告書を提出する。

清掃作業基準表(日常清掃 4月1日～3月31日)

場 所		材質等	日常清掃									
階 数	部屋名	種類	回数	作業面積	作業内容							
				m ²	拭き	掃き	吸塵	洗い	補充	排水 溝	ごみ 処理	備 考
1	風除室	せっき質タイル	1 / 日	10.98	○	○						
1	ラウンジ	せっき質タイル	1 / 日	280.60	○	○						
1	便所(男)	磁器質タイル	1 / 日	12.31	○	○						
1	小便器、大便器、洗面器		1 / 日		○			○				
1	鏡、金属		1 / 日		○							
1	ペーパー・水石鹸補充		1/3日						○			
1	壁、扉		1 / 日		○							
1	便所(女)	磁器質タイル	1 / 日	11.30	○	○						
1	大便器、洗面器		1 / 日		○			○				
1	鏡、金属		1 / 日		○							
1	ペーパー・水石鹸補充		1/3日						○			
1	汚物入れ		1 / 日		○						○	
1	壁、扉		1 / 日		○							
1	多目的便所	磁器質タイル	1 / 日	7.35	○	○						
1	大便器、洗面器		1 / 日		○			○				
1	鏡、金属		1 / 日		○							
1	ペーパー・水石鹸補充		1/3日						○			
1	汚物入れ		1 / 日		○						○	
1	ベビーシート		1 / 日		○							
1	壁、扉		1 / 日		○							
1	市民交流センター前室	せっき質タイル	1 / 日	14.78	○	○						
1	〃 玄関	せっき質タイル	1 / 日	27.70	○	○						
1	〃 ラウンジ	タイルカーペット	1 / 日	77.93			○					

1	大広間	畳(本畳)	1 / 日	198.00	○	○	○					
1	広 間	檜 甲張り	1 / 日	239.86	○	○	○					
1	舞台	カバ桜フローリング	1 / 日	40.85	○	○	○					
1	舞台放送室	カバ桜フローリング	1 / 日	5.67	○	○	○					
1	大広間非常口	せっき質タイル	1 / 日	4.50	○	○						
1	湯沸かし室	塩ビシート	1 / 日	7.25	○	○					○	
1	脱衣室(男)	籐タイル	1 / 日	21.85	○	○					○	
1	洗面台		1 / 日		○			○				
1	鏡、金属		1 / 日		○							
1	ペーパー・水石鹼補充		1/3日						○			
1	脱衣室便所(男)	塩ビシート	1 / 日	1.93	○	○						
1	大便器		1 / 日		○			○				
1	壁、扉		1 / 日		○							
1	脱衣室(女)	籐タイル	1 / 日	22.01	○	○						
1	洗面台		1 / 日		○			○				
1	鏡、金属		1 / 日		○							
1	ペーパー・水石鹼補充		1/3日						○			
1	脱衣室便所(女)	塩ビシート	1 / 日	1.92	○							
1	大便器		1 / 日		○			○				
1	汚物入れ		1 / 日		○						○	
1	壁、扉		1 / 日		○							
1	浴室(男)	粘板岩乱張	1 / 日	39.73	○			○		○		
1	浴室(女)	粘板岩乱張	1 / 日	39.90	○			○		○		
1	浴室配管		1 / 週					○				薬剤投入による配管 洗浄
1	和室1(前室含む)	本畳・檜甲張り・御影石 張・磁器質タイル	1 / 日	34.74	○	○						
1	和室2(前室含む)	本畳・檜甲張り・御影石 張・磁器質タイル	1 / 日	42.32	○	○						

1	12集会室、13集会室	ならフローリング	1 / 日	100.48	○	○						
1	喫煙コーナー	ビニル床タイル	1 / 日	26.47	○	○						
1	工作室	ならフローリング	1 / 日	42.06	○	○						
1	11集会室	ならフローリング	1 / 日	45.35	○	○						
1	準備室	塩ビシート	1 / 日	18.57	○	○						
1	リフレッシュルーム	ならフローリング・本畳	1 / 日	106.61	○	○						
1	相談室	ならフローリング	1 / 日	17.04	○	○						
1	市民交流センター便所 (男)	せっき質タイル	1 / 日	30.75	○	○						
1	小便器、大便器、洗面器		1 / 日		○			○				
1	鏡、金属		1 / 日		○							
1	ペーパー・水石鹸補充		1/3日		○				○			
1	壁、扉		1 / 日		○							
1	市民交流センター便所 (女)	せっき質タイル	1 / 日	36.03	○	○						
1	大便器、洗面器		1 / 日		○			○				
1	鏡、金属		1 / 日		○							
1	ペーパー・水石鹸補充		1/3日		○				○			
1	汚物入れ		1 / 日		○						○	
1	壁、扉		1 / 日		○							
1	市民交流センター多目的 便所	塩ビシート	1 / 日	7.35	○	○						
1	大便器、洗面器		1 / 日		○			○				
1	鏡、金属		1 / 日		○							
1	ペーパー・水石鹸補充		1/3日		○				○			
1	汚物入れ		1 / 日		○						○	
1	壁、扉		1 / 日		○							
1	市民交流センター廊下等	タイルカーペット、	1 / 日	389.53	○			○				
1	ロビー横廊下	せっき質タイル	1 / 日	22.06	○	○						

1	階段1	ならフローリング	1 / 日	95.31	○	○						
1	ミーティングルーム	タイルカーペット	1 / 日	11.87	○		○					
2	ロビーラウンジ廊下	タイルカーペット	1 / 日	194.06	○		○					
2	トレーニング玄関	タイルカーペット	1 / 日	1.80	○	○						
2	トレーニング	長尺弾性床	1 / 日	400.83	○	○						
2	フィットネス	長尺弾性床	1 / 日	131.85	○	○						
2	洗濯室	塩ビシート	1 / 日	2.75	○	○						
2	更衣室・洗面所(男)	竹タイル・塩ビシート	1 / 日	45.23	○	○					○	
2	洗面台		1 / 日		○			○				
2	鏡、金属		1 / 日		○							
2	ペーパー・水石鹸補充		1/3日		○				○			
2	更衣室便所(男)	塩ビシート	1 / 日	1.63	○							
2	大便器、洗面器		1 / 日		○			○				
2	壁、扉		1 / 日		○							
2	更衣室・洗面所(女)	竹タイル・塩ビシート	1 / 日	41.43	○	○					○	
2	鏡、金属		1 / 日		○							
2	ペーパー・水石鹸補充		1/3日						○			
2	更衣室便所(女)	塩ビシート	1 / 日	1.64	○							
2	大便器		1 / 日		○			○				
2	汚物入れ		1 / 日		○						○	
2	壁、扉		1 / 日		○							
2	浴室(男)	御影石・せっき質タイル	1 / 日	33.12				○		○		
2	浴室(女)	御影石・せっき質タイル	1 / 日	36.23				○		○		
2	浴室配管		1 / 週					○				薬剤投入による配管 洗浄
2	洗濯室	御影石・せっき質タイル	1 / 日	36.23	○	○						
2	OAルーム1	ビニル床タイル帯電防止	1 / 日	44.58	○	○						

2	OAルーム2	ビニル床タイル帯電防止	1 / 日	41.74	○	○						
2	情報交流室	ビニル床タイル帯電防止	1 / 日	68.27	○	○						
2	湯沸かし室	塩ビシート	1 / 日	4.41	○	○						
2	便所(男)	塩ビシート	1 / 日	12.59	○	○						
2	小便器、大便器、洗面器		1 / 日		○			○				
2	鏡、金属		1 / 日		○							
2	ペーパー・水石鹼補充		1 / 3日						○			
2	壁、扉		1 / 日		○							
2	便所(女)	塩ビシート	1 / 日	9.38	○							
2	大便器、洗面器		1 / 日		○			○				
2	鏡、金属		1 / 日		○							
2	ペーパー・水石鹼補充		1 / 3日						○			
2	汚物入れ		1 / 日		○						○	
2	壁、扉		1 / 日		○							
2	多目的便所	塩ビシート	1 / 日	5.64	○	○						
2	大便器、洗面器		1 / 日		○			○				
2	鏡、金属		1 / 日		○							
2	ペーパー・水石鹼補充		1 / 3日						○			
2	汚物入れ		1 / 日		○							
2	ベビーシート		1 / 日		○							
2	壁、扉		1 / 日		○							
3	ロビー・展示スペース・廊下	タイルカーペット	1 / 日	289.99	○		○					
3	調理室	塩ビシート	1 / 日	99.54	○	○						利用の無い場合は、1週間に1回で可
3	和室(前室含む)	磁器質タイル。檜縁甲貼り・本畳	1 / 日	39.05	○	○						利用の無い場合は、1週間に1回で可
3	音楽室前室	天然コルクタイル	1 / 日	5.19	○	○						
3	音楽室	天然コルクタイル	1 / 日	67.48	○	○						

3	多目的ホール	天然コルクタイル	1 / 日	187.86	○	○						
3	舞台(控室含む)	ならフローリング	1 / 日	54.85	○	○						
3	舞台放送室	ならフローリング	1 / 日	4.91	○	○						
3	多目的ホール更衣室	ホモジニアスタイル	1 / 日	10.50	○	○						利用の無い場合は、1週間に1回で可
3	31集会室	フローリング直張り	1 / 日	141.61	○	○						
3	子供室	ならフローリング	1 / 日	65.40	○	○						
3	幼児便所	塩ビシート	1 / 日	7.52	○	○						
3	大便器、洗面器		1 / 日		○			○				
3	鏡		1 / 日		○							
3	ペーパー・水石鹼補充		1/3日						○			
3	ベビーシート		1 / 日		○							
3	授乳室	塩ビシート	1 / 日	16.12	○	○						
3	32集会室	タイルカーペット	1 / 日	64.17	○	○						
3	印刷室1	塩ビシート	1 / 日	4.32	○	○						
3	湯沸し室	塩ビシート	1 / 日	6.23	○	○						
3	便所(男)	せっき質タイル	1 / 日	20.37	○	○						
3	小便器、大便器、洗面器		1 / 日		○			○				
3	鏡、金属		1 / 日		○							
3	ペーパー・水石鹼補充		1/3日						○			
3	壁、扉		1 / 日		○							
3	便所(女)	せっき質タイル	1 / 日	31.25	○	○						
3	大便器、洗面器		1 / 日		○			○				
3	鏡、金属		1 / 日		○							
3	ペーパー・水石鹼補充		1/3日						○			
3	汚物入れ		1 / 日		○						○	
3	壁、扉		1 / 日		○							

3	多目的便所	塩ビシート	1 / 日	5.76	○	○						
3	大便器、洗面器		1 / 日		○			○				
3	鏡、金属		1 / 日		○							
3	ペーパー・水石鹼補充		1 / 3日						○			
3	ベビーシート		1 / 日		○							
3	汚物入れ		1 / 日		○						○	
3	壁、扉		1 / 日		○							
3	印刷室2	ホモジニアスビニルタイ ル	1 / 日	11.34	○	○						
	エレベーター	金属	1 / 日		○	○						
	喫煙コーナー	外部・灰皿	1 / 日		○			○			○	吸殻処理(洗いは随 時)
	大広間屋根上排水溝	外部	1 / 月							○	○	枯葉等のごみの除去

清掃作業基準表(日常清掃 4月1日～3月31日)

場 所		材質等	数量	日常清掃									
階数	部屋名	種類		回数	作業面積	作業内容							
					m ²	拭き	掃き	吸塵	洗い	補充	排水溝	ごみ処理	備 考
1	風除室	せっき質タイル		1 / 日	10.98	○	○						
1	ラウンジ	せっき質タイル		1 / 日	280.60	○	○						
1	便所(男)	磁器質タイル		1 / 日	12.31	○	○						
1	小便器		3	1 / 日		○			○				
1	大便器		1	1 / 日		○			○				
1	洗面台		2	1 / 日		○			○				
1	鏡		1	1 / 日		○							
1	ペーパー・水石鹼補充		2	1/3日						○			
1	金属		2	1 / 日		○							
1	壁			1 / 日		○							
1	扉			1 / 日		○							
1	便所(女)	磁器質タイル		1 / 日	11.30	○	○						
1	大便器		2	1 / 日		○			○				
1	洗面台		2	1 / 日		○			○				
1	鏡		1	1 / 日		○							
1	ペーパー・水石鹼補充		2	1/3日						○			
1	金属		2	1 / 日		○							
1	汚物入れ		2	1 / 日		○						○	
1	壁			1 / 日		○							
1	扉			1 / 日		○							
1	多目的便所	磁器質タイル		1 / 日	7.35	○	○						
1	大便器		1	1 / 日		○			○				
1	洗面台		1	1 / 日		○			○				

1	鏡		1	1 / 日		○							
1	ペーパー・水石鹸補充		1	1／3日					○				
1	金属		1	1 / 日		○							
1	汚物入れ		1	1 / 日		○					○		
1	ベビーシート		1	1 / 日		○							
1	壁			1 / 日		○							
1	扉			1 / 日		○							
1	市民交流センター前室	せっき質タイル		1 / 日	14.78	○	○						
1	" 玄関	せっき質タイル		1 / 日	27.70	○	○						
1	" ラウンジ	タイルカーペット		1 / 日	77.93			○					
1	大広間	畳(本畳)		1 / 日	198.00	○	○	○					
1	広 間	檜 甲張り		1 / 日	239.86	○	○	○					
1	舞台	カバ桜フローリング		1 / 日	40.85	○	○	○					
1	舞台放送室	カバ桜フローリング		1 / 日	5.67	○	○	○					
1	大広間非常口	せっき質タイル		1 / 日	4.50	○	○						
1	湯沸かし室	塩ビシート		1 / 日	7.25	○	○					○	
1	脱衣室(男)	籐タイル		1 / 日	21.85	○	○					○	
1	洗面台		3	1 / 日		○			○				
1	鏡		1	1 / 日		○							
1	ペーパー・水石鹸補充		3	1／3日					○				
1	金属		3	1 / 日		○							
1	脱衣室便所(男)	塩ビシート		1 / 日	1.93	○	○						
1	大便器		1	1 / 日		○			○				
1	壁			1 / 日		○							
1	扉			1 / 日		○							
1	脱衣室(女)	籐タイル		1 / 日	22.01	○	○						

1	洗面台		3	1 / 日		○			○				
1	鏡		1	1 / 日		○							
1	ペーパー・水石鹸補充		3	1 / 3 日					○				
1	金属		3	1 / 日		○							
1	脱衣室便所(女)	塩ビシート		1 / 日	1.92	○							
1	大便器		1	1 / 日		○			○				
1	汚物入れ		1	1 / 日		○						○	
1	壁			1 / 日		○							
1	扉			1 / 日		○							
1	浴室(男)	粘板岩乱張	1	1 / 日	39.73	○			○		○		
1	浴室(女)	粘板岩乱張	1	1 / 日	39.90	○			○		○		
1	浴室配管			1 / 週					○				薬剤投入による配管 洗浄
1	和室1(前室含む)	本畳・檜甲張り・御影石 張・磁器質タイル		1 / 日	34.74	○	○						
1	和室2(前室含む)	本畳・檜甲張り・御影石 張・磁器質タイル		1 / 日	42.32	○	○						
1	和室2(前室含む)	ならフローリング		1 / 日	100.48	○	○						
1	喫煙コーナー	ビニル床タイル		1 / 日	26.47	○	○						
1	工作室	ならフローリング		1 / 日	42.06	○	○						
1	11集会室	ならフローリング		1 / 日	45.35	○	○						
1	準備室	塩ビシート		1 / 日	18.57	○	○						
1	リフレッシュルーム	ならフローリング・本畳		1 / 日	106.61	○	○						
1	相談室	ならフローリング		1 / 日	17.04	○	○						
1	市民交流センター便所 (男)	せっき質タイル		1 / 日	30.75	○	○						
1	小便器		5	1 / 日		○			○				
1	大便器		3	1 / 日		○			○				
1	洗面台		3	1 / 日		○			○				
1	鏡		1	1 / 日		○							

1	ペーパー・水石鹼補充		3	1／3日		○				○			
1	金属		3	1 / 日		○							
1	壁			1 / 日		○							
1	扉			1 / 日		○							
1	市民交流センター便所 (女)	せっき質タイル		1 / 日	36.03	○	○						
1	大便器		4	1 / 日		○			○				
1	洗面台		4	1 / 日		○			○				
1	鏡		1	1 / 日		○							
1	ペーパー・水石鹼補充		4	1／3日		○			○				
1	金属		4	1 / 日		○							
1	汚物入れ		4	1 / 日		○					○		
1	壁			1 / 日		○							
1	扉			1 / 日		○							
1	市民交流センター多目 的便所	塩ビシート		1 / 日	7.35	○	○						
1	大便器		1	1 / 日		○			○				
1	洗面台		1	1 / 日		○			○				
1	鏡		1	1 / 日		○							
1	ペーパー・水石鹼補充		1	1／3日		○			○				
1	金属		1	1 / 日		○							
1	汚物入れ		1	1 / 日		○					○		
1	壁			1 / 日		○							
1	扉			1 / 日		○							
1	市民交流センター廊下 等	タイルカーペット、		1 / 日	389.53	○		○					
1	ロビー横廊下	せっき質タイル		1 / 日	22.06	○	○						
1	階段1	ならフローリング		1 / 日	95.31	○	○						
1	ミーティングルーム	タイルカーペット		1 / 日	11.87	○		○					

2	ロビーラウンジ廊下	タイルカーペット		1 / 日	194.06	○		○					
2	トレーニング玄関	タイルカーペット		1 / 日	1.80	○	○						
2	トレーニング	長尺弾性床		1 / 日	400.83	○	○						
2	フィットネス	長尺弾性床		1 / 日	131.85	○	○						
2	洗濯室	塩ビシート		1 / 日	2.75	○	○						
2	更衣室・洗面所(男)	竹タイル・塩ビシート		1 / 日	45.23	○	○					○	
2	洗面台		4	1 / 日		○			○				
2	鏡		1	1 / 日		○							
2	ペーパー・水石鹸補充		4	1/3日		○				○			
2	金属		4	1 / 日		○							
2	更衣室便所(男)	塩ビシート		1 / 日	1.63	○							
2	大便器		1	1 / 日		○			○				
2	壁			1 / 日		○							
2	扉			1 / 日		○							
2	更衣室・洗面所(女)	竹タイル・塩ビシート		1 / 日	41.43	○	○					○	
2	洗面台		4	1 / 日		○			○				
2	鏡		1	1 / 日		○							
2	ペーパー・水石鹸補充		4	1/3日						○			
2	金属		4	1 / 日		○							
2	更衣室便所(女)	塩ビシート		1 / 日	1.64	○							
2	大便器		1	1 / 日		○			○				
2	汚物入れ		1	1 / 日		○						○	
2	壁			1 / 日		○							
2	扉			1 / 日		○							
2	浴室(男)	御影石・せっき質タイル		1 / 日	33.12				○		○		
2	浴室(女)	御影石・せっき質タイル		1 / 日	36.23				○		○		

2	浴室配管			1 / 週					○				薬剤投入による配管 洗浄
2	洗濯室	御影石・せっき質タイル		1 / 日	36.23	○	○						
2	OAルーム1	ビニル床タイル帯電防止		1 / 日	44.58	○	○						
2	OAルーム2	ビニル床タイル帯電防止		1 / 日	41.74	○	○						
2	情報交流室	ビニル床タイル帯電防止		1 / 日	68.27	○	○						
2	湯沸かし室	塩ビシート		1 / 日	4.41	○	○						
2	便所(男)	塩ビシート		1 / 日	12.59	○	○						
2	小便器		3	1 / 日		○			○				
2	大便器		1	1 / 日		○			○				
2	洗面台		2	1 / 日		○			○				
2	鏡		1	1 / 日		○							
2	ペーパー・水石鹼補充		3	1/3日					○				
2	金属		3	1 / 日		○							
2	壁			1 / 日		○							
2	扉			1 / 日		○							
2	便所(女)	塩ビシート		1 / 日	9.38	○							
2	大便器		2	1 / 日		○			○				
2	洗面台		2	1 / 日		○			○				
2	鏡		1	1 / 日		○							
2	ペーパー・水石鹼補充		2	1/3日					○				
2	金属		2	1 / 日		○							
2	汚物入れ		2	1 / 日		○						○	
2	壁			1 / 日		○							
2	扉			1 / 日		○							
2	多目的便所	塩ビシート		1 / 日	5.64	○	○						
2	大便器		1	1 / 日		○			○				

2	洗面台		1	1 / 日		○			○				
2	鏡		1	1 / 日		○							
2	ペーパー・水石鹸補充		1	1 / 3 日					○				
2	金属		1	1 / 日		○							
2	汚物入れ		1	1 / 日		○							
	ベビーシート		1	1 / 日		○							
2	壁			1 / 日		○							
2	扉			1 / 日		○							
3	ロビー・展示スペース・廊下	タイルカーペット		1 / 日	289.99	○		○					
3	調理室	塩ビシート		1 / 日	99.54	○	○						利用の無い場合は、1週間に1回で可
3	和室(前室含む)	磁器質タイル。檜縁甲貼り・本畳		1 / 日	39.05	○	○						利用の無い場合は、1週間に1回で可
3	音楽室前室	天然コルクタイル		1 / 日	5.19	○	○						
3	音楽室	天然コルクタイル		1 / 日	67.48	○	○						
3	多目的ホール	天然コルクタイル		1 / 日	187.86	○	○						
3	舞台(控室含む)	ならフローリング		1 / 日	54.85	○	○						
3	舞台放送室	ならフローリング		1 / 日	4.91	○	○						
3	多目的ホール更衣室	ホモジニアスタイル		1 / 日	10.50	○	○						利用の無い場合は、1週間に1回で可
3	31集会室	フローリング直張り		1 / 日	141.61	○	○						
3	子供室	ならフローリング		1 / 日	65.40	○	○						
3	幼児便所	塩ビシート		1 / 日	7.52	○	○						
3	大便器		2	1 / 日		○			○				
3	洗面台		1	1 / 日		○			○				
3	鏡		1	1 / 日		○							
3	ペーパー・水石鹸補充		2	1 / 3 日					○				
3	ベビーシート		1	1 / 日		○							
3	授乳室	塩ビシート		1 / 日	16.12	○	○						

3	32集会室	タイルカーペット		1 / 日	64.17	○	○							
3	印刷室1	塩ビシート		1 / 日	4.32	○	○							
3	湯沸し室	塩ビシート		1 / 日	6.23	○	○							
3	便所(男)	せっき質タイル		1 / 日	20.37	○	○							
3	小便器		5	1 / 日		○			○					
3	大便器		2	1 / 日		○			○					
3	洗面台		3	1 / 日		○			○					
3	鏡		1	1 / 日		○								
3	ペーパー・水石鹼補充		3	1/3日					○					
3	金属		3	1 / 日		○								
3	壁			1 / 日		○								
3	扉			1 / 日		○								
3	便所(女)	せっき質タイル		1 / 日	31.25	○	○							
3	大便器		6	1 / 日		○			○					
3	洗面台		5	1 / 日		○			○					
3	鏡		1	1 / 日		○								
3	ペーパー・水石鹼補充		5	1/3日					○					
3	金属		5	1 / 日		○								
3	汚物入れ		6	1 / 日		○						○		
3	壁			1 / 日		○								
3	扉			1 / 日		○								
3	多目的便所	塩ビシート		1 / 日	5.76	○	○							
3	大便器		1	1 / 日		○			○					
3	洗面台		1	1 / 日		○			○					
3	鏡		1	1 / 日		○								
3	ペーパー・水石鹼補充		1	1/3日					○					

[illegible]

清掃作業基準表(定期清掃 9月・3月)

階	場所	材質	面積(㎡)	作業内容	回数
1階	風除室	せっき質タイル	10.98	洗剤洗淨	2/年
	ラウンジ	せっき質タイル	280.6	洗剤洗淨	2/年
	便所(男)	磁器質タイル	12.31	洗剤洗淨	2/年
	便所(女)	磁器質タイル	11.3	洗剤洗淨	2/年
	市民交流センター前室	せっき質タイル	14.78	洗剤洗淨	2/年
	市民交流センター玄関	せっき質タイル	27.7	洗剤洗淨	2/年
	市民交流センターラウンジ	タイルカーペット	77.93	スチーム洗淨	2/年
	多目的トイレ	磁器質タイル	7.35	洗剤洗淨	2/年
	大広間	本畳・檜甲張り	437.86	洗淨ワックス塗布	2/年
	舞台	カバ桜フローリング	40.85	洗淨ワックス塗布	2/年
	湯沸かし室	塩ビシート	7.25	洗淨ワックス塗布	2/年
	脱衣室便所(男)	塩ビシート	1.93	洗淨ワックス塗布	2/年
	脱衣室便所(女)	塩ビシート	1.92	洗淨ワックス塗布	2/年
	浴室(男)	粘板岩乱張	39.73	洗剤洗淨	2/年
	浴室(女)	粘板岩乱張	39.9	洗剤洗淨	2/年
	和室1(前室含む)	本畳・檜甲張り・御影石張・磁気質タイル	34.74	洗剤洗淨	2/年
	和室2(前室含む)	本畳・檜甲張り・御影石張・磁気質タイル	42.32	洗剤洗淨	2/年
	12集会室・13集会室	ならフローリング	100.48	洗淨ワックス塗布	2/年
	喫煙コーナー	ビニール床タイル	26.47	洗淨ワックス塗布	2/年
	工作室	ならフローリング	42.06	洗淨ワックス塗布	2/年
	11集会室	ならフローリング	45.35	洗淨ワックス塗布	2/年
	準備室	塩ビシート	18.57	洗淨ワックス塗布	2/年
	リフレッシュルーム	ならフローリング・本畳	106.61	洗淨ワックス塗布	2/年
	相談室	ならフローリング	17.04	洗淨ワックス塗布	2/年
	市民交流センター便所(男)	せっき質タイル	30.75	洗剤洗淨	2/年
	市民交流センター便所(女)	せっき質タイル	36.03	洗剤洗淨	2/年
	市民交流センター多目的便所	塩ビシート	7.35	洗淨ワックス塗布	2/年
	市民交流センター廊下等	タイルカーペット	389.53	スチーム洗淨	2/年
	ロビー横廊下	せっき質タイル	22.06	洗剤洗淨	2/年
	階段1	ならフローリング	95.31	洗淨ワックス塗布	2/年
	階段2	塩ビシート	64.2	洗淨ワックス塗布	2/年
	ミーティングルーム	タイルカーペット	11.87	スチーム洗淨	2/年
	事務室	タイルカーペット	89.8	スチーム洗淨	2/年
	更衣室(男)	塩ビシート	7.28	洗淨ワックス塗布	2/年
	更衣室(女)	塩ビシート	7.43	洗淨ワックス塗布	2/年
	湯沸室	塩ビシート	6.82	洗淨ワックス塗布	2/年
	スタッフルーム	ならフローリング	14.3	洗淨ワックス塗布	2/年
2階	ロビーラウンジ	タイルカーペット	194.06	スチーム洗淨	2/年
	トレーニング玄関	タイルカーペット	1.8	スチーム洗淨	2/年
	トレーニング	長尺弾性床	400.83	洗淨ワックス塗布	2/年
	フィットネス	長尺弾性床	131.85	洗淨ワックス塗布	2/年
	洗濯室	塩ビシート	2.75	洗淨ワックス塗布	2/年
	更衣室・洗面所(男)	竹タイル・塩ビシート	45.23	洗淨ワックス塗布	2/年
	更衣室便所(男)	塩ビシート	1.63	洗淨ワックス塗布	2/年
	更衣室・洗面所(女)	竹タイル・塩ビシート	41.43	洗淨ワックス塗布	2/年
	更衣室便所(女)	塩ビシート	1.64	洗淨ワックス塗布	2/年
	浴室(男)	御影石・せっき質タイル	33.12	洗剤洗淨	2/年

	浴室(女)	御影石・せっき質タイル	36.23	洗剤洗浄	2/年
	洗濯室	御影石・せっき質タイル	36.23	洗剤洗浄	2/年
	OAルーム1	ビニール床タイル帯電防止	44.58	洗剤洗浄	2/年
	OAルーム2	ビニール床タイル帯電防止	41.74	洗剤洗浄	2/年
	情報交流室	ビニール床タイル帯電防止	68.27	洗剤洗浄	2/年
	湯沸かし室	塩ビシート	4.41	洗浄ワックス塗布	2/年
	便所(男)	塩ビシート	12.59	洗浄ワックス塗布	2/年
	便所(女)	塩ビシート	9.38	洗浄ワックス塗布	2/年
	多目的便所	塩ビシート	5.64	洗浄ワックス塗布	2/年
3階	ロビー・展示スペース・廊下	タイルカーペット	289.99	スチーム洗浄	2/年
	調理室	塩ビシート	99.54	洗浄ワックス塗布	2/年
	和室(前室含む)	磁器質タイル・檜緑甲貼り・本畳	39.05	洗剤洗浄	2/年
	音楽室前室	天然コルクタイル	5.19	洗浄ワックス塗布	2/年
	音楽室	天然コルクタイル	67.48	洗浄ワックス塗布	2/年
	多目的ホール	天然コルクタイル	187.86	洗浄ワックス塗布	2/年
	舞台(控室含む)	ならフローリング	54.85	洗浄ワックス塗布	2/年
	舞台放送室	ならフローリング	4.91	洗浄ワックス塗布	2/年
	多目的ホール更衣室	ホモジニアスタイル	10.5	洗浄ワックス塗布	2/年
	31集会室	フローリング直張り	141.61	洗浄ワックス塗布	2/年
	子供室	ならフローリング	65.4	洗浄ワックス塗布	2/年
	幼児便所	塩ビシート	7.52	洗浄ワックス塗布	2/年
	授乳室	塩ビシート	16.12	洗浄ワックス塗布	2/年
	32集会室	タイルカーペット	64.17	スチーム洗浄	2/年
	印刷室1	塩ビシート	4.32	洗浄ワックス塗布	2/年
	湯沸し室	塩ビシート	6.23	洗浄ワックス塗布	2/年
	便所(男)	せっき質タイル	20.37	洗剤洗浄	2/年
	便所(女)	せっき質タイル	31.25	洗剤洗浄	2/年
	多目的便所	塩ビシート	5.76	洗浄ワックス塗布	2/年
	印刷室1	ホモジニアスタイル	11.34	洗浄ワックス塗布	2/年
	エレベーター		2.42	洗浄ワックス塗布	2/年
	ガラス		480.3	スクイジー洗浄	2/年
	外部トラス上部		267.96	スクイジー洗浄	1/年
	合計		5226.31		
	空調機フィルター	空調機フィルター	104台	洗浄	4/年
		熱交換器フィルター	34台	洗浄	4/年
		外気取入用フィルター	12枚	洗浄	4/年
	制気口類	換気扇	39台	洗浄	4/年
		吸気口類(VHS、BL、ノズル)	176ヶ所	洗浄	4/年
		排気口類(HS、スリット、BL)	100ヶ所	洗浄	4/年
	排気フード内ガラリ・メッシュ		120箇所	洗浄	1/年
	非常階段、テラス等	掃き掃除			1/週
	屋上、屋根等	掃き掃除(粗ごみ拾い)		4,7,10,1月実施	4/年
	抜根除草	2階植込み含む	敷地内	抜根(5,7,10月実施)	3/年

(18) 建築物環境衛生 管理業務仕様書

1 目的

本仕様書は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年 4 月 14 日法律第 20 号、以下「法」という。)及び同法施行規則に基づき、静岡市健康文化交流館の環境衛生を維持確保することを目的として、委託して実施する健康文化交流館建築物衛生管理業務委託の詳細について定めるものである。

2 管理すべき建築物の概要

ア 所 在	静岡市駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号
イ 名 称	静岡市健康文化交流館
ウ 用 途	集会場等
エ 延 面 積	4,623.12 m ² (ただし、特定建築物には該当しない)

3 業務内容

(1) 空気環境測定

① 測定項目

ア 浮遊粉塵の量	イ 一酸化炭素含有率
ウ 炭酸ガス含有率	エ 温度
オ 相対湿度	カ 気流

② 測定ポイントの設定

- ア 測定は、次の 7 ポイントにおいて実施すること。
- 1 階 大広間、事務室
 - 2 階 トレーニングルーム、ラウンジ
 - 3 階 ロビー・展示スペース、多目的ホール
 - 外気取入口

③ 実施回数

- ア 委託期間中 2 回実施するものとする。
- イ 各ポイントの測定回数は、下記のとおりとする。
- (ア) 始業時から中間時までの適切な時間 1 回
 - (イ) 中間時から終業前までの適切な時間 1 回

(2) 貯水槽清掃

① 清掃施設及び実施回数

受水槽 24 t (有効容量 18 t) 委託期間中 1 回

② 清掃前、清掃後の貯水槽の点検

貯水槽の周囲、本体、内容、その他附属部の状態及び給水管等の状態について次の外観検査を実施すること。

- ア 有害物、汚水等衛生上有害な物が混入するおそれがあるかどうか。
- イ 清潔であるかどうか。
- ウ 沈積物、浮遊物質等が異常に存在するかどうか。
- エ その他

③ 清掃作業の方法

- ア 作業は検査を受けた無菌者が行うこと。
- イ 作業者の健康状態に注意し、作業中の事故防止に留意すること。
- ウ 受水槽の清掃を必ず先に行い、次いで高架水槽を行うこと。
- エ 水槽周辺の床及び上部のふたを完全に清掃すること。
- オ 水槽底部にたまっている汚泥がドレン管を通じて排水管内に流し込まないように充分注意すること。
- カ 水槽内をきれいに水洗いし、洗浄機を使用し洗剤混合水を噴射して洗浄すること。
- キ 洗浄後、内部をウエスできれいにふきとること。
- ク 消毒終了後、30 分以上経過後、再度水槽内部の水洗いを行い、きれいにふきとった後、仕上げの消毒を 2 回実施すること。
この消毒後は、水槽内部へ入ってはならない。
- ケ 清掃前、清掃後に給水栓末端及び貯水槽内の水質検査を次の項目について実施すること。
 - (ア) 残留塩素測定 (イ) 臭気 (ウ) 色度
 - (エ) 濁度 (オ) 味

(3) 飲料水水質検査

- ① 省略不可項目 (16 項目) 及び消毒副生物 (12 項目)
6 月 1 日から 9 月 30 日までの間に 1 回実施
- ② 省略不可項目 (11 項目)、重金属 (4 項目) 及び蒸発残留物 (1 項目)
委託期間中 1 回実施

(4) グリストラップ清掃

- ① グリストラップの設置場所 3 階料理工房
- ② グリストラップの寸法及び容量
300×600×1,215 h 60 リットル
- ③ 清掃回数 委託期間中 4 回実施 (概ね 6 月、9 月、12 月、3 月実施)

(5) 簡易専用水道における管理状況検査

委託期間中 1 回、厚生労働大臣の指定を受けた検査機関へ依頼し、管理の状況について検査を受けること。

(6) 害虫駆除

- ① ゴキブリ・ダニ・蚊等の衛生害虫及び鼠の発生を防止するため、手段、方法、薬剤を選定し、次の指定箇所について実施すること。
 - 1 階 大広間・湯沸場、事務室内湯沸場、男女トイレ・多目的トイレ (各 2 ケ所)、自動販売機周辺
 - 2 階 湯沸場・男女トイレ、多目的トイレ (アスレチック、フィットネス除外)、自動販売機周辺
 - 3 階 湯沸場・男女トイレ、多目的トイレ・調理室
- ② 防除作業の回数
委託期間中 2 回、統括的かつ、計画的に行うこと。
2 ケ月に 1 回、生息状況を巡回点検すること。

4 その他

- (1) この委託業務に使用する機材等は、受託者の負担とする。
- (2) 乙は、委託業務の実施にあたって、甲に作業予定表を提出するものとする。
- (3) この契約書及び仕様書に記載のない事項については、法及び同法施行規則に基づき実施し、疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

業務実施時期標準書

期間 令和 年 4 月 1 日から令和 年 3 月 31 日まで

業 務 内 容	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	備考
空気環境測定					○						○		年 2 回
貯水槽清掃消毒作業					○								年 1 回
飲料水水質検査（15 項目）					○								年 1 回
飲料水水質検査（10 項目）											○		年 1 回
飲料水水質検査（12 項目）					○								年 1 回
グリストラップ清掃			○			○			○			○	年 4 回
簡易専用水道管理状況								○					年 1 回
害虫等生息状況巡回点検		○	○		○		○		○		○		年 6 回
害虫等駆除作業		○					○						年 2 回

(19) 樹木等 管理業務仕様書

1 業務名 健康文化交流館樹木等管理業務

2 業務場所

静岡市駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号

静岡市健康文化交流館（駿河生涯学習センター、小鹿市民交流センター）敷地内

3 業務期間

令和 年 4 月 1 日 から 令和 年 3 月 3 1 日まで（年 1 回実施）

4 業務内容

健康文化交流館敷地内の樹木等の剪定業務等の実施

① 剪定作業	レッドロビン	1 式
	さざんか	1 式
	つつじ	1 式
② 除草作業	抜き取り除草	21 m ²
③ 作業発生屑処理	運搬処分費	1 式
④ 薬剤散布作業	3 種混合薬剤散布	1 式
⑤ 作業発生屑処理	運搬処分費	1 式

(20) 貯湯槽清掃 業務仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、健康文化交流館の貯湯槽清掃業務（以下「委託業務」という。）に関する特記事項を定めるものである。

2 実施の目的

本委託業務は、レジオネラ症防止対策として実施するものであり、乙は、業務の実施に当たっては、静岡県公衆浴場法施行条例及び施行規則等の各種関係法令を熟知のうえ、法令に規定された事項を遵守して作業を行わなければならない。

3 実施対象

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| (1) 対象物件の所在地 | 静岡市駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号 |
| (2) 対象物件の建物名称 | 静岡市健康文化交流館 |
| (3) 対象物件の寸法及び数量 | 1. 3 φ × 1. 9 3 m 2 基 |

4 実施の時期

各年度 3 月中の契約期間内に 1 回、甲の指定する日に作業を実施するものとする。

5 作業手順

- (1) 給水バルブ・ボイラー循環 1 次往還バルブ・建物循環 2 次往還バルブ閉め
- (2) ドレンバルブ開（水抜き）
- (3) 点検口開口
- (4) 次亜塩素酸ナトリウムによる清掃・消毒
- (5) ドレンバルブ閉（水張り）
- (6) 給水バルブ・ボイラー循環 1 次往還バルブ・建物循環 2 次往還バルブ開、
試運転、エア抜き

6 一般事項

- (1) 受託者は、委託業務に従事する受託従業員に対しては、常に市職員に準ずる者としての心掛けをもって従事させ、言動に注意し、市民等との摩擦を生じさせないようにさせること。
- (2) 委託業務に使用する器具、材料等はすべて受託者の負担とする。
- (3) 委託者は、受託者が委託業務を実施するため必要な電力、給水施設等は無償で使用させるものとする。
- (4) 関係法規に従い、常に危険防止に努め、整理整頓を怠らないこと。

(21) 循環式浴槽設備化学洗浄 業務仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、健康文化交流館の循環式浴槽設備の化学洗浄業務（以下「委託業務」という。）に関する特記事項を定めるものである。

2 実施の目的

本委託業務は、レジオネラ症防止を目的として、循環設備内に付着した生物膜の除去及び消毒を行うため実施するものであり、乙は、業務の実施に当たっては、各種関係法令及び「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」を熟知のうえ、これらに規定された事項を遵守して作業を行わなければならない。

3 実施対象

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 対象物件の所在地 | 静岡市駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号 |
| (2) 対象物件の建物名称 | 静岡市健康文化交流館 |
| (3) 対象物件の寸法及び数量 | 1 階浴槽 1 2 立方メートル 2 箇所
2 階浴槽 6 立方メートル 2 箇所 |

ただし、各浴槽とも、水量は満水時の半分程度で濾過循環ポンプの運転は可能。

4 実施の時期

各年度 3 月中の契約期間内に 1 回作業を実施するものとする。作業の日時については甲、乙協議のうえ決定するものとするが、作業日は原則として館の休館日に行うものとする。

5 作業手順

- (1) 浴槽より洗浄剤「アクアスクリン F K」（同等品の代用可。その場合事前に甲の承認を得る）を投入。
- (2) 濾過循環ポンプを運転し配管設備内を洗浄（2 時間）
- (3) 洗浄終了後、浴槽より中和剤「アクアスクリン N T」（同等品の代用可。その場合事前に甲の承認を得ること。）を投入し、配管設備内を循環させる（30 分）
- (4) 塩素濃度を測定し中和が十分になされていることを確認した後、浴槽及び濾過機より排水。
- (5) 浴槽へ注水し、濾過循環ポンプを運転し、配管設備内を循環させる。（30 分）
- (6) 逆洗浄を行った後、排水。
- (7) 浴槽内及びヘアーキャッチャーの洗浄を行う。
- (8) 浴槽へ注水し、濾過循環ポンプを運転し配管設備内を循環させた後、塩素濃度を測定し、配管設備内に洗浄薬剤が残留していないことを確認した後、排水。

6 一般事項

- (1) 委託業務に使用する器具、材料等はすべて乙の負担とする。
- (2) 使用薬品については、事前に製品安全データシートを提出し、甲の承認を得るとともに、その使用に際しては、十分に注意し、中和処理の後に排水すること。
- (3) 甲は、乙が委託業務を実施するため必要な電力、給水施設等は無償で使用させるものとする。
- (4) 関係法規に従い、常に危険防止に努め、整理整頓を怠らないこと。

(22) 浴室内排水管スケール除去及び管内高圧洗浄業務仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、健康文化交流館の浴室内排水管スケール除去及び高圧洗浄業務（以下「委託業務」という。）に関する特記事項を定めるものである。

2 実施の目的

本委託業務は、健康文化交流館全館の排水管を高圧で洗浄し、併せて浴室排水管に付着したモルタルアク等を除去し、正常な排水機能を保全するために実施するものである。

3 実施対象

(1) 対象物件の所在地 静岡市駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号

(2) 対象物件の建物名称 静岡市健康文化交流館

(3) 対象物件の寸法及び数量

1 階浴槽 1 2 立方メートル 2 箇所(排水管はリサイクル 3 層ビニール管)

2 階浴槽 6 立方メートル 2 箇所(排水管はライニング鋼管)

排水口の所在及び数量は別表のとおり

4 実施の時期

各年度 3 月中の契約期間内に 1 回作業を実施するものとする。作業の日時については甲、乙協議のうえ決定するものとするが、作業日は原則として日曜日とする。

5 作業手順

(1) 使用機材を搬入後、周辺の養生を行い施工前の排水管内の状況を管内調査用カメラにて撮影する。

(2) 屋外排水桝内にて排水管を止水ボール等にて止水し、薬品が最終桝より公共下水へ流失することのないよう処置する。

(3) 浴室内各排水口より薬品「クリーナー 500」（同等品の代用可。その場合事前に甲の承認を得ること。）を投入する。薬品使用時には、保護メガネ及びゴム手袋着用のこと。投入薬剤は、全体で 60kg とし、投入後の反応時間は 1 時間を目安とする。

(4) 高圧洗浄車へ洗浄水を給水し、洗浄ホースを各排水口にセットする。カーペット等床材を汚さないよう屋内専用ホースを使用すること。

(5) 排水管内に洗浄ホースを挿入し、高圧水（120kg）にて管内に付着した異物を除去する。異物の付着状況に応じて作業を繰り返す。作業の実施にあたっては、管を傷めないよう細心の注意をはらうこと。

(6) 作業実施箇所は、別表のとおり。

(7) すべての除去が完了した後、排水桝内の異物を除去し洗浄水を中和した後、公共下水へ排出する。

(8) 施工後の管内状況を管内調査用カメラにて撮影し、各排水口より排水機能が正常なことを確認する。

(9) 使用した機材を搬出し、周辺を清掃する。

※管内のカメラ調査は浴室排水管のみとする。

6 一般事項

(1) 乙は、委託業務に従事する乙の従業員に対しては、常に市職員に準ずる者としての心掛けをもって従事させ、言動に注意し、市職員・市民等との摩擦を生じさせないようにさせること。

(2) 委託業務に使用する器具、材料等はすべて乙の負担とする。

(3) 使用薬品については、事前に製品安全データシートを提出し、甲の承認を得るとともに、その使用に際しては、十分に注意し、中和処理の後に排水すること。

(4) 甲は、乙が委託業務を実施するため必要な電力、給水施設等は無償で使用するものとする。

(5) 関係法規に従い、常に危険防止に努め、整理整頓を怠らないこと。

(別表)

階	施行場所		排水口の場所及び数量
1 階	ロビー、ラウンジ	男子トイレ	洗面台（２）、床（２）、床（２）
		女子トイレ	洗面台（２）、床（１）
		多目的トイレ	洗面台（２）、床（１）
		スタッフルーム	シンク（１）
	事務室	給湯室	シンク（１）
	市民交流センター	男子浴室	浴槽（１）洗い場排水口（４）
		男子更衣室	洗面台（４）、床（１）
		女子浴室	浴槽（１）洗い場排水口（４）
		女子更衣室	洗面台（４）、床（１）
		給湯室	シンク（２）、床（給湯室前廊下）（１）
		男子トイレ	洗面台（３）、床（１）シンク（１）
		男子トイレ前廊下	床（１）
		女子トイレ	洗面台（４）、床（１）、シンク（１）
		多目的トイレ	洗面台（２）、床（１）
2 階	ロビー、ラウンジ	給湯室	シンク（１）
		男子トイレ	洗面台（２）、床（１）
		女子トイレ	洗面台（２）、床（１）
		多目的トイレ	洗面台（２）
	市民交流センター	男子浴室	浴槽（１）洗い場排水口（６）
		男子更衣室	洗面台（４）、床（１）
		女子浴室	浴槽（１）洗い場排水口（５）
		女子更衣室	洗面台（４）、床（１）
3 階	ロビー、ラウンジ	給湯室	シンク（１）
		男子トイレ	洗面台（３）
		女子トイレ	洗面台（５）、床（２）
		多目的トイレ	洗面台（２）、床（２）
	生涯学習センター	こども室（給湯室）	給湯室シンク（１）
		こども室（トイレ）	洗面台（１）、床（１）
		料理工房	調理台（５）、洗面台（１）床（２）
			グリストラップ（１）
		和室	水屋（１）

(23) 浴槽水水質検査 業務仕様書

1 業務名

健康文化交流館浴槽水水質検査

2 業務場所

静岡市駿河小鹿二丁目 25 番 45 号 静岡市健康文化交流館

3 業務期間

令和 年 4 月 1 日 から 令和 年 3 月 31 日まで（年 2 回実施）

4 業務内容

健康文化交流館（市民交流センター）に設置してある、浴槽の水質検査の実施
浴槽水等（4 項目）検査

- ① レジオネラ菌属
- ② 濁度
- ③ 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）
- ④ 大腸菌群等

5 検査物提出先

財団法人静岡県生活科学検査センター焼津検査所・・・参考

(24) 警備 業務仕様書

1. ①契約物件

所在地 静岡市 駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号

名 称 静岡市健康文化交流館

②契約コード NA961912

2. 使用回線及びシステム商品名

甲の ISDN 回線（常時断線監視機能付）を使用する
セコム SX

3. 乙が受託する業務の種類

① 防 犯 サービス

② 火災監視 サービス

各業務の業務提供条件は別紙による。

4. 防犯サービスを受託する場合の業務提供時間は以下のとおりとする。

(1) 防犯

警報機器をセットしてから解除するまでの時間

(2) 火災

毎日（24時間終日）

5. 本仕様書に定めのない業務実施に関わる事項については必要の都度、甲乙協議のうえ、 文書にて取り決めるものとする。

(25) ピアノ調律仕様書

①期間 年間1回調律点検を行う。

②回数 4月1日～ 3月31日まで

施設名	ピアノ設備	台数
駿河生涯学習センター	グランドピアノ	1

計 1 台

(26) 生涯学習センター電子複写機保守等サービス提供業務仕様書

1 本業務は、静岡市駿河生涯学習センターが使用する電子複写機の調達、設定、設置及び運用・保守業務である。

2 業務内容

- (1) 電子複写機の調達、設定及び設置
- (2) 運用・保守作業

3 業務仕様

(1) 電子複写機の調達

ア 電子複写機の調達を行い、当該機器に必要な設定を施す。

(2) 運用・保守作業

ア 定期的なメンテナンスを行う。

イ 故障等が発生した場合は、迅速に対処する。

4 実施場所及び台数

施設名	住所	台数	
		事務室用 フルカラー複合機	コピーサービス用 複合機
静岡市駿河生涯学習センター	静岡市駿河区小鹿二丁目25番45号	1	1

※コピーサービス用複合機には、セルフサービス用課金装置及びレシートプリンターキットを備えること。

(27) 生涯学習センター電子複写機貸借業務仕様書

1 本業務は、静岡市駿河生涯学習センターが使用する電子複写機及びセルフサービス用課金装置の貸借業務である。

2 機種、台数及び実施場所

		機種及び台数	
		事務室用 フルカラー複合機	コピーサービス用 複合機
		コピー、フルカラー、 プリント、スキャナー、FAX機能を有するもの	コピー、フルカラー、プリント、スキャナー、FAX機能を有するもの
実施場所	住所		
静岡市駿河生涯学習センター	静岡市駿河区小鹿二丁目25番45号	1	1

※コピーサービス用複合機には、セルフサービス用課金装置及びレシートプリンターキットを接続・設置すること。

(28) 防塵マット貸借業務仕様書

1 業 務 名 令和 年度 第 号
健康文化交流館 防塵マット等貸借業務

2 規格等

No.	設置箇所	サイズ	枚数	備 考
①	1 階 風除室	80cm×310cm	1 枚	
		150cm×310cm	1 枚	
②	1 階 市民交流センター前室	120cm×180cm	1 枚	
③	エレベーター	157cm×154cm	1 枚	
④	3 階 料理工房	150cm× 80cm	1 枚	
⑤	1 階 浴室（男湯・女湯）	117cm×172cm	6 枚	取替用を含む
⑥	1 階 階段下	87cm× 147cm	1 枚	

3 貸借期間 令和 年 4 月 1 日から令和 年 3 月 31 日まで
毎月 2 回（原則として 1 日と 15 日）に交換すること

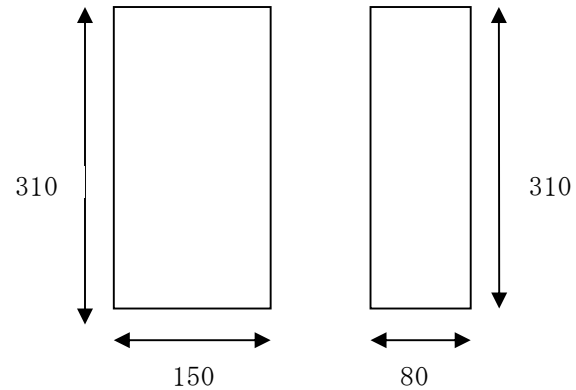
4 設置場所 静岡市駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号 静岡市健康文化交流館内
詳細は別紙図面のとおり

5 条 件 （1）設置する製品は、確認機関より防災認定を受けた製品であること。
 （2）原則として 1 ヶ月に 2 回、製品の取替えをすること。
 （3）各製品には、ゴムのふちがついていること。

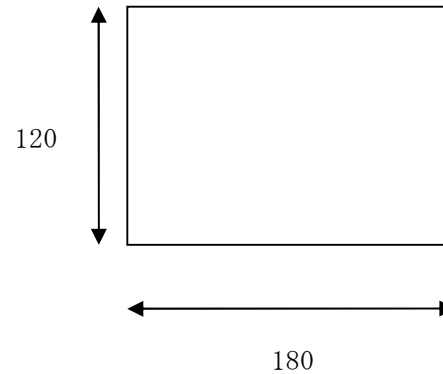
6 そ の 他
（1）製品に事故等が生じた場合、担当社員を派遣するなど速やかに対応するものとする。
（2）防塵マットの搬入、設置等については、責任をもって行うものとする。
（3）梱包用のダンボール等については、持ち帰ること。

マ ッ ト の 規 格 及 び 数 量

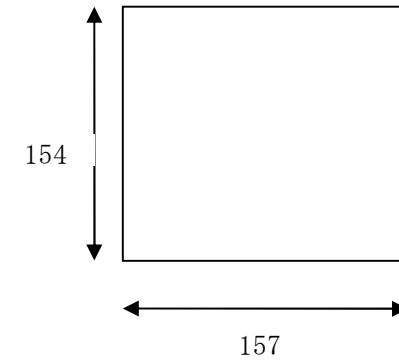
① 風除室 (2枚1組) 1組



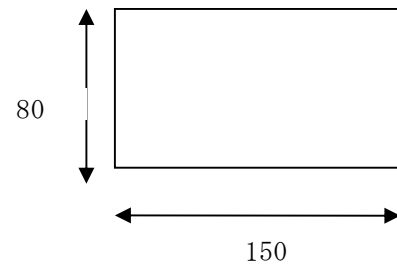
② 市民交流センター1F前室 1枚



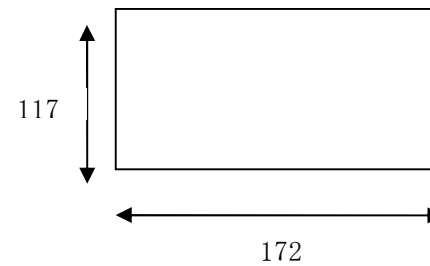
③ エレベータ 1枚



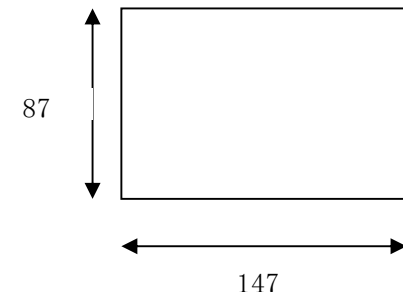
④ 3階 料理工房



⑤ 1階 浴室(男女各3枚)



⑥ 1階 階段下



マット規格 図面の規格(単位: cm)、浴室前に設置のものは、吸水性に優れたものであること。

布設場所 図面の指定場所

条 件

- 1 防災製品(製品は、確認機関の認定を受けた製品であること)
- 2 取 替 え(1か月に2回製品の取り替えをすること。)
- 3 製 品(各製品は、ゴムのフチ〔20%〕がついている製品であること)

(29) 通信カラオケ加入業務仕様書

- 1 業務名 通信カラオケ情報サービス更新業務
- 2 実施期間 令和 年 4 月 1 日から令和 年 3 月 3 1 日まで
- 3 業務内容 小鹿市民交流センターに設置してある通信カラオケの新曲等情報配信サービスの更新を実施するものである。
- 4 設置機種 株式会社エクシング JOYSOUND FESTA
(製品番号 JS-FWP)
(サービス端末明細)
開局番号 1 2 0 6 5 4 0 9 - 7 0 1 8
シリアルナンバー 5 6 6 0 4 5 5 1

(30) 貸切団体利用者送迎バス借上業務仕様書

- 1 業 務 名 小鹿市民交流センター団体利用バス借上業務
- 2 実施期間 令和 年 4 月 1 日から令和 年 3 月 31 日まで
- 3 業務内容
 - (1) 40 人乗り以上の大型バスを貸し付ける。
 - (2) 指定日に、指定する場所に指示台数を配車すること。
 - (3) バスを操作する運転手を派遣すること。
 - (4) バスの運行経路は、指定する場所と小鹿老人福祉センター（静岡市駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号 健康文化交流館）間の往復とする。
- 4 借上料の支払い方法
 - (1) 借上料は、上記で算出した料金の往路分を利用団体が支払い、復路分を委託者が支払う。
 - (2) 利用団体が支払う分については、委託者がバス事業者に通知する相手方に請求をする。
 - (3) 委託者が支払う借上料については、各月の実績を月末に取りまとめ、翌月の 20 日までに請求をする。
 - (4) 委託者は、請求を受けてから 30 日以内に支払いをする。
- 5 そ の 他 業務の実施に当たっては、事前に十分協議するものとし、業務中に疑義を生じたときは、双方協議のうえ対応するものとする。

(31) 盗難保険加入業務仕様書

- 1 業務名 盗難保険加入業務
- 2 加入期間 令和 年 4 月 1 日から令和 年 3 月 31 日まで
- 3 業務内容 小鹿市民交流センターに設置してある貴重品収納箱について盗難保険に加入する。
 - ・ 保険の目的等 フリーボックス内現金一式
型 式 F B - 4 6 V R
製造番号 9 6 V R 0 1 6 0
 - ・ 保険金額 2 0 0 万円

(32) ヘルストロン・スカイウェル 保守点検業務仕様書

1 対象物件の所在地及び名称

- (1) 所在地 静岡県駿河区小鹿二丁目 25 番 45 号
- (2) 名 称 静岡市小鹿市民交流センター（静岡市健康文化交流館内）

2 保守管理対象物件

小鹿市民交流センターヘルストロン・スカイウェル

3 保守管理業務の目的

委託者が運用するヘルストロン・スカイウェルが、常に正常な状態で稼動することを目的とする。

4 保守管理業務の内容

- (1) 乙は、保守点検業務を遂行するにあたり、安全管理について万全の対策を講ずるとともに、安全に関する関係諸法令を遵守すること。

(2) 定期点検

本ヘルストロン・スカイウェルが正常に稼動し、故障などによる運用停止を未然に防ぐため、委託期間中に年 3 回（4 ヶ月に 1 回）定期点検作業を実施する。

(3) 故障対応

ヘルストロン・スカイウェルの故障または運用上の不具合の通報を受けたときは、迅速かつ早急に図り、臨機の措置を講ずること。

(4) 保守点検する項目は下記の通りとする。

本体設備	前面パネル	・電源スイッチ ・リモート切替えスイッチ ・電源電圧チェックスイッチ ・出力電圧調節ツマミ ・電源電圧計 ・出力容量計 ・出力電圧計 ・出力電圧切替えスイッチ ・タイマーツマミ ・パイロットランプ
	外回り	・高圧出力碍子（指込口部） ・ヒューズ ・ケース本体（装置カバー含む） ・コントロールボックス
付属設備	付属部品	・電源コード ・本体接続コード ・リモートコード ・高圧コード ・対電極コード ・高圧コードホルダー ・リモートスイッチボックス ・椅子カバー
通電設備		・通電台 ・絶縁台 ・各碍子及びゴム皿 ・通電用椅子 ・対電極アーム
その他		・通電状態 ・出力電圧測定 ・電源電圧測定 ・絶縁状態

5 作業実施時間は、委託者、受託者協議の上、就業時間外または休館日に作業を実施すること。

6 保守点検業務の実施により異常、故障等を発見した時は、速やかに当該施設に勤務する職員に通報し、その指示を求めること。

(33) フロン排出抑制法に係る点検業務仕様書

1 総則

この仕様書は、静岡市健康文化交流館「来・て・こ」のフロン排出抑制法に係る点検業務の実施に当たり、関係法令等に定めるほか、この仕様書に定めるところにより実施するものである。

2 目的

業務は、フロン排出抑制法による管理第1種特定製品(エアコンディショナー)の点検を実施し、使用時におけるフロン類の漏えいを防止し、正常かつ良好な作動状態を維持するために行う。

3 業務内容

法に基づき、次の事項について実施すること。

(1) 施設の管理第1種特定製品の調査・リスト化(様式第29号)

(2) 点検整備記録簿の作成(様式第30号)

機器別仕様、充填量の把握と記載

(3) 管理第1種特定製品の点検

(3-1) すべての管理第1種特定製品の点検(簡易点検)

① 「目視による外観点検」を次の事項について点検を行う(簡易点検チェックシート)

② 第一種特定製品からの異常音、第一種特定製品の外観の損傷、摩耗及び腐食、及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器の霜の付着の有無等について、点検を行うこと。

(3-2) 一定規模以上の管理第1種特定製品の点検(定期点検)

エアコンディショナーのうち、圧縮機に用いられる電動機の規模の区分ごとに定める頻度で次の事項について点検を実施する。

① 第一種特定製品からの異常音、第一種特定製品の外観の損傷、摩耗及び腐食その他の劣化、さび、油漏れ並びに熱交換器の霜の付着の有無等について、点検を行うこと。

② 上記点検により、フロン類の漏えい又は故障等を確認した場合にあっては、可能な限り速やかに、専門点検を行い、フロン類の漏えいの有無を確認するとともに、当該フロン類の漏えい箇所

を特定すること。

- ③ 点検の実施に当たって、法令により資格を要する作業には、有資格者に従事させるとともに、作業により生じた廃棄物は適法に処理すること。

4 点検時期

(1) 簡易点検 すべての管理第1種特定製品は、3ヶ月に1回以上の頻度

(2) 定期点検

- ・圧縮機に用いられる電動機の定格出力が7.5kw 以上50kW 未満のものは点検頻度3年に1回以上
- ・圧縮機に用いられる電動機の定格出力が50kw 以上のものは点検頻度1年に1回以上

5 報告

- (1) 機器からのフロンが漏れていることが確認できた場合速やかに、報告し適切に対処すること。
- (2) 機器の整備に関して、記録し、保存すること。

6 定期点検対象設備

別紙1 対象施設一覧による

7 一般事項

- (1) 対象施設の管理者に対し、事前に作業内容及び日程を説明・協議し、事後には書面により実施状況の確認を受けること。
- (2) 障害の発生防止に努めるとともに、それに必要な助言を対象施設の管理者に対し行うこと。
- (3) 不時の故障が発生した場合は、技術者を派遣し、速やかに適切な処理をすること。
- (4) 本仕様書に記載のない事項でも、法的または設備の維持管理のために必要と思われる事項については、発注者と協議の上行うこと。

別紙1 一定規模（7.5kW）以上の第一種築堤製品の点検（定期点検）を要する施設一覧

生涯学習施設			設置機器	圧縮機電動機定格出力	圧縮機設置場所	機数	屋内機設置場所	屋内機数	次回点検実施期限
名称		所在地							
1	健康文化交流館 「来・て・こ」	駿河区小鹿二丁目 25番45号	GHP	9.5	屋上	1	1F 舞台・編集室	3	令和10 年6月
2			GHP	15.0	屋上	1	1F 大広間	4	
3			GHP	15.0	屋上	1	1F 大広間2	4	
4			GHP	9.5	屋上	1	1F 図書コーナー・廊下	4	
5			GHP	15.0	屋上	1	1F リフレッシュルーム・和室・集会室	6	
6			GHP	9.5	屋上	1	1F 相談室・集会室・準備室・工作室・脱衣室1.2	10	
7			GHP	15.0	屋上	1	1Fラウンジ・外気処理	2	
8			GHP	15.0	屋上	1	1F 事務室・ミーティングルーム・ラウンジ・廊下・スタッフルーム・清掃員控室・更衣ロッカー1.2	11	
9			GHP	9.5	屋上	1	2F ロビーラウンジ	4	
10			GHP	12.1	屋上	1	2F OALーム・1.2情報交流室	6	
11			GHP	15.0	屋上	1	2F アスレチックルーム	8	
12			GHP	9.5	屋上	1	2F 男女更衣室・倉庫・フィットネスルーム	6	
13			GHP	15.0	屋上	1	3F 子供室・授乳室・廊下・展示スペース	9	
14			GHP	12.1	屋上	1	3F 31・32集会室	8	
15			GHP	7.5	屋上	1	3F 調理室	1	
16			GHP	9.5	屋上	1	3F 音楽室・ロビー・廊下	6	
17			GHP	15.0	屋上	1	3F 多目的ホール・舞台・放送室・更衣室	5	
18			GHP	9.5	屋上	1	2F.3F 廊下・外気処理	2	
19			AC	7.81	屋上	1	1F 調理室	2	

フロン類機器管理台帳										環境管理担当者
								施設名		
管理番号	設置種別	管理者所属	管理者名	製造メーカー	型番	製造番号	設置年月日	原動機出力	冷媒種類	定期点検
	エアコン・冷蔵・冷凍機器							原動機出力		不要 1年毎 3年毎

年月日	実施区分	充填量 (kg)	回収時 戻し充填量 (kg)	回収量 (kg)	点検結果		漏洩・故障の状況 修理内容等	業者名	回収充填業者 登録番号	備考 (修理困難理由、修理予定日など)	
	簡・専・定・修・充・回・再・破				良・否	要修理					
	出荷時初期充填量										
	設置時追加充填量										
	簡・専・定・修・充・回・再・破										
	簡・専・定・修・充・回・再・破										
	簡・専・定・修・充・回・再・破										
	簡・専・定・修・充・回・再・破										
	簡・専・定・修・充・回・再・破										
	簡・専・定・修・充・回・再・破										
	簡・専・定・修・充・回・再・破										
	簡・専・定・修・充・回・再・破										
	簡・専・定・修・充・回・再・破										
	簡・専・定・修・充・回・再・破										
	簡・専・定・修・充・回・再・破										
	簡・専・定・修・充・回・再・破										

実施区分:「簡」:簡易点検、「専」:専門点検、「定」:定期点検、「修」:修理、「充」:充填証明書、「回」:回収証明書、「再」:再生証明書、「破」:破壊証明書
※専門点検は、簡易点検で異常が発見された場合の専門業者による点検。

様式第 3 0 号

令和 年 月 日

フロン類機器点検表																				環境管理担当者
				施設名																
管理番号	定期点検			進捗チェック項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計		備考	
	回数	最終	次回																	
	3年毎	年 月	年 月	目標																
	1年毎			実績																
				フロン充填量（k g）																
	3年毎	年 月	年 月	目標																
	1年毎			実績																
				フロン充填量（k g）																
	3年毎	年 月	年 月	目標																
	1年毎			実績																
				フロン充填量（k g）																
	3年毎	年 月	年 月	目標																
	1年毎			実績																
				フロン充填量（k g）																
	3年毎	年 月	年 月	目標																
	1年毎			実績																
				フロン充填量（k g）																
	3年毎	年 月	年 月	目標																
	1年毎			実績																
				フロン充填量（k g）																
	3年毎	年 月	年 月	目標																
	1年毎			実績																
				フロン充填量（k g）																

●：定期点検 ○：簡易点検

※定期点検を簡易点検の該当月に実施した場合は、簡易点検を行った事とする。

(34) 産業廃棄物収集運搬及び処分業務仕様書

1. 本業務は、静岡市駿河生涯学習センターから排出される産業廃棄物の収集運搬及び処分業務である。

業務場所

静岡市駿河生涯学習センター

静岡市駿河区小鹿二丁目25番45号

2. 本業務において収集運搬及び処分を行う廃棄物の品目は次のとおりとする。
 - ・ 廃プラスチック類
 - ・ 金属くず
 - ・ ガラスくず、陶磁器くず及びコンクリートくず
 - ・ 水銀使用製品産業廃棄物（蛍光灯）
 - ・ 混合廃棄物
 - ・ 廃油
 - ・ 木くず
3. 業務実施においては、付近の交通を妨げないように注意するとともに、施設利用者等の安全に十分配慮すること。
4. その他
 - (1) 業務を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例、その他の関係法令を遵守すること。
 - (2) 本仕様書に定めのない事項等については、協議によるものとする。